

令和6年9月定例会

総務政策常任委員会会議録

令和6年9月19日～20日・24日

場 所 第2委員会室

令和6年9月19日(木曜日)

午前10時3分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和6年度宮崎県一般会計補正
予算(第4号)

○議案第7号 工事請負契約の締結について

○議案第21号 令和6年度宮崎県一般会計補正
予算(第5号)

○報告第1号 専決処分の承認を求めること
について

○請願第7号 私学助成の拡充・強化について
の請願

○報告事項

・県が出資している法人等の経営状況について
公益財団法人宮崎県私学振興会
公益財団法人宮崎県立芸術劇場

・宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った
主な施策(令和5年度)について

○その他報告事項

・『宮崎県総合計画2023』アクションプラン
の政策評価結果(令和5年度)について

・宮崎県デジタル化推進計画の骨子(案)につ
いて

・メディキット県民文化センターのリニューア
ルオープンについて

・国際定期便「宮崎-台北線」の再開について

・令和5年度内部統制評価報告書について

・令和6年8月8日の日向灘の地震について

・南海トラフ地震臨時情報について

・令和6年台風第10号について

・宮崎県市町村消防広域化推進計画の改定につ
いて

・宮崎国スポ・障スポ開催決定等について

○閉会中の継続審査について

出席委員(8人)

委員 長 川添 博

副委員 長 山口 俊樹

委員 丸山 裕次郎
委員 濱 砂 守
委員 後藤 哲朗
委員 坂本 康郎
委員 岩切 達哉
委員 黒岩 保雄

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長 重黒木 清

政策調整監 田中 克尚

総合政策部次長
(政策推進担当) 大野 正幸

総合政策部次長
(県民生活担当) 河野 龍彦

総合政策課長 中村 智洋

広域連携課長 川越 勉

秘書広報課長 伊東 浩

広報戦略室長 須波 勇一郎

統計調査課長 伊福 隆徳

総合交通課長 河村 直哉

中山間・地域政策課長 濱川 哲一

産業政策課長 守部 丈博

デジタル推進課長 福崎 寿

生活・協働・
男女参画課長 森山 紀子

交通・地域安全対策監 西丸 日出男

みやざき文化振興課長 堀 尚子

人権同和対策課長 中村 洋介

総務部

総務部長 吉村 達也

危機管理統括監 児玉 憲明

総務部次長 (総務・市町村担当)	渡邊 世津子
総務部次長 (財務担当)	串間 俊也
危機管理局長兼 危機管理課長	中尾 慶一郎
総務課長	今村 俊久
人事課長	那須 隆輝
行政改革推進室長	池北 齊
財政課長	池田 幸優
財産総合管理課長	徳松 一豊
税務課長	蛭原 真治
市町村課長	小藺 真二
総務事務センター課長	後藤 道洋
消防保安課長	羽田 貴一

宮崎国スポ・障スポ局

宮崎国スポ・障スポ局長	山下 栄次
宮崎国スポ・障スポ局 次長兼 総務企画課長	長倉 正朋
競技・式典課長	佐藤 純一郎
施設調整課長	財部 孝志
競技力向上推進課長	横山 美和

事務局職員出席者

議事課主査	春田 拓志
議事課主任主事	上園 祐也

○川添委員長 ただいまから、総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、御覧のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのように決定いた

します。

次に、議案第5号に対する人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付してある資料を御覧ください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっており、その回答でありますので、参考にお配りしております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時7分再開

○川添委員長 ただいまから、総務政策常任委員会を開会いたします。

本日の委員会には、3名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

傍聴される皆様をお願いいたします。

傍聴人は、受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。

当委員会の審査を円滑に進めるために、静かに傍聴してください。

また、傍聴に関する指示には、速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、総合政策部長の概要説明を求めます。

○重黒木総合政策部長 概要説明に先立ちまして、1点御報告を申し上げます。

台北線の関係でございます。国際定期便宮崎—台北線につきましては、本会議におきましても、代表質問で知事のほうから答弁させていただきました。

また、昨日は、11月26日から毎週1便の運行の見通しが立ったということで御報告をさせて

いただいたところでございます。

そういった中で、本日でございますけれども、航空会社のタイガーエアから、台北線の就航を正式に決定したという連絡がありましたので、御報告を申し上げます。

今回の再開に当たりましては、瀆砂議長や日台友好議員連盟の丸山会長をはじめ、県議会の皆様から様々な形で御支援をいただきました。改めて感謝を申し上げます。

一般のソウル線の冬季増便に加えて、今回の台北線の再開により、インバウンドのさらなる増加等が期待されるところでございます。県では、今後もしっかりと両路線の利用促進などに取り組んでまいりますので、引き続き、議員の皆様への御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の委員会で説明する内容につきまして、簡単に御説明申し上げます。

委員会資料、目次を御覧ください。

本日は、報告事項と、その他報告事項ということになっております。

1、報告事項でございますけれども、県が出資している法人等の経営状況について、それから宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った施策（令和5年度）についての2件でございます。

2、その他報告事項につきましては、「「宮崎県総合計画2023」アクションプラン」の政策評価結果（令和5年度）について、それから宮崎県デジタル化推進計画の骨子案について、そして、メディキット県民文化センターのリニューアルオープンについての3件に加えまして、追加で配付しておりますけれども、先ほど申し上げました台北線の再開につきまして御説明申し上げます。

いずれも後ほど担当課長のほうから説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○川添委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○堀みやざき文化振興課長 地方自治法及び条例に基づきまして、県が出資している法人等の経営状況について、御報告いたします。

令和6年9月県議会定例会提出報告書を御覧ください。

タブレットではスライド19番、紙では15ページとなります。

まず、「公益財団法人宮崎県立芸術劇場」についてであります。

初めに、令和5年度の事業報告書であります。1、事業概要については、県立芸術劇場が県民の文化芸術活動の拠点としてその役割を果たしていくよう、舞台芸術を中心とした多様な文化事業を企画、実施しますとともに、県民の文化芸術活動に積極的に活用されるよう、管理運営に努めたところであります。

2、事業実績については、(1)の「県立芸術劇場の指定管理業務」として、施設の供用・維持管理を行い、事業費は1億640万4,000円となっております。

貸館業務の入場者数は、6万827人であり、大規模改修工事に伴い令和5年8月から休館となったため、7月までの4か月間の数字となっております。

(2)は上の(1)以外の業務であります。事業費は3億4,702万4,000円となっております。

その内容ですが、①「宮崎国際音楽祭」については、入場者数は1万7,105人となり、新型コロナの影響を受けておりました前年度より

約3,300人増加し、コロナ禍前にほぼ戻ってきております。

そのほか②「一般公演事業」や、③の当法人が独自に企画・実施します「自主企画制作公演事業」、次のページをお願いします。

④の舞台芸術の入門講座などを行う「教育普及事業」、⑤「芸術文化発信事業」について、それぞれ事業実績に記載の内容を実施しましたが、大規模改修工事による休館のため、県内の文化施設等に出向いて規模を縮小しての実施となり、いずれも前年度に比べ入場者数は減少しております。

次のページ以降の財務諸表については、説明が重複いたしますので、出資法人等経営評価報告書のほうで御説明いたします。ページが飛んで恐れ入りますけれども、タブレットではスライド149番、紙では145ページを御覧ください。

まず、一番上の概要の中ほど、総出資額は2億1,579万7,000円で、全額県の出資となっております。

その下の枠の中、県関与の状況であります、人的支援の右側、令和6年度の合計の欄、役員数10人のうち、県退職者は2人で、うち常勤が1人、非常勤が1人です。合計の一番下、職員数26人のうち、県からの派遣職員は1人、県退職者は1人となっております。

その下の財政支出等につきましては、令和5年度は、県委託料が4億6,386万1,000円で、その内容は、さらにその下の主な県財政支出の内容を御覧ください。

①～④は、一番右側の種別にありますように、いずれも指定管理料であり、①は県立芸術劇場の管理運営事業、②は国際音楽祭の開催・準備事業、③は劇場が主催する舞台公演などの県民文化振興事業となっております。④は光熱費高

騰に伴い指定管理料の補填を行いました。

一番下の活動指標であります、①劇場稼働率については、実績値63.9%で、新型コロナの影響を受けていた前年度より上昇しておりますが、②主催公演の入場者率、③友の会会員数は、大規模改修工事に伴う休館の影響もあり、前年度の数字及び目標値を下回っております。

次のページをお願いします。

財務状況であります、まず左側の正味財産増減計算書の令和5年度の列を御覧ください。

経常収益は5億7,421万9,000円、その下の経常費用は5億9,239万2,000円で、当期経常増減額は1,817万3,000円の赤字となっております。

主な理由としましては、大規模改修工事による令和5年8月からの休館以降は、全ての事業を県内のほかの文化施設等で実施いたしましたが、入場料単価やキャパシティーの面から、入場料収入が大きく減少したことによるものであります。

その下の一般正味財産期末残高は1億6,518万2,000円、指定正味財産期末残高は2億1,584万7,000円となっており、この結果、一番下の正味財産期末残高は、これらを合わせて3億8,102万9,000円となっております。

続きまして、右側の貸借対照表の令和5年度の列を御覧ください。

資産は4億4,090万1,000円、3つ下の負債は5,987万2,000円、資産から負債を差し引いた正味財産は3億8,102万9,000円です。

その下の財務指標であります、①管理費比率は、目標値の51%に対して、実績値は59.6%、②入場料収入比率は、目標値の36%に対して、実績値は12%となっており、いずれも目標値を下回っておりますが、特に、②入場料収入比率につきましては、休館に伴い、劇場以外の施設

で事業を実施したことによるものであります。

直近の県監査の状況であります。昨年度の定期監査において指摘事項はございません。

一番下の総合評価の欄の右側、県の評価についてであります。

令和5年度は大規模改修工事に伴う休館の影響を受けながらも、計画していた自主事業は全て実施することができており、活動内容はいずれの項目も目標値には届かなかったものの、県内各地で公演を実施することで、これまで劇場に足を運ぶ機会の少なかった県民に対しても、舞台芸術を楽しむ機会を提供することができたものと考えております。

財務指標については、自主事業の公演を全て予定どおり実施をいたしました。休館の影響で、特に入場料収入については大きく減少しております。

今後とも、収支バランスを適正に保ち、公益性の高い事業を実施していく必要があると考えております。

なお、組織運営については、適正に行われております。

このため、下の評価につきましては、活動内容がB、財務内容がB、組織運営はAとしたところであります。

最後に、タブレットではスライド24番、紙では20ページを御覧ください。

「令和6年度の事業計画」についてであります。

1の基本方針のとおり、今後とも県民の文化芸術活動の拠点として、多様な文化事業を企画・実施することとしておりますが、大規模改修工事完了後は、県民が積極的に創作・発表活動の場としても利用できるよう、適切な管理運営を行ってまいります。

公益財団法人宮崎県立劇場については以上であります。

続きまして、タブレットではスライド147番、紙では143ページを御覧ください。

「公益財団法人宮崎県私学振興会」の経営状況であります。

総出資額は4億2,583万8,000円、このうち県出資額は1億9,675万5,000円で、県出資比率は46.2%であります。

設立目的については、県内の私立学校が相互に連携・協調し、私立学校教育の充実・振興を図るために事業を行い、本県教育文化の高揚に資することとしております。

次に、県関与の状況であります。

まず、人的支援については、令和6年度の欄を御覧ください。役員数11人のうち、県職員は非常勤が1人、県退職者は常勤が1人、また、職員数は4人で、このうち3人がプロパー職員であります。

財政支出等については、令和5年度は県補助金は8,614万7,000円となっております。内容といたしましては、その下の欄にありますとおり、①の私立学校教職員等の退職手当資金の基金造成に対する補助金、②の私立学校の設置者及び教職員の資質向上のための研修事業に対する補助金であります。

その下、実施事業であります。①「教育研修事業」をはじめ、②「魅力ある学校づくり事業」として、各学校が行う外国人講師の招致や教育設備の購入費に対する助成などを行っております。

一番下の活動指標につきましては、①研修参加者満足度が実績値98.1%、②魅力ある学校づくり助成利用件数が実績値19件で、いずれも目標値を上回っております。

次のページをお願いします。

財務状況につきましては、まず左側の正味財産増減計算書の令和5年度の列を御覧ください。

経常収益は6億1,540万1,000円で、これは私立学校教職員の退職金のための学校法人からの負担金が主なものであります。

その下の経常費用は6億1,531万3,000円で、これは退職金の支出が主なものであります。

経常外の収益・費用はございませんので、下から5つ目の一般正味財産期末残高は1,956万円となります。

次に、右側の貸借対照表の令和5年度の欄を御覧ください。

一番上の資産は59億8,925万5,000円で、主なものは教職員の退職金の基金であります。

負債は55億4,385万7,000円で、資産から負債を差し引いた正味財産は4億4,539万8,000円となっております。

次に、その下の財務指標ですが、①自己収入比率は実績値9.3%で、前年度を上回り、目標値に近づいており、また②管理費額は、実績値2,717万8,000円で、目標を達成しております。

直近の県監査の状況については、昨年度の監査で指摘事項はございませんでした。

最後に、総合評価の右側、県の評価についてであります。

活動内容については、社会情勢の変化等により多様化する教育ニーズに沿った研修事業を実施しており、評価できるものとなっております。

財務内容についても一定の評価ができ、組織運営についても良好と認められます。

よって、評価につきましては、活動内容、財務内容、組織運営のいずれもBとしたところであります。

○濱川中山間・地域政策課長 宮崎県中山間地

域振興計画に基づいて行った主な施策（令和5年度）について説明いたします。

報告内容は、別冊資料としてお配りしております令和6年9月県議会定例会提出報告書に記載しているところですが、分野が多岐にわたり、分量も多いことから、主な内容について、委員会資料で説明させていただきます。

委員会資料の3ページを御覧ください。

中山間地域振興計画につきましては、昨年度の6月議会で、令和5～8年度までを計画期間とする第4期の計画を議決いただいたところですが、今回の報告は、計画の初年度に当たります令和5年度に取り組んだ施策について、中山間地域振興条例の規定に基づき報告するものであります。

この計画の「目指す将来像」については、(1)に記載のとおりであります。

資料の4ページを御覧ください。

(3)「重点施策」について、「ひと」「生活」「しごと」を3つの施策の柱としており、「ひと」については、移住など人を呼び込む施策など、「生活」については、集落や地域における日常生活維持に必要な取組やくらしのゆたかさを継承する取組、「しごと」については、担い手確保や稼ぐ力の向上などに取り組むこととしております。

資料の5ページを御覧ください。

ここからが令和5年度に取り組んだ主な施策の抜粋と目標指標の達成状況となります。

まず、1つ目の重点施策の柱であります「ひと」についてであります。

(1)「戦略的な移住・定住の促進」につきましては、全国4か所の宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターにおける相談対応や移住セミナーを実施したり、「ふるさと宮崎人材バンク」を

活用した県内企業と求職者とのマッチング機会の提供などによるU I Jターン就職の支援、それから、移住者向け空き家利活用促進に取り組む市町村に対する補助などに取り組みました。

(2)「地域を担う次世代の育成」につきましては、高校生向けの就職総合情報サイト「アオ活！」において、県内企業の情報を掲載しましたほか、企業紹介冊子「WAKU WAKU WORK! 宮崎」を県内全ての高校に配布し、県内企業の魅力発信を行いました。

また、「宮崎ひなた集落研修交流会」を開催し、集落間のネットワーク構築や集落活動に意欲的に取り組む人材の育成を図りました。

資料の6ページを御覧ください。

(3)「外部人材の活力の取り込み」につきましては、人手不足等で活動が困難な集落に「中山間盛り上げ隊」としてボランティアを派遣し、集落支援を通じた交流を実施いたしました。

(4)「さらなる関係人口の創出・拡大」につきましては、みやざきワーケーション推進協議会の会員を対象とした研究会や、都市部の企業・個人と市町村のマッチングを実施し、ワーケーションの取組を推進しました。

7ページを御覧ください。

1つ目の柱「ひと」に関連する目標指標の達成状況ですが、記載のとおりとなります。

表の左から2つ目の設定エリア欄にローマ数字の記載がありますが、下の欄外に記載のとおり、Ⅰが条例上の中山間地域に該当する地域の実績、Ⅱが市町村全域が中山間地域となっている18市町村の実績、Ⅲが県内全域の実績をまとめたものとなります。

資料の8ページを御覧ください。

2つ目の柱「生活」についてですが、この生活については、さらに2つに大きく大別してお

りまして、その1つ目、Ⅰ「生活を守る・支える「宮崎ひなた生活圈づくり」」についてであります。

(1)の日常生活に必要なサービスや機能の維持・確保ですが、①にありますとおり、市町村に対しまして移動スーパーの導入支援補助金の活用を推進したり、②「医療・介護・福祉サービスの確保」については、へき地診療所の出張診療やドクターヘリの運航の実施、宮崎大学医学部附属病院や県立延岡病院と連携し、へき地医療施設につなぐICTを活用した遠隔診療支援システムの運用支援やオンライン診療の実証実験の実施、自治医科大学卒業医師14名の6市町村への派遣などを実施いたしました。

9ページを御覧ください。

③「生活に必要な交通の確保」については、幹線的バス路線等について、地域間幹線の転換支援による運行の最適化や、みやざきシニアバスといった利用促進策を実施いたしました。

(2)「地域運営組織の形成促進」につきましては、モデル地域において、外部専門家による地域運営組織の形成支援、地域運営組織の形成や運営を担うリーダー群の育成の研修会の開催、農村型地域運営組織の取組の支援などに取り組みました。

(3)「子育て環境の充実」につきましては、中高生や若手社会人向けのライフデザインセミナーや、子育て応援フェスティバルを開催し、県民全体で出会いや子育てを応援する機運の醸成を図りました。

(4)「防災・減災のための体制づくり」につきましては、防災士の養成や市町村が行う自主防災組織への資機材整備等への財政支援を行いました。

資料の10ページを御覧ください。

「生活」の2つ目の項目、「IIくらしのゆたかさの継承」についてであります。

(1)「多面的機能の維持・保全」ですが、災害のおそれのある森林において治山事業を実施したり、鹿の生息域の拡大が懸念されている県南地域や日之影延岡地域において、関係機関と連携して適切な捕獲を実施いたしました。

(2)「中山間地域の魅力の発信」につきましては、「綾ユネスコエコパーク」、「霧島ジオパーク」、「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」、「世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域」など、地域資源ブランドの認知度向上や周遊促進につなげる取組を行いました。

資料の11ページを御覧ください。

「生活」に関する目標指標の達成状況は、記載のとおりとなります。

資料の12ページを御覧ください。

3つ目の柱「しごと」についてであります。

(1)「担い手の確保・育成」につきましては、農林業への就業希望者に対する相談会や、みやざき林業大学校等における就業に向けた研修の開催、県漁村活性化推進機構を中心とした経営体とのマッチング等を実施を行い、さらに、特定地域づくり事業協同組合設立に向けた取組に対する補助金の交付を行いました。

(2)「中山間地域の特性に合った産業の振興」につきましては、「集落営農活性化プロジェクト促進事業」を活用し、2つの集落営農法人に対して支援を行ったほか、企業成長促進プラットフォームにおいて、成長期待企業13社に対する伴走支援や、県産業振興機構と連携し、宮崎県次世代リーディング企業を新たに2社認定するとともに、合わせて8社に対する伴走支援を行いました。

13ページを御覧ください。

(3)「地域資源を生かした稼ぐ力の向上」につきましては、フードビジネス関連の新商品の開発やデザイン、販路開拓等の相談に応じた課題解決の支援や、地域ぐるみの6次産業化に向け、2つの村で研修会を開催するとともに、1つの市に専門家を派遣し、産地型商社設立を支援いたしました。

(4)「新しい技術や手法の導入」につきましては、ICT利活用促進のため事業者向けセミナー等を開催するとともに、デジタル実装を進める企業への補助や、介護分野での業務効率化を図るため、ICTや介護ロボットの導入経費の支援を行いました。

(5)「地域経済循環の促進」につきましては、稲わら等の地域資源の有効利用のため、地域連携による資源利用拡大推進事業の機械導入・施設整備を支援しました。

資料の14ページを御覧ください。

こちらが、「しごと」に関する目標指標の達成状況で、記載のとおりとなります。

最後になりますが、中山間地域におきましては、人口減少対策など様々な課題が依然として存在しておりますので、この計画に基づき、各部局一丸となった施策の展開、県民の中山間地域への理解促進などを図りながら、引き続き、中山間地域の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はございませんか。

○岩切委員 報告事項なので、あまり深い議論は求めないですけれども、念のためなんです、県立芸術劇場が閉館中ということで、劇場以外の場所でいろいろな文化的な事業を行ったというお話を聞きましたが、公益法人の名称が「県

立芸術劇場」となっております。公益財団法人宮崎県立芸術劇場という名称は、まさに県立芸術劇場を指定管理を受けるがためにつけた名前だと思うんですけども、県内の文化振興に寄与する法人という認識まで広げるとすれば、そのあたりはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

他の会場での活動が県民にとって喜ばれたというお話もありましたので、拡大していくようなことを公益財団法人宮崎県立芸術劇場は考えられないのか。課としてはどのように思うのか、そのあたりを少し確認したいなと思って手を挙げました。

○堀みやざき文化振興課長 公益財団法人宮崎県立芸術劇場、この名前は確かに指定管理を取る財団の名前でございますけれども、県の公の施設としましても、宮崎県立芸術劇場というものは、その場所の名前といいますか、施設全体の名前として、県民の皆様には30年親しまれている名前なのではないかなと思います。

委員御指摘のとおり、県内各地で音楽祭ですとか劇場の自主事業を広域で開催したという成果は、大変大きかったなと思います。多くの県民の皆様から、またぜひやってほしいとか、こういった公演や音楽に触れるのは初めてだったという喜びの声もいただいておりますので、文化の裾野が広がったといった成果は大いにあったのかなと、県としても感じております。

この成果を今後はどう生かしていくかということが一番重要になってきます。現在、第30回宮崎国際音楽祭、そして、令和7年度の劇場の事業の企画検討を行っているところであります。広域開催の成果を生かして、県内各地で実施することができないかということ、市町村とも連携を図りながら、意向もお聞きしながら

検討を進めているところであります。

また一方で、芸術劇場は大規模改修中ではありますが、改修が間もなく終了いたします。新しいリニューアルした劇場で公演や音楽を楽しんでいただきたいという思いも強くございます。広域での開催が音楽祭や宮崎県立芸術劇場の取組に関心を持っていただく機会になったと思いますので、次はぜひ劇場に実際に足を運んでいただいて、リニューアルした劇場で公演を堪能していただきたいなとも思っております。

県内各地での公演と新しい劇場での公演、このバランスを取りながら、企画・検討を引き続き行ってまいりたいと考えております。

○岩切委員 県民に親しみというか、認知も広がっている名前とは思いますが、県立芸術劇場が指定管理者として受け続けるということにとどまってしまうことあると思います。

リニューアルのために閉館しているがゆえに外に出たということだとは思いますが、結果的に喜ばれていますので、活動の実績が名称にも現れるようになればもっとよろしいかなという思いを抱いたものですから発言させていただきました。

関係する皆さんの中で御議論があるとうれしいと思います。

続けて、中山間地域の戦略的な移住ということで、資料7ページに目標達成の状況が出ているものがございます。県外からの移住世帯数の令和5年度実績225世帯、これには例えば都城市は含まれないだろうと思うんですけども、都城市が積極的な移住戦略を描いたために、それ以外の地域に影響が出たという理解があると思います。

結果的に、設定エリアⅡでの令和5年度の実績が厳しい状況になったと理解すればいいのか、

それとも、全く関係ありませんという立場なのかを教えてください。

○濱川中山間・地域政策課長 中山間地域への移住世帯数についてですけれども、おっしゃったとおり、この数字には都城市の数字は含まれておりません。都城市にも設定エリアⅠの中山間地域はあるんですけれども、そのエリアだけの数字は把握できませんので、把握できる市町村単位の数字——設定エリアⅡということで、市町村全域が中山間地域となっている18市町村の集計となっております。

昨年度、都城市が積極的な移住施策を推進されまして、非常に実績も伸びたところであります。しかしながら、県内全ての市町村が移住施策に取り組んでおられまして、県と26市町村は、基本的には同じ方向を向いて移住・定住施策を推進していると考えております。県外、都市部からの移住者を獲得しているというところの方向性は基本的に一致しているのではないかと考えております。

市町村がそれぞれの狙いといったようなものを加味しながら施策を展開されていますけれども、令和5年度実績の225世帯という数字が都城市の影響があったのかどうかというところまでは、私どもでは把握できておりません。

令和8年度までの累計で1,000世帯をという目標を設定しておりまして、1年あたり250世帯が目標となっております。若干目標を下回っておりますけれども、おおむねこの目標から大きく外れた数字ではないと考えておりますので、引き続き、市町村と協力して、中山間地域への移住についても取り組んでいきたいと考えております。

○岩切委員 都城市が余裕ある財源を基に移住を促進されたこと自体をどうこういう立場では

ございません。それはそれで都城市の判断だったと思います。

県内の均衡というものも考える必要はないとは思いますが、都市部に置いてあるUIJターンのほうで、市町村のそれぞれの魅力というか、示される条件が、「都城市に引っ越したい」「移住したい」というものばかり、UIJターンの中心で取り扱われるとすれば、UIJターンの中心に市町村が期待するものとは少し違って来るかなという思いを抱いたところです。センターの機能と各市町村の頑張り度というか、判断の違いで影響が出るんじゃないかなと思っているものですから、そのあたりの整合性を取っていく必要があるのかどうかというところを少し気にはしております。

要は、UIJターンの中心に出資していただいているけれども、「都城市にばかり持たれるよね」という声にならないかなという思いです。都城市の頑張りや批判はできないと思いますので、そのあたりをうまく調整をいただくとうろしいかなという思いを抱いておりますものから発言させていただきました。

○濱川中山間・地域政策課長 県のUIJターンの中心へ相談に来る方で、宮崎県ということだけ何となく決まっています、どの市町村かといったところをまだ決めていらない相談者の方々については、県内の各市町村の状況を等しくお伝えして、御希望に沿う市町村の御紹介をして、当該市町村に相談を引き継ぐといった形でやっております、もちろん26市町村平等に取り組んでおります。

それから、県が主催する移住相談会等においても、東京都などでは特に、ほとんどの市町村に参加いただきまして、それぞれの市町村の移住相談に応じていただいている状況です。県内

全市町村それぞれに、移住したいという方が移住できるような施策を引き続き推進してまいりたいと考えております。

○黒岩委員 2点お聞きしたいと思います。

まず1点目、県立芸術劇場の件なんですけれども、県からの指定管理を受けていらっしゃるというところなんです、この指定管理の選定に当たっては、公募によらない選定だったのでしょうか。

○堀みやざき文化振興課長 指定管理者の選定につきましては、公募により行っております。

○黒岩委員 2点目ですが、宮崎県中山間地域振興計画についてです。非常に幅広い計画で、県の総合計画に匹敵するぐらいの計画ではないかと思いますが、県の総合計画が上位計画ということになるのでしょうか。

○濱川中山間・地域政策課長 上位計画は県の総合計画になります。

○黒岩委員 市町村の場合には、過疎とか辺地などは計画に位置づけていけばいろいろな財政措置が受けられるんですけれども、宮崎県中山間地域振興計画については、何らかの財政措置、支援が国からあるのでしょうか。

○濱川中山間・地域政策課長 振興計画に位置づけているということでの特段の財政措置があるというものではございません。

○黒岩委員 分かりました。

○山口副委員長 県立芸術劇場についてお伺いしたいんですが、活動指標の中で、主催公演の入場者率が目標値として定められています。キャパシティーの中でどれだけ入場者が入ったかということだと思いますが、このキャパシティーは、あくまで県立芸術劇場でのキャパシティーということでの計算になっているのでしょうか。今回、県内各地でやっていますけれども、それ

ぞれの会場でのキャパシティーと入場者数で割り出した数値なのか、どちらでしょうか。

○堀みやざき文化振興課長 主催公演の入場者率のキャパシティーでありますけれども、議員御指摘のように、例年は劇場の座席数を基本としておりますけれども、令和5年度におきましては広域開催でありますので、県内各地の施設の座席数もこの中に入っております。

○山口副委員長 友の会の会員のところが数字的に厳しくなっていると思うんですが、これについてはあまり総合評価とかの中で言及がなかったように感じられました。リニューアルオープンに向けて、友の会に入ってもらえるような仕掛けを考えていますとか、そういった前向きな取組の予定があれば、教えていただけますか。

○堀みやざき文化振興課長 友の会の会員数は確かに少し落ち込んでいるところがございます。以前は、この目標値にほとんど近づくような数字になってきていたんですけれども、コロナ禍で落ち込みまして、また休館ということになってさらに落ち込んだという実情がございます。

これまでも会費を引き下げたり、幾つかの人気公演についてはウェブ上の先行予約を会員限定で行ったりなど、サービスの向上により会員数を増やしてきたところであります。検討中のため具体的には申し上げられませんが、リニューアルした劇場の中で、友の会の会員数をさらに目標値に近づけるために、ウェブ上のサービス向上などを中心に、サービスの充実に努めていきたいと考えております。

○丸山委員 資料7ページの中山間地域振興計画の達成状況についてお伺いします。先ほど令和5年度が225世帯という移住の話がありましたが、平成30年から令和3年の現況値757世帯と書

いてあります。よく言われることで、地域おこし協力隊のときにはいるけれども、3年間で終わるといつの間にかなくなってしまうというような定着率について、中山間地域は特に地域的に厳しい状況ですので、どのように市町村でフォローアップしているのか、また県はやっているのか分ければ教えていただきたいと思いません。

○濱川中山間・地域政策課長 移住後の定着については、なかなか推移を追えないという実情はあります。

中山間地域の定着率というところについては、市町村で移住サポーターという方を置いていただいて、移住された方のフォローをしていただく、あるいは、地域ぐるみでフォローしてもらうことで定着につなげていただいております。地域を気に入っていただき、地域の住民の方々と懇意になっていただき、地域を愛して残っていただくということに取り組んでいく必要があると思いません。

施策としては、移住サポーターです。後は、その地域の努力といったところになるかと思いません。

○丸山委員 目標値に定着率がないものですから、そこをしっかりとしないと意味がないのかなと思いません。市町村と連携しながら、どういう状況なのか、何が足りないのか、何をすればいいのかというのを具体的にもう少しやらないと意味がないのかなと思いませんので、そのあたりはしっかりと対応していただければありがたいと思いません。

また、集落活動支援マッチングサイトを活用した集落数が、令和8年度の目標値240に対して13しかないものですから、このあたりを考えると、なかなか厳しい状況じゃないかな。

何が要因で少なかったのか、新型コロナの影響があつてなかなか準備ができなかったのか。何が要因でこれだけ目標値と乖離が生じたのか、そのあたりを教えていただきたいと思いません。

○濱川中山間・地域政策課長 中山間盛り上げ隊の実績ということになりますけれども、人手不足や高齢化等によって活動が難しくなっている集落に、外部からボランティアとして来ていただいて、集落活動をお手伝いするとともに、地域の方々と交流を深めていただいて、関係継続につなげていきたいという目的の下の取組です。

令和5年度の実績が少ない数字となっております要因としまして、1つは、活動していただく盛り上げ隊の隊員の確保といったところです。実際に活動に行っていた隊員数が固定化しており、少ないというところで、この掘り起こしが課題だと思っております。令和5年度は、大学生を中心に、掘り起こし活動等をして、一定数増加したところですが、今年度以降もその活動は継続して、手伝っていただくボランティアの方々と確保してまいります。

もう一つは、「地域に来てください」という集落のほうの呼びかけといったところです。委員がおっしゃったように、確かにコロナ禍に落ち込んだところではございまして、以前は手伝いに来てもらっていたんですけども、コロナ禍の後はお声かけしていないという集落もあつたりします。あるいは、外部からボランティアで来てもらって、交流したらいいんじゃないという地域ですとか集落の行事もあるかと思いません。そういったところに我々が市町村を通じて積極的に掘り起こしもやって、募集する集落も増やしていく。隊員と集落、両方増やすということでこちらの数字を活発化させていきたいと

考えております。

○丸山委員 盛り上げ隊のボランティアの現在の人数がどの程度であって、本当はこれぐらいの盛り上げ隊の人数が必要だとかは、県ではどのような感じに考えているのか。

また、今度は受け入れる側の市町村の地域がないと目標値の240というのも……。そういうところがしっかり地域として残してほしい、頑張してほしいという形を多分考えていらっしゃると思うんですが、現状をもう少し詳しく説明していただくとありがたいと思います。

○濱川中山間・地域政策課長 まず、ボランティア数、ここでは中山間盛り上げ隊の隊員数ですが、令和5年度現在登録されている隊員の方が990名いらっしゃいます。実活動人数は数十名というところで、990名という数その数とおりに機能していない状況にあります。

一方、集落のほうについては、この目標値を集落数4年間で240、1年間にすると60としておりますけれども、この考え方として、県内20の集落が年に3回募集をしていただくことで、20掛ける3で60という想定をしておりました。

20集落ぐらいには少なくとも募集をしていただいで、しかも、できれば年3回ぐらい呼んでいただくということを目指して取り組んでいく必要があると思っております。

隊員数につきましては、活動によって募集される人員は違いますけれども、その集落の活動60回という数に見合う数——仮にここで5人としますと、延べ300人ということになります。同じ方が複数回参加されることは当然想定されますが、それを担うだけの隊員を確保していくことが必要ではないかと考えております。

○丸山委員 今の説明によりますと、約990名の隊員がいますけれども、実質活動は数十名ぐら

いでしかないということですが、ここをどうやって活性化していくのか、また増やしていくのでしょうか。990名の方々に、県はアプローチを鋭意やらないと、活動できないし、オーダーがあってもできません。同じ人が行くだけでは意味がないと思っています。そのあたりの努力が全然見受けられないような気がするものですから、どのような施策を新たに考えていらっしゃるのかを教えていただきたいと思います。

○濱川中山間・地域政策課長 既に会員となっている方々に対しては、メール等での御連絡は可能ですので、集落の活動内容やどういう交流ができて、心の充足というんでしょうか、つながりをアピールしながら、活動への参加を呼びかけていくと同時に、活動を知らなくて参加されていない方もいらっしゃると思いますので、昨年度に引き続き大学生ですとか、関心のありそうな層に対して紹介と呼びかけをしてまいりたいと考えております。

990名のうち数十名については、令和5年度中に参加された方の数という意味だったんですけれども、中には直接集落と交流がある程度できておまして、我々を通さず集落と隊員個人で交流ができていくという事例も聞いておりますが、その数については把握はできていない状況です。

○丸山委員 頑張ってくださいとしか言えませんので、よろしく願います。

○川添委員長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後にお願いいたします。

○中村総合政策課長 委員会資料の15ページを

御覧ください。

『宮崎県総合計画2023』アクションプラン」の政策評価結果について御報告いたします。

まず、1の趣旨等でございますが、令和5年度に策定しました県総合計画アクションプランに掲げる5つのプログラムについて、①と②に記載の観点から、令和5年度の実施に係る評価を実施したものであります。

次に、2、評価方法でございますが、評価は2段階に分けて実施しております。

(1)の内部評価は、所管課において指標の達成状況を定量的に評価したものであり、プログラムごとに設定した指標の目安値に対する達成度が高いほど評価が高くなります。

(2)の外部評価は、学識経験者等で構成する総合計画審議会において、(1)の内部評価を参考に、社会情勢による影響等も勘案して評価していただいたものであります。

なお、これらの評価につきましては、2回の審議会を経て、8月19日に知事に答申がなされております。

続いて、16ページを御覧ください。

3の評価結果でございますが、ページ右下の囲みに示しておりますように、評価区分AからDまでの4段階による外部評価の結果、令和5年度の実施に係る評価につきましては、B評価が3プログラム、C評価が2プログラムとなっております。さらなる実施の強化を要する課題はありますが、全体としましては一定の成果が出ているとの評価をいただいております。

続きまして、17ページを御覧ください。

ここから、各プログラムの評価結果の概要をまとめてございます。

まず、プログラムのⅠ、「コロナ禍・物価高騰等からの宮崎再生」につきましては、B評価と

のとおり、全体としましては観光業をはじめ各産業部門におけるコロナ禍からの回復など一定の成果が認められるものの、今後はスポーツ観光プロジェクトの推進により、本県の強みを生かした地域経済の活性化につなげるとともに、医療・福祉人材の確保・育成など、地域医療・福祉の充実に加え、貧困や孤立、自殺など困難を抱える人に寄り添った対策の強化が急がれるとの総括評価をいただいたところでございます。

次に、18ページを御覧ください。

プログラムⅡ、「希望ある未来への飛躍に向けた基盤づくり」につきましては、B評価となっており、全体としましては、一定の成果が認められるものの、今後は引き続き中長期的な視点に立って、安心と希望ある未来へと飛躍するものの礎づくりに挑戦するとともに、将来にわたって持続可能な地域交通網の構築や、災害に強い人づくり、地域づくりに向けた実施の強化が求められるとの総括評価をいただいたところであります。

続きまして、19ページを御覧ください。

プログラムのⅢ、「「みやざき」の未来を創る人材の育成・活躍」につきましては、一部に成果の上がない項目があることから、C評価となっております。

今後は、特に合計特殊出生率や出生数の回復、学力や人権意識の向上などの課題に対し、より踏み込んだ対応が急がれるとの総括評価をいただいたところであります。

続きまして20ページを御覧ください。

プログラムのⅣ、「社会減ゼロへの挑戦」については、一部自治体の実施により成果の上があるものの、社会減対策のさらなる強化が必要であることから、C評価となっております。

今後は、厳しい状況になる中山間地域を含め、県内全域において社会減の改善につながるよう、県外流出が顕著な若者・女性を重視した社会減対策の抜本的な強化や、移住・定着促進に向けた取組等の充実が急がれる。また、宮崎ひなた生活圏づくりの推進、循環型農林水産業や脱炭素経営のさらなる推進等により、地域の持続可能性を高めていく必要があるとの総括評価をいただいたところでもあります。

最後に、21ページを御覧ください。

プログラムのV、「力強い産業の創出・地域経済の活性化」につきましては、B評価となっており、全体としては一定の成果が認められるものの、今後は外国人材も含めた産業人材の確保・育成を強化するとともに、デジタル化や脱炭素化などの世界を取り巻く環境変化への対応や、スマート農林水産業の推進、半導体産業等の新たな成長産業や企業の育成を図り、産業競争力を高める必要があるとの総括評価をいただいたところでもあります。

なお、評価結果の詳細につきましては、別冊資料1としまして、審議会からの報告書を配付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

この評価結果に加えまして、委員からいただいた御意見等も踏まえながら、今後の施策推進に生かしてまいりたいと考えております。

○福崎デジタル推進課長 宮崎県デジタル化推進計画の骨子(案)について、御説明いたします。

委員会資料22ページを御覧ください。

まず、1の「これまでの動き」では、6月の常任委員会で報告させていただきました後の動きについて整理しております。

まず、県内の全市町村と産業界の代表者等で

構成される県デジタル社会推進協議会に対し、計画に関するアンケート調査を実施しております。

これを基に、私ども職員が県内26市町村を直接訪問しまして、今後の必要となるデジタル人材像などの地域の課題等について意見交換を行いますとともに、デジタル化の現状や機運の高まり等について状況の把握を行ったところでもあります。

また、商工業、農業等、各産業界の団体等で構成されます県デジタル社会推進協議会におきましても、計画に向けた意見交換を実施しまして、デジタル人材の育成等について御意見を伺ったところでもあります。

続きまして、2の「改定にあたっての基本的な考え方」であります。

まず、計画の名称でございますが、デジタル社会の到来、デジタル技術の進展等を踏まえまして、名称につきましては、「宮崎県情報化推進計画」から、「宮崎県デジタル化推進計画」に改めさせていただきます。

また、これまでの取組を踏まえまして、「行政」「産業」「地域と暮らし」の3つに再構築をしまして、共通の課題であります「デジタル人材の育成・確保」につきましても、新たに柱立てすることとしております。

3の「骨子(案)」につきましては、次の23ページをお開きください。

まず、第1章では、計画策定の趣旨や位置づけ、期間、推進体制について記載させていただきます。

次に、第2章、現状と課題では、国などのデジタル政策等をめぐる流れや、生産年齢人口の減少、あるいは低い労働生産性といった国・県全体での課題から、デジタル技術の活用が必要

性等について記載する予定です。

次の第3章、基本目標と施策の方向では、第2章を踏まえまして、県民誰もが輝き、安全・安心で豊かさを実感できるデジタル社会の実現を基本目標に掲げまして、「行政」・「産業」・「地域と暮らし」に加え、各柱の共通課題であります「デジタル人材の育成・確保」の4つの柱で施策を推進していくこととしております。

まず、図の左、「行政」では、行政手続のオンライン化や利用促進など、行政サービスの質の向上、デジタル技術を活用した業務の効率化、働き方改革など、業務チームの効率化の推進、市町村の実例化の推進を記載することとしております。

次に、図の真ん中、「産業」では、デジタル化の導入による業務効率化、労働生産性の向上に向けて取り組む内容を各分野の共通の取組と、農林水産業、商工観光業分野など、各分野独自の取組に分けて記載することとしております。

次に、図の右、「地域の暮らし」では、安心・安全な暮らしの確保のため、医療・介護・福祉や、防災・教育・文化など、住民に身近な分野における取組やサイバーセキュリティ対策などを記載することとしております。

最後に、一番下の「デジタル人材の育成・確保」では、官民共通の課題でありますデジタル人材の育成や確保、学校等における情報教育の充実に加え、全ての方がデジタル化の流れに取り残されないよう、高齢者等のデジタルデバイド対策について記載することとしております。

なお、参考資料として、今回、市町村等から要望がございました優良事例等について、新たに記載することで横展開を図っていきたくと考えております。

次の24ページを御覧ください。

4の今後の改定スケジュールであります。

今後、宮崎県デジタル化推進本部におきまして素案の検討を行い、当委員会にも報告をし、御意見等を伺いながら、今年度中の計画の策定・公表を考えております。

○堀みやざき文化振興課長 常任委員会資料25ページを御覧ください。

メディキット県民文化センターのリニューアルオープンについて御説明いたします。

1、概要ですが、メディキット県民文化センターは、令和5年8月から休館し、大規模改修工事を実施しておりますが、主な改修工事が当初の予定どおり令和6年12月末で終了する見込みになりましたことから、新たに導入した設備の調整や操作技術の習得など、県民の皆様にご利用いただく環境整備を行った上で、段階的に開館する予定としております。

主な改修工事の状況については、表にありますとおり、特定天井、舞台設備、外壁の改修につきましては、令和6年12月末に工事が終了する予定であります。

また、エントランスホールにあるエレベーター1号機の改修につきましては、令和7年3月中旬に終了予定であります。

改修の効果であります①のとおり、各ホールの特定天井の落下防止措置を講じ、経年劣化の著しい外壁やエレベーター設備の改修を行うことにより、建物や設備の安全性の向上が図られますとともに、②のとおり、舞台機構のうち、LEDビジョンなどの重量物を舞台上につり下げて演出効果を高める「吊り物」と呼ばれるものがありますが、その重量の向上のほか、照明設備のLED化や視認性の向上、音響施設の明瞭度の向上など、舞台設備の機能性の向上が図られ、公演内容の充実につながるものと考

えております。

次の26ページを御覧ください。

2、リニューアルオープンのスケジュール(予定)であります。

まず(1)部分オープンとして、令和7年2月1日に、工事を実施していない練習室、和室、ミーティングルームの利用を再開する予定であり、利用受付は3か月前の令和6年11月1日から開始することとしております。

その後、(2)全面オープンにつきましては、令和7年4月1日にコンサートホール、演劇ホール、イベントホールの各ホールを含めた施設の全面利用を再開する予定であり、利用受付は6か月前の令和6年10月1日から順次開始することとしております。

メディキット県民文化センターは、昨年8月から長い期間にわたり休館となり、県民の皆様にご不便をおかけしたところでありますが、リニューアルオープン後は、より多くの県民の皆様にご利用していただけるよう、宮崎国際音楽祭をはじめ公演内容のさらなる充実を図り、引き続き本県の文化振興の拠点としての役割を担ってまいりたいと考えております。

○河村総合交通課長 本日、追加でお配りしております「国際定期便「宮崎—台北線」の再開について」を御覧いただければと思います。

当該路線の再開について御報告申し上げます。

冒頭、部長から御説明差し上げましたが、航空会社のタイガーエアから、台北線の就航を正式に決定し、本年11月26日から運航することになったとの連絡を受けたところでございます。

運航するタイガーエアは、チャイナエアラインの子会社でありまして、九州においては福岡空港で台北線と高尾線を、佐賀空港では台北線を運航しております。

運航スケジュールについては、3の欄にございますけれども、毎週火曜日の週1便となりまして、運航時刻については、午前6時30分に台湾桃園空港を出発し、午前9時20分に宮崎空港に到着いたします。50分駐機の後、午前10時10分に宮崎空港を出発、正午に桃園空港に到着する予定という形になっております。

先般のソウル線の冬季増便に加えまして、今回の台北線の再開により、インバウンドのさらなる増加等が期待されるところでございますけれども、航空会社や台湾の旅行会社と連携をしながら、県としても、利用促進にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について質疑はございませんか。

○坂本委員 御説明がありました宮崎—台北線につきまして、議会の一般質問の中でも取り上げられて、議員の間でも期待されています。マスコミ等の取上げ方を見ても期待が高いと思っています。具体的にインバウンドや宮崎から台北に向かうことを具体的に考えてみます。週1回の運航ということで、自分が行くとしたときに、火曜日に乗って台北に行きます。次の火曜日までずっと向こうに滞在するのかなという、そういうイメージしか立たなくて、先ほどお話があったように、福岡県とか佐賀県などの、宮崎—台北以外の路線も使って組合せを考えて観光誘客に使ったり、そういうことが必要かなと思っているんですけれども、今回はそういったこともあって再開されようとしているのでしょうか。また、もしくは今後、チャーター便等が追加されるという見込みがあるのか、今後について教えてください。

○河村総合交通課長 今回のタイガーエアの就航に当たっては、奥の座席を台湾側の旅行会社が買い取っていただき、彼らが台湾のお客様を日本に送着いただくような形になっております。

どういった旅行商品売っているかといいますが、イージーフライという台湾の旅行会社になるんですけども、同じく佐賀県の路線についても同様に旅行商品を販売している旅行会社でして、販売されようとしているのは、佐賀県に一旦入って宮崎県まで、九州を横断するような形で旅行商品を組んで、宮崎県に1泊ないし2泊されて、宮崎県から帰るパターンと、その逆、宮崎県に入っただいて、その後佐賀県から抜けていくような旅行商品を組み合わせて販売されることをと聞いております。

インバウンドについてはそのような形でされるのと、一部の席についてはFIT——個人旅行者向けに販売されますので、宮崎県のほか、日本からも購入できるような形になります。おっしゃっていただいたとおり、宮崎県についてはどうしても週1便になってしまっていますので、現実的には、多くの方がほかの空港も組み合わせて使うような形になろうかと思っております。

宮崎県からの利便性を考えると、例えば、福岡空港もタイガーエアが飛んでいますので、福岡県から入っただいて空路で戻るとか、そういった形も想定されるかなと思っております。そういった方々向けにアウトバウンドの支援策は韓国向けで既にやっているところであるんですけども、片道をどちらかほかの空港経由で帰ってきていただくことに対して何らかの県民向けの支援策についても検討をしているところでございます。

○丸山委員 台北線はどうか再開できてありがたいと思っているんですが、やはり週1便だ

と使いにくい。先ほど課長から、例えば我々が宮崎県から火曜日に台北に行って、2～3日して福岡県経由で帰ってくるというのが一番現実的、3泊4日、4泊5日が現実的だと思っておりますので、アウトバウンドもしっかり用意しないと続かないし、なおかつ1便だけだと使いにくいから、できれば2便にしたいというか、アウトバウンドの機運醸成をしっかりしていく施策を早く打ってほしいなと思っております。鹿児島県は週2便以上で、熊本県は週12～13便でデイリー以上飛んでいますので、物すごく格差ができてしまっています。

インバウンドを含め、ほかの県はコロナ禍以上に回復している。宮崎県はかなり回復が遅いという状況になっていますので、アウトバウンドもしっかりやるんだという施策は早く打ってほしいなと思っております。

日台友好議連として、市町村議連にも日台友好議連をつくっていただきましたので、そういうところにも「使いやすいルートがあるんですよ」というのをお示ししていただくとありがたいなと思っております。そのあたりの考え方をもう少し具体的に教えていただくとありがたいなと思っております。

○河村総合交通課長 韓国向けに夏のアウトバウンド支援としての支援策が一定あるんですけども、それに幾らか加算するような形で対応をさせていただきました。

韓国便については、特に夏場は利用が下がるので、そういった形で対応させていただいて、比較的例年と比べるとかなりアウトバウンドの数字も一定数あったと聞いておりますので、同様の形で何らかの上乗せも含めて検討・実施をしたいと考えております。近日中にアナウンスをしたいと思っております。

○丸山委員 できれば、早くしていただきたいと思っていますし、台中市との経済交流協定もやってほしいということで、私も一般質問で言っています。その方向に向かいつつあるというふうに聞いていますので、経済交流をしっかりとやるためには、アウトバウンド、インバウンドを充実できるような施策を早く打ち出していただくことをお願いしたいと思います。

○黒岩委員 アクションプランの政策評価について確認なんですけど、内部は73項目について評価をして、外部の評価については大きくまとめて5つの評価をしていただいたということでしょうか。

○中村総合政策課長 アクションプランの評価につきましては、委員御指摘のとおり、まず、各個別の項目——プログラムごとに評価項目、指標を設けて、内部の評価を行います。その評価の結果につきましては、全て外部委員に御覧いただき、それぞれの達成状況、進捗状況について御説明し、御意見等もいただきながら、トータルでプログラムの進捗状況として、A、B、C、Dのどれがふさわしいかということを議論していただき、評価をいただいているところでございます。

○黒岩委員 この73項目の評価をされた段階で、Dはないようなんですけれども、C評価等については次年度の予算措置の中で、システム的にきちんと予算が重点配分されるような仕組みはあるのでしょうか。

○中村総合政策課長 まさに、この説明の趣旨で御説明させていただいたとおり、アクションプランの政策評価というものが、外部の視点も踏まえながら、PDCAサイクルの中でチェックしていただき、進捗がまだ十分でない、足らざる部分があれば、その課題を明らかにした

上で、今後の予算とか施策にその内容を反映していくということが趣旨でございます。今回、特に人材や社会減については、外部評価の皆様からも、まだまだ成果が上がっていない部分があるという御指摘がありましたので、力を入れていかないといけないと考えております。

ただ、システム的にそういった部分に予算を重点的に配分するかというと、そこはまた庁内の議論を踏まえて、財政課、総務部とも協議を進めながら、検討してまいりたいと考えております。

○黒岩委員 達成に向けて、予算もですがマンパワーについてもしっかり手当てをしていただきたいなと思います。

それと、メディキット県民文化センターの件なんですけれども、改修だけでなく機能の向上というところが入っております。そういう視点でいくと、使用料の改定といったところまで考えていらっしゃるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○堀みやざき文化振興課長 昨今の物価高ですとか、それに伴う人件費の上昇などがございまずので、それを利用料金に反映していく必要性というものは、私どもはしっかり認識はしているところでございます。

そういった中で、県立の施設としての県民利用の促進という観点もございまず。また、他県や県内の同種同規模の施設の状況、そういったものを勘案する必要もございまず。

また、さらには県全体の県有施設の利用料・使用料の状況、そういったものも鑑みながら検討する必要がございまずので、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○黒岩委員 よろしく申し上げます。

○岩切委員 デジタル化推進計画に関してなん

ですが、県民誰もがという視点から質問させていただきます。デジタル化に対する県民の不安材料というのは、デジタル化が分からないということも、中身が分かりにくいとかやり方が分からないというものを含めて、デジタル化することへの信用なり信頼だと思えます。そのあたりについての議論の展開はどのような状況なのかということが1つ。

これから先、人口の問題やら生産性の問題からデジタル化は大変重要で、やっていかなくてはならないと思いますが、やる場合には、一時的にでも財政なり、企業で言えば資金が必要になります。その点をしっかり補償するんだという姿勢が示される必要がこの計画にもあるのではないかなと私は思うんですけれども、そのあたりについての御議論の状況を教えていただければありがたいです。

○福崎デジタル推進課長 まず1点目のデジタル化への不安というところだと思いますが、当然、デジタルを使いこなす方もいらっしゃいますし、使いこなせない方もいらっしゃいます。使いづらいとか、苦手意識のある方もたくさんいらっしゃいますので、中には、デジタル化したことによって個人情報漏れるんじゃないかとか、そういった不安というところもあるのではないかなと思います。

マイナンバーに関して言いますと、マイナンバーカードの個人情報については、名前、住所、生年月日、性別の4項目といった必要最低限のものしか持っていないことであったり、その情報についてもセキュリティー上保護されたものでありますというところをしっかりと理解していただくということが大事なのかなと思っています。

どこまで行けば不安が解消できるのかという

ところは当然ございますので、そういった不安を持たれる方に関しては、説明責任も含めて、しっかりやっていく必要があるかなと考えているところです。

2点目につきましては、デジタル化への費用対効果という視点ということでよろしいでしょうか。

○岩切委員 いずれにしてもお金が要るよねという話なんですけれども。

○福崎デジタル推進課長 委員御指摘のとおり、これだけ生産性の向上が言われる中で、その手段としてはデジタル化しかないんじゃないかというようにところで捉えられています。

生産年齢人口が減っていきますので、その分の代替をしていくということ、人がやってきた部分をいかにして機械に置き換えられるか、デジタル化できるかということにあると思います。費用対効果といいたいまいしょうか、投資をかけた分の——人間の作業がかかった分の削減効果というところもしっかり見ていかないといけないと思っていますので、導入に当たってはそういった削減効果であったりというところも含めてしっかり議論をして、進めていきたいと考えております。

○岩切委員 デジタル化に向けては、当然そういう方向性なんですけれども、行政においても企業においても、一時的な資金が必要です。そこをしっかりと支えるなり補償するというような方向性をこの推進計画の中でもしっかりと立てる必要があるのではないかなと。「デジタル化が必要ですね」というたくさんの項目が並んでいても、補償するお金はないということであれば、前に進まない社会になりますので、それをしっかりと確認して、皆が了解という状態を得ることがデジタル化推進を現実のものにする最低条件

かなと思っております。

この計画の中に必要な資金の確保みたいな項目はないように見えたものですから、そこをぜひ御議論いただき、必要な書き込んでいただきたいという希望を持っておりました。御議論いただければありがたいです。

○福崎デジタル推進課長 資金がないとデジタル化が進まないということはおっしゃるとおりでございます。計画の中にある「デジタルの実装支援」というところで、資金のサポートも含めて具体的な検討はしていきたいと考えております。

○後藤委員 関連ですが、11月に素案報告、2月に報告となっておりますけれども、市町村との連携についてです。特に、システムの共同調達・共同利用について、各市町村いろんなシステムがありますが、市町村との連携はどうですか。

○福崎デジタル推進課長 全市町村の半分ぐらいは行かまして、生の声を聞かせていただきました。委員御指摘のとおり、幾つかの市町村から、小規模のところは特にそうですが、幾つか共同調達の要望が出ておりますので、この議論を進める中で整理をしていきたいと思っております。

○後藤委員 特に、教育、福祉、防災分野、分野によっては26市町村、ある程度県がイニシアティブをとっていかないといけないと思うんですが、できれば共同ということで進めていただきたいと要望しておきます。

○福崎デジタル推進課長 承知しました。

当然、市町村内の共同利用もそうなんですけれども、防災とかも含めて圏域を越えて連携をしていくことも必要なことと思っております。九州地域戦略会議の中で、そういったデータの連携も含めて議論しているところですので、そこ

も含めてしっかり対応していきたいと考えております。

○丸山委員 関連してなんですけれども、会派で研修に行ったときにデジタル化についても学びました。生成AIは今後かなりのスピードで進んでいくけれども、使い方が非常に重要だということは我々も認識しているんですが、今回の計画の中では、生成AIという言葉が一つも出ていません。

どういう方向性で生成AIを活用しようと考えていらっしゃるって、それを使うに当たっての留意事項については、市町村、国、民間も含めて把握しないといけないと思っておりますが、そのあたりは何か考えていますか。

○福崎デジタル推進課長 生成AIにつきましては、今年度、本格的に導入するというところで、庁内に関して言いますと、9月から、取扱いの研修をやった上で、生成AIの導入をしていきたいと思っております。

おっしゃるとおり、導入するだけでなく、どんどん使い込んでいかないといけないと思っております。市町村を訪問する中で、生成AIを先行して入れているような日向市とか、使い方をどうやっていくのかというところをぜひ情報交換させていただきたいという要望も来ています。

市町村も含めてですけれども、内部で若い方も含めた研究会も立ち上げて、どういう使い方をすれば一番効果的な使い方ができるのかというところもどんどん公開して、業務の改善だけではなくて、質の向上などにもつなげていきたいと思っております。

○丸山委員 生成AIはうまく使えば物すごくいい武器になるんですが、間違えると非常に怖い方向に進んでしまうこともあり得るということが言われています。産業分野でも間違わないよ

うな仕方とか、国際基準も必要だというふうに聞いていますので、それは議論をしっかりとやっていただきたいと思っています。

あと、デジタル人材の確保についてですが、特に地方都市部といいますか、大きなところにはいるんだけど、地方にはなかなかいません。なんちゃってデジタル人材はいるかもしれないけども、本当のデジタル人材の確保が非常に厳しいと伺っていますので、そこをどういう形でやっていくのか。どうやったら市町村でもフォローアップできるような人材ができるのか、推進計画には、確実に確保・育成していきますというふうに書いてあるんですが、絵に描いた餅にならないようにしてほしいと思っています。どのようにしていくのかを教えてくださいたいと思います。

○福崎デジタル推進課長 だんだん人口が減少する中で、デジタル人材をどう確保していくのかというところは非常に課題であるかなと思います。しかも、御指摘のとおり偏在性もありますので、どういったところでやっていくのかを議論しているところなんですけれども、簡単に持ってこられるかという問題がありますので、まずは内製化を進めるところが大事なのかなと考えております。今いる職員のデジタル化のレベルを上げることも大事なのかなと考えております。

これについては、今回ヒアリングで市町村を訪問する中で、「どういう人材が欲しいですか」という話をさせていただきました。例えば、プログラムが読めてシステムがつくれる、そんな高度なレベルの人は要らないんだけど、ベンダーの言うことをそのままのみにすることは困るので、ベンダーとのやり取りができるレベルのデジタル人材が一番欲しいと言われてい

ます。

全員がデジタルに詳しくなることはなかなか難しいとは思いますが、一定程度の層に関しては、ベンダーとのやり取りがある程度できるまでの知識を設けるような形での研修も含めて、人材の体系化、育成の体系化というところも考えながら、デジタル人材の育成に取り組んでいきたいと思っています。

○丸山委員 課長が言われたとおり、ベンダーから言われたことがなかなか理解できなくて、言いなりになってしまったりとか、言い値でシステムを入れてしまうとかいうのがこれまでありました。なかなか見えないというか、理解できない形が多いものですから。

今後、DXまで含めてデジタル化をやっていくなかで、人がいないからどうやって回していくのかというのを考えるためには、人材をどうやって育成・確保していくのかが大きな課題だと思っています。恐らく市町村はかなり苦労されると思いますので、どうにかするようになる人間をしっかりと育成・確保していただくように、まずは県がやっていただくようお願いします。先ほどから言うように、市町村や国と連携しながら、ベンダーの言いなりにならないように、しっかりとやり取りができるような人材確保をやっていただくようお願いしたいと思っています。

○坂本委員 デジタル化について、私もお伺いします。

資料23ページの骨子(案)の第1章、計画についてということで、③の計画の期間は何年計画ということでしょうか。

○福崎デジタル推進課長 計画の期間につきましては、令和7～10年度の4年間となっております。

ただ、デジタル化に関しては非常に技術の進展が早いので、状況を見ながら適宜見直しをしていきたいと考えております。

○坂本委員 その期間のことも含めてなんですけれども、デジタル化推進を県としてどこまでやるかという見立ての話です。デジタル化社会というのは、既にデジタル化されているという見方もできるし、全然進んでいないという見方もできるわけです。

例えば行政においても、いろんなシステムとかプラットフォームが出来上がって、ある程度のところまで行ったら、推進はもういいんじゃないかという考え方なのか、もう永遠に推進していくという考え方なのか。県が主体となってデジタル化を進めていく上での基本的な考え方というのはどうなんでしょうか。

○福崎デジタル推進課長 非常に難しい御指摘かと思うんですが、デジタル化については、先ほど話をしましたように、技術の進歩が非常に早いというところがあります。社会の流れがデジタル化の進展によってどんどん変わっていきますので、どこがゴールかというところになりますとなかなか難しいなと感じているところです。

ただ、デジタル化社会の進展に合わせた社会構造の仕組みであったり、先ほど御指摘がありました、そのデジタル社会に順応した人材などの複合的な要因がデジタル化社会の実現のためにありますので、そこは行政として、デジタル技術の進展を踏まえながら、いろんな政策をしっかり講じていく必要があるのかなと思っていますので、そのための考え方の一つとして、4年間の計画をつくっていききたいと思っていますところです。

○坂本委員 少し難しい質問だったかもしれま

せんけれども、今後、長い目で見たときには、デジタル化したほうが良いという見方と、あまりデジタル化向いていないなといった、いろいろな現象が出てくると思います。一方で、人材の話が先ほど出ましたけれども、これからずっと人口減少が進み、人手不足が進む中で、確保すべき人材が確保できないという現実も多分出てくると思うんです。その中で、諦めないといけなとかほかの方法を選ばなきゃいけないということも多分出てくると思うんです。

関わり方として、行政はそういったことも見込んでどこまでやるのか、どういうふうに関わっていくのかという、そういうことも大事ではないかなと思ったものですから、申し上げさせていただきました。

○山口副委員長 宮崎一台北線の再開についてお伺いしたいんですが、非常に喜ばしいニュースだと思うんですけれども、丸山委員からも、アウトバウンドについての話がいろいろあったと思います。11月26日に再開となってくると、議会日程を考えれば、予算的なものもかなり厳しくなってくることから、スケジュール的に考えなくちゃいけないのかなと思います。

言える範囲で結構なんですが、別の委員会では誘客のほうの予算が上がっているのかなと思いますが、そういうものや既存の事業をうまく組み合わせたりとかしながら、11月26日には何かしらの支援策などを考えていきたいという方向性だということでもよろしいでしょうか。

○河村総合交通課長 再開が残念ながら少し遅れてしまっているところがありますけれども、既に台北線の再開も見据えて本年度予算を組んでおりますので、アウトバウンドを含めた国際定期便関連の支援策の予算的なところについては、既に認めていただいた範囲の中で組んでい

きたいと思っています。

○山口副委員長 続いて、アクションプランのほうなんですけれども、プログラムⅡの「希望ある未来への飛躍に向けた基盤づくり」という項目を少し細かく見ると、日南線の利用者数が算定不可となっているようです。算定不可だと、今後もなかなかきちんと見れないと思いますし、判定が難しくなってくると思います。たまたま何かしらの理由でこういう数字になっているのか、もらえないという形なのか、そのあたりを教えてください。

○河村総合交通課長 日南線についてですけれども、鉄道の路線の数字については、JRから令和5年度の評価の数字をいただいておりますが、タイミング的に少し遅いので、1年前の数字になっています。

今回、令和4年度の数字が算定不可となっているんですけれども、令和3～4年と長い期間にわたって、災害の影響により運休になっていましたので、1年間の数字としては算定できないという形になっています。

今回の評価に間に合っていないけれども、令和5年度の実績については出ております。数字としては637名となっております、日南線については、徐々に増えているような状況でございます。

○山口副委員長 分かりました。

最後に、デジタル化のところ、名前も変わって非常にいいなと思いました。

資料23ページの「行政」の部分ですが、市町村のデジタル化の推進という形ではあるんですけれども、宮崎県庁が主語になっているものが少ないなと思っていて、宮崎県庁のデジタル化の推進というものが、この計画の中にはしっかりと入るのかどうかということが非常に気に

なります。

項目として、行政というものを入れるのであれば、宮崎県庁そのものについてもしっかりと項目の中に明記していただきたいと思います。市町村だけデジタル化して県庁が微妙だったら、連動性とかも含めて怪しくなりますので、ぜひ3のところ、「宮崎県庁及び市町村のデジタル化の推進」ぐらい書いていただきたいと思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。

○福崎デジタル推進課長 「行政」の1と2に関して言いますと、県が主導して実施すべき内容ということで書かせていただいております。

3については、市町村がデジタル化を一生懸命やっているの、県がどう支援していくのかということ整理したいと思っています。県がしないということではございませんので、県が取り組むべき内容をしっかり書き込んでいきたいと思っています。

○丸山委員 アクションプランの政策課題がいろいろ出ています。令和6年度から日本一プロジェクトが3本立ち上がっていますが、アクションプランの政策課題と非常に関連があるような項目が多いと思っています。アクションプランの成果を生かしながら、日本一プロジェクトを推進して行ってほしいと思っているんですが、そのあたりの連動性はどうか考えていらっしゃるのでしょうか。

○中村総合政策課長 日本一プロジェクトとアクションプランの関係については、御指摘のとおり非常に密接に関連しております。アクションプランとしましては、あらゆる本県の政策課題に対してどう取り組んでいくかということ網羅的に整理しておりますけれども、日本一プロジェクトは、その中でも特に本県の強みがある部分をさらに伸ばして行って、さらにアクショ

ンプランの成果を上げていくということを目指しております。子ども・若者、グリーン成長、スポーツ観光ということで、いずれも全国において本県に優位性のある分野ということで特出して、今年度から本格的に様々な施策を展開しているわけでございます。こういった日本一プロジェクトをしっかりと進めることでアクションプランの成果も上げていくということを目指しております。

○丸山委員 ぜひ3つの日本一挑戦プロジェクトがうまくいってほしいんですが、いろいろなデータを見てみると、特に人口減少が関係する出生率を含めて、非常に厳しい状況ではないのかなと思っており、このプランについては、成果の評価でも厳しい形が出ているかと思っています。こここのところをどうやっていくのかというところで、日本一挑戦プロジェクトを3つ立ち上げましたので、ここを生かし、この成果や評価をしっかりと分析して、何が足りないのかというのを具体的に検証し、総合政策部が中心になって引っ張っていかないと、日本一プロジェクトは絵に描いた餅に終わってしまうんじゃないかという危機感を持っています。

この評価を生かした令和7年度の予算編成も既に始まっているはずなので、何を生かしていくのかというのをしっかりやっていただくようお願いしたいと思っています。そのあたりのことを、方向性がもし分かっていたら、もしくは出ているのであれば、教えてください。

○中村総合政策課長 まさに、今回の政策評価の中で一番課題となっているのが、プログラムのⅢとⅣです。プログラムⅢの人材育成のところもそうなんですけれども、プログラムⅣの「社会減ゼロの挑戦」については、審議会からも幅広く議論をいただいております。特に、今後人

口減少が進む中で成果を上げていくためには、県外流出が顕著な若者や女性を重視した社会減対策の抜本的な強化、それから移住定着促進に向けた取組の充実が急がれるというような御指摘をいただいております。

まさに、子ども・若者プロジェクトで、自然減対策に力を入れた様々な施策を今年度から展開しておりますけれども、この実効性を上げていくためには、やはり若者であるとか、特に女性の県内定着ということが不可欠だと考えております。

このあたりを、私どもとしましてもますます力を入れて、できるだけ若い方々にも宮崎県で人生を過ごすこと、人生の目標をかなえること、そういったトータルで宮崎県を選んでいただけるような施策をしっかりと展開してまいりたいと考えております。

○川添委員長 暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午前11時59分再開

○川添委員長 それでは、委員会を再開いたします。

その他質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 なければ、請願の審査に移ります。

請願第7号について、執行部からの説明はございますか。

○堀みやざき文化振興課長 特にございませぬ。

○川添委員長 それでは、委員から質疑がございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 最後に、その他で何かございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上をもちまして、総合政策部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

正午休憩

午後0時58分再開

○川添委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、総務部長の概要説明を求めます。

○吉村総務部長 本日御審議いただきます議案等について御説明いたします。

総務政策常任委員会資料の2ページ、目次をお願いします。

まず1の予算議案ですが、「令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第4号、第5号）」の概要につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、2の特別議案は、工事請負契約の締結についてになります。

次に、3の報告承認は、「令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）」につきまして、専決処分の承認を求めるものであります。

次に、4、その他報告事項は、令和5年度内部統制評価報告書についてなど5件の報告になります。

次のページをお願いします。予算議案についてであります。

議案第1号は「令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」で、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものであります。

また、議案第21号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）」は、令和6年8月8日の

日向灘沖の地震への対応等に必要な経費について措置するものであります。

次のページをお願いします。今回の歳入予算に係る歳入一覧になります。

表の左から3列目、今回補正額の議案第1号の列を御覧ください。

一般会計補正予算（第4号）の歳入財源は、自主財源の下から3行目、繰入金が1億1,547万1,000円の減額、その下の繰越金が134億8,589万9,000円の増額、その下の諸収入が1億3,937万9,000円の増額、依存財源の下から2行目の国庫支出金が5億3,032万7,000円の増額、その下の県債が1億8,650万円の増額であり、補正額は一番下の142億2,663万4,000円の増額となります。

このうち繰入金は、福祉保健部の介護関連事業につきまして、現計予算では、基金からの繰入金を財源として計上しておりますが、国庫支出金を活用することから、今回減額を行うものです。

また、繰越金は、令和5年度決算の実質収支（決算剰余金）になります。

続いて、今回補正額の議案第21号の列を御覧ください。

一般会計補正予算（第5号）の歳入財源になります。自主財源の下から3行目、繰入金が3億9,653万円の増額、依存財源の下から2行目、国庫支出金が2億9,069万4,000円の増額、その下の県債が3億1,440万円の増額であり、補正額は10億162万4,000円の増額となります。

この結果、議案第1号及び第21号を合わせた補正後の歳入合計は6,770億9,260万9,000円となります。

次のページをお願いします。

今回の補正予算の歳出を款別にまとめており

ます。

左から3列目の今回補正額の議案第1号の列を御覧ください。

主なものを申し上げます。上から2行目の総務費は、前のページで御説明しました歳入財源のうち、繰越金(決算剰余金)のほとんどを、県債管理基金など財政課所管の基金に積立て等を行うものであります。

2つ下の衛生費は、介護保険事業所等に対して、介護ソフトの導入など、働きやすい職場環境の整備に要する費用の補助等を行うための経費であります。

2つ下の農林水産業費は、和牛繁殖農家に対しまして、生産性の低下した母牛の更新に要する費用の補助等を行うための経費等であります。

次の土木費は、今年6月の豪雨による山地災害箇所の復旧整備に要する経費であります。

議案第21号の列を御覧ください。

上から2行目の総務費は、指定避難所となっている県有施設のマンホールトイレの整備やトイレカー3台の導入等を行うとともに、南海トラフ地震臨時情報等の啓発を行うための経費であります。

その5つ下の商工費は、県観光協会に対しまして、国内向けの新たな旅行商品の造成等や海外向けの誘客プロモーションを実施する旅行会社等への支援に要する費用を補助するための経費等であります。

その4つ下の災害復旧費は、油津漁港など6漁港の地震による沈下箇所等の復旧整備に要する経費になります。

予算案の概要については以上であります。

なお、資料はありませんが、台風第10号による災害対応に係る予算につきましては、現在、当初予算に計上しております災害復旧費を活用

しまして、公共施設やインフラ等の復旧整備に取り組んでいますほか、市町村等と連携し、被害の確定を行いつつ、今後の影響等を見極めていくこととしております。

今後、既定予算では対応しきれない場合には、内容を精査しまして、11月定例会を目途に補正予算の編成を検討していきたいと考えております。

この後、歳入予算や議案等の詳細につきましては、危機管理局長及び各課長・室長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川添委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○池田財政課長 常任委員会資料の6ページを御覧ください。

3の歳入科目別概要でありますけれども、今回補正額の欄と一番右の説明欄を議案第1号と議案第21号に分けて記載してございます。

まず、繰入金についてです。議案第1号分で1億1,500万円余を減額し、議案第21号分で3億9,600万円余を繰り入れます。

議案第1号分は、先ほど部長からも御説明がありましたけれども、福祉保健部の介護関連事業について、国庫支出金を活用することとしたことによる減額でございます。

そのほか、東京ビル再整備に必要な経費を、県有施設維持整備基金から、宮崎牛需要創出緊急対策等に必要な経費について宮崎再生基金から、それぞれ繰り入れます。

議案第21号分は、日向灘沖地震への対応等に必要な経費について、財政調整積立金から繰り入れるものです。

次に、繰越金でございます。こちらにも部長から説明ありましたが、令和5年度の決算剰余金に当たるものでございます。この決算については、今後決算審査の中でお願いするものではありませんけれども、予算は見込みが明らかになった時点で計上すべきとの考えに基づきまして、毎年8月上旬に決算見込みを公表の上、今回の9月補正のタイミングにて計上させていただいているものでございます。

7ページを御覧ください。

諸収入でございます。議案第1号分で1億3,900万円余を受け入れます。まず、受託事業収入でございます。こちらは、県土整備部が実施いたします岩瀬ダム貯水池の特定外来生物である「ウキクサ」の除去に要する経費にかかる企業局が負担する額について受け入れを行うものでございます。

丸の2つ目、雑入でございます。これは、農業者等に対する設備、機械の導入の補助などに必要な経費について、基金管理団体からの補助金を受け入れるものでございます。

次に、国庫支出金でございます。議案第1号分5億3,000万円余、議案第21号分2億9,000万円余を受け入れます。

議案第1号の国庫支出金は、国庫負担金と国庫補助金の2つから形成しております。まず、国庫負担金です。こちらは、令和6年6月の豪雨による山地被害箇所への復旧整備を行うために、緊急治山事業費を受け入れるものです。

8ページを御覧ください。

国庫補助金でございます。

まず、丸1つ目、民生費国庫補助金です。これは、介護保険事業所等に対して、働きやすい職場環境整備に要する費用の補助等を行うため、介護保険制度運営指導事業費等を受け入れるも

のです。

その下、丸の2つ目、衛生費国庫補助金です。こちらは、宮崎大学に対しまして、ドクターヘリの運航経費に要する費用を補助するため、救急医療対策費を受け入れるものです。

議案第21号の国庫支出金も、同じく国庫負担金と国庫補助金から成り立っております。

まず、国庫負担金については、地震による漁港の復旧整備に要する経費のために、漁港災害復旧費を受け入れるものです。

次の国庫補助金は、社会福祉法人等に対しまして、地震により被災した福祉施設等の復旧に要する費用を補助するために、社会福祉施設等災害復旧費を受け入れるものです。

9ページをお願いします。

次に、県債でございます。議案第1号分1億8,600万円余、議案第21号分3億1,400万円余を増額いたします。

議案第1号分は、東京ビル再整備に係る追加工事や物価上昇に伴います工事費の増加への対応や、令和6年6月の豪雨山地被害箇所の復旧整備に伴うものでございます。

議案第21号分は、指定避難所であります県有施設におけるマンホールトイレの整備等や、地震による漁港の復旧整備に伴うものでございます。

これら全てを合わせました補正後の額は、一番下の歳入合計の右から2番目の欄でございます6,770億9,260万9,000円となります。

歳入予算の説明は以上でございます。

続きまして、財政課の補正予算について御説明をいたします。

資料を少し飛びまして、11ページをお願いいたします。

財政課の9月補正予算は、一般会計で132

億4,683万3,000円の増額となります。この結果、財政課の補正後の予算額は、一般会計と特別会計を合わせて、この表の一番上の行の右から3列目にございます1,676億5,731万2,000円です。

補正の内容については、13ページを御覧ください。

少し順番は前後いたしますが、上から2行目の(事項)県債管理基金積立金です。

今回、令和5年度の一般会計決算の実質収支を繰越金として歳入計上いたしておりますけれども、地方財政法第7条の規定に基づきまして、その約2分の1に当たる67億4,295万円を県債管理基金として積み立てるものでございます。

次に、その下、一番下の(事項)県有施設維持整備基金積立金です。これは、今後の施設の老朽化対策に備えまして、当初予算で取り崩した額と同規模の額を積み立てるため、繰越金のうち30億円を積み立てるものです。

最後、一番上に戻らせていただきますけれども、(事項)財政調整積立金です。こちらは、ほか2基金への積立額の残余分について、過去の例を踏まえまして、今後の災害や物価高騰等への備えとして35億388万3,000円を積み立てるものでございます。

○徳松財産総合管理課長 財産総合管理課の補正予算につきまして御説明いたします。

資料14ページを御覧ください。

当課の補正額は1億5,480万4,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますとおり39億7,467万5,000円となります。

内容を御説明いたします。16ページを御覧ください。

「宮崎県東京ビル再整備事業」です。再整備に係る解体工事費について、追加工事及び物価

上昇等に伴う工事費の増額をお願いするものです。

事業の概要です。(1)事業内容のところで、①解体工事費、補正額は1億5,480万4,000円で、財源は県債と県有施設維持整備基金です。

追加工事に伴う増額としまして1億902万7,000円となります。内容につきましては、資料では、アスベスト処理費用、残置物処分数量増加等と記載しておりますが、こちらを詳しく御説明いたします。

アスベスト処理については、図面から予測できる数量の増加があったりだとか、鉄骨の吹きつけ、屋根や天井の部材、また、タイル、下地の接着剤など、解体を始めてから発見されたことに伴う数量の増、処分レベルの違いに伴う費用の増、運搬費用の増加、こういったものになります。

残置物処分数量増加については、学生や職員が入居中のため事前に把握できておりませんでしたので、退居後に新たに判明した残置物の処分費や運搬費が増加しております。

次は、誘導員配置ですが、こちらは近隣住民や小学校などからの相談を受けた警察、区役所からの指導に基づいて、誘導員の配置を増やすことを検討して必要と判断し、指示したものになります。

これらのほかに、当初の図面から推測できなかったものとして、建築後にビルを耐震化したことによるコンクリートの処分数量や運搬費用の増加などがございます。あと、近隣住民への配慮として、騒音対策のための工事現場用の防音カーテンの設置がございます。

資料の次のポツになりますが、物価上昇に伴う増額としましては4,577万7,000円となります。こちらの物価上昇に伴う額につきましては、昨

今の物価急騰を受けて、国から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保についてなどの通知が出されていること、また、法改正の趣旨を踏まえまして、公共工事のインフレライドを適用して算定しています。

(2) 事業の仕組みについて、増額補正に係るものは、①の解体事業者の工事請負変更契約となります。事業の期間は令和6年度です。

続きまして、17ページを御覧ください。

こちらに建物概要と主なスケジュールを記載しております。

新しい東京ビルは、地上1～6階が県の施設となり、フロンティアオフィス、コワーキングスペース、学生寮、職員宿舎などを整備します。7～11階が民間施設となりまして、事業者が賃貸オフィスを整備します。地下1階は事業者が所有する機械式駐車場となります。

今後の主なスケジュールですが、10月までに解体工事が終了します。それから令和8年9月にかけて、新ビルの建設工事を行って、工事が計画どおりに進捗すれば、令和8年10月に新ビルが供用開始するという予定となっております。

なお、新たに建設するビルにつきましては、本年度中に建物売買契約を締結する予定ですが、現在、実施設計に基づく見積金額の精査を進めているところでありまして、速やかに整理しまして、債務負担行為の追加の必要が生じたら、改めてお願いしたいと考えております。

○中尾危機管理局長 危機管理課の補正予算について説明いたします。

資料18ページを御覧ください。

危機管理課の9月追加補正額は3億1,308万2,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は右から3列目にあります

とおり19億9,618万2,000円となります。

この内容について御説明いたします。

20ページを御覧ください。

新規事業「南海トラフ地震等に備えた避難所環境改善事業」であります。この事業は8月8日の日向灘を震源とします地震発生を受け、発生の確率が高まっている南海トラフ地震等への対策を実施するものであります。

昨年度2月補正から進めている県有施設の避難所環境整備のうち、今回は、断水対策としてマンホールトイレ等の整備や、今回発令された南海トラフ地震臨時情報等の県民への理解促進を図るための啓発事業を実施いたします。

(1)の事業内容であります。

まず、①県有施設42施設の断水時対策として、下水道に直接つないで断水時でも活用できるマンホールトイレを下水道整備済みの25施設に整備いたします。各施設に車椅子の方などが利用できる多目的用、女性用、男性用の3タイプを整備することとしており、25施設合計で80基の整備となります。

マンホールトイレは、右側のイメージ図にありますように、専用の排水管を新たに設置し、既存の下水道の排水管と接続する工事と、災害時に組み立てて使用する仮設トイレの購入を行います。

また、下水道が未整備などの理由でマンホールトイレの整備ができない残り17施設に対しては、既に設置しています簡易トイレ用のテント、便座、凝固シートからなる備蓄トイレセットにつきまして、消耗品であります凝固シートや回収袋等を追加して購入するとともに、各避難所のトイレ環境の状況に機動的に対応できるよう、軽自動車の荷台に2つの個室トイレと手洗い場を搭載したトイレカー3台を導入いたします。

また、②南海トラフ地震臨時情報等の県民啓発では、今回の南海トラフ地震臨時情報の発表は、制度運用開始から初めての発表ということで、臨時情報そのものの事前の周知が不足していたことや、発表後、政府などから国民へ呼びかけが行われましたが、何をすればよいのか戸惑った国民も多く、宿泊施設のキャンセルやイベント中止など社会の混乱も招きました。

そのような課題も踏まえ、改めて、南海トラフ地震臨時情報とはどのような情報なのか、情報が発表されたらどのような行動をとるべきなのかなど、県民に臨時情報の正しい理解と日頃からの備えを促すための啓発事業を実施いたします。

まず、県民に啓発を図る立場の市町村職員や防災士を対象とし、専門家を招いての講習会を実施した上で、防災士の出前講座などで、地域や学校などへの啓発を年度末までに集中的に実施することとしています。

成果指標でございます。これまで県有施設の指定避難所にはマンホールトイレはありませんでしたが、今回の整備で80基となります。

続きまして、21ページを御覧ください。

繰越明許費補正であります。先ほど御説明いたしました、南海トラフ地震等に備えた避難所環境改善事業のうち、マンホールトイレ整備及びトイレカーの導入につきましては、工期や納期が不足するため、併せて繰越しのお願いをするものであります。

○徳松財産総合管理課長 財産総合管理課の特別議案について御説明いたします。

常任委員会資料22ページを御覧ください。

議案第7号「工事請負契約の締結について」であります。

こちらの立体駐車場の整備に係る工事請負契

約について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、県議会の議決をお願いするものであります。

1、契約の概要です。

事業名は、「環境配慮型県庁立体駐車場整備事業」で、契約の金額は14億4,100万円です。契約の相手方は、坂下・戸高・ごとう・オープランニング事業共同企業体で、工期は、契約締結の日から令和8年3月31日までであります。

次に、事業の概要です。

この駐車場は、公用車及び外来者用の立体駐車場として整備します。建設場所は、現在の企業局南駐車場となります。整備内容としては、形式が地上5階建てのフラット式、収容台数は240台を予定しております。

また、屋上に太陽光パネルを設置して、公用電動車の充電に対応するとともに、県庁周辺の浸水被害時には、一時的な避難場所となることも想定しております。

最後に、3、今後のスケジュールであります。

今回、議決をいただきましたら、本契約を締結し、設計、施工に入ります。令和7年1月頃から、企業局南駐車場を段階的に閉鎖して工事を進めます。令和8年3月下旬に竣工しまして、令和8年4月から外来者用駐車場として運用を開始します。

次の23ページ、こちらにイメージ図を掲載しておりますので、御参照ください。

○小藺市町村課長 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」御説明申し上げます。

資料24ページを御覧ください。

資料右上にありますとおり、「令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」につきまして、本来であれば議会において議決いただく案件ではございますが、そのいとまがございませんで

したので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年7月24日に専決処分いたしました。このことについて、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。

まず、1の補正の理由です。

議員辞職により、7月16日に県議会東諸県郡選挙区に欠員が生じたため、公職選挙法第113条第1項第5号の規定に基づく補欠選挙を執行するための経費を補正するものであります。

次に、2の選挙の概要です。

(1)の選挙の日程であります。告示日が8月23日、投票日が9月1日の日程で執行いたしました。

(2)の選挙をする人数については1人、(3)の執行に要する経費については全額県費でございます。

次に、3の補正予算額です。臨時啓発費として104万3,000円、選挙執行費として3,789万4,000円、合計3,893万7,000円を計上しております。

臨時啓発費につきましては、ポスター、チラシ等の啓発用資材の作成に要する経費等であり

ます。選挙執行費につきましては、まず、国富町及び綾町への交付金が1,784万5,000円で、内訳は投票所・開票所経費、ポスター掲示場設置費など

であります。次に、公営負担金につきましては1,020万1,000円で、内訳は選挙運動用自動車の使用等に要する費用、ポスター作成費など、候補者への選挙公営負担金等

であります。次に、県経費につきましては984万8,000円で、内訳は投票用紙等の資材作成費や、選挙管理委員会の開催経費、職員の人件費等の選挙事務に要する経費

であります。最後に、資料には記載しておりませんが、選

挙の結果であります。報道などでもありましたとおり、投票率は35.66%、渡辺まさたけ氏が当選されたところでございます。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はございませんか。

○黒岩委員 まず、資料16ページの宮崎県東京ビル解体工事の追加工事に伴う増額について、アスベストの部分は幾らだったのか、教えていただきたいです。

○徳松財産総合管理課長 アスベスト処理の増加額ということで約6,800万円ということになっています。

○黒岩委員 あと、資料17ページの宮崎県東京ビルの建物概要について、4～6階の職員宿舎には、それぞれタイプがあるようなんですが、单身の方、家族連れの方もいると思います。一番広い3室については、所長などの管理職を想定された部屋ということなんでしょうか。

○徳松財産総合管理課長 想定というところまでは決まっていなくても、家族構成等も考慮しながら、ふさわしい部屋を使っただくことになると思います。

○黒岩委員 役職というよりも、赴任される家族の形態などで部屋のタイプを選択することによってよろしいでしょうか。

○徳松財産総合管理課長 それも考慮する必要があると考えております。

○黒岩委員 あと、資料20ページのマンホールトイレのところなんですけれども、下のマンホールについては、市町村の財産と下水道処理施設ということになるわけですね。

そうなった場合、使用料などの市町村との調整が必要かなと思いますが、いかがなものでしょうか。

○中尾危機管理局長 マンホールトイレは全て県有施設に設置いたしますので、県の財産ということになります。

○黒岩委員 マンホールトイレは県の施設なんですけれども、下水道管理については、接続するものとは違うのでしょうか。

○中尾危機管理局長 確かに、下水道と直接つながりような形になります。

○黒岩委員 くみ取りとかは別として、都市下水道であれば市町村管理ですから、そこで何らかの使用料なり協定なりが出てくるんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○中尾危機管理局長 詳細につきましては、今後、市町村と災害時の許可について協議いたしますので、その中で整理していくことを考えております。

○黒岩委員 最後にもう一点。立体駐車場の契約相手方にJVの企業がいろいろ出ています。建設業といろいろ業種があると思いますが、それぞれの業種を教えてくださいと思います。

○徳松財産総合管理課長 JVの業種ということですが、坂下組が施工業務と設計業務の建築部門、戸高コーポレーションが施工業務、ごとう設計が設計業務の全体と工事管理、オープランニングが設計業務の電気設備と機械設備ということで伺っております。

○坂本委員 黒岩委員が言われたことと関連するんですけれども、資料20ページの「南海トラフ地震等に備えた避難所環境改善事業」についてです。今回マンホールトイレ等の設置が行われて、その前の予算でいろいろと環境改善のものが出されていたと思います。現在、県が用意できる避難所の環境としては、ベストに近い最善の状態だと受け止めております。

県内を見渡したときには、県有施設以外の施設もたくさんあるわけで、この条件を満たすような避難所、もしくはそれを超えてでも結構ですけれども、こういう環境が整っている割合について把握していただければ教えてください。

○中尾危機管理局長 まず、県有施設の指定避難所の関係でございます。いわゆる「TKB」という形で、トイレ、キッチン、ベッド環境を整備するという方針に基づいて、これまで整備をしてきたところでございます。

トイレにつきましては、今回さらに重点を置いていきますし、キッチンにつきましては、備蓄食という形で設置しているところでございます。ベッド環境につきましても、今年度の予算等で、スポットクーラーやプライベートテント、エアマット等の整備をしております。一定の基準はできているかと思っておりますけれども、今後、状況等を見て、備蓄等についても検討してまいりたいと思っております。

全体の市町村の状況及び達している状況につきましては、こちらのほうでは詳細を把握しておりませんが、市町村におきましても一定の備蓄食等を整備しておりますし、マンホールトイレにつきましても、8市町村で280基を整備しておりますので、一定の基準等は満たしているのではないかと考えております。

○坂本委員 その他報告事項でも少し触れますが、8月8日の大きな地震とその後の南海トラフ地震臨時情報という、これまで経験していなかったことが目の前に起きました。その中で、県の危機管理の体制がこのままでいいのかという問題意識を持たれた方は少なくないと思うんです。私もそう思いました。

県の役割、それから市町村の役割というのが防災計画の中でうたってありますけれども、市

町村ではなかなか手がつけられないとか、整備できない問題って結構たくさんあるのではないかと思います。その一つがこの避難所の環境改善の問題です。ある程度は市町村任せではなくて、県なのか国なのか分かりませんが、もっと大きいところから手をつけていかなきゃいけないという課題ではないかと思っています。

そうしたときに、先ほど黒岩委員も触れられましたけれども、マンホールトイレの問題なんかも下水道が絡む問題です。上水道が止まったとき下水道があれば当然マンホールトイレは使えますが、下水道が止まってしまうと全く使えないわけです。避難所の施設として考えたとき、マンホールトイレを設置するところについては、少なくとも災害が起きたときのことを想定して、下水道については耐震化を早急に進めていって、仮に災害が起きたとき、その避難所を一時的もしくは長期に使うことになって、マンホールトイレを使わなきゃいけないという状態になったときに、働くような状態にしておくということを目指していかなきゃいけないと思うんです。

そう考えていくと、防災計画におけるそれぞれの役割が、これでいいのかという疑問があります。もっと具体的に言うと、危機管理局がもっと権限を持って、庁内の部局に対して、または市町村に対して責任を持って指示をしていく、防災に対して備える体制の在り方について検討していただく機会はないのかなと思ったものですから申し上げました。

南海トラフということを考えていく上で結構ですけれども、そういった検討の機会は持たれていないのか教えてください。

○中尾危機管理局長 南海トラフを含めた自然災害が起きたときでございますけれども、知事をトップとした各部長で構成する災害対策本部

を設置します。その中で、危機管理局が音頭を取って各部局に指示し、市町村と連携をしながら対応方針を決めていくという体制は、今のところできているところでもあります。

先ほどおっしゃったように、避難所等設置の役割等につきましては、基本的には市町村が主体的にやるというところもあります。その点については、県のほうでも補助金等を活用して、機器等の支援等もやっているところでもありますし、大災害が起きたときには、市町村とも連携してやるべきことだと思っておりますので、そこについては、見直すべきところがあれば、必要に応じて見直していきたいと考えております。

○坂本委員 また、後ほど触れさせていただきます。

○後藤委員 資料20ページです。新聞の折り込みで防災グッズが入るような時代なんですよ。

マンホールトイレは1基あたりどのくらいするのでしょうか。トイレカーもそうなんですけれども、どのメーカー製で何者くらい見積りを取られたのか、どのように入札したのか、お聞かせ願います。

○中尾危機管理局長 まず、トイレカーにつきましては、3台で3,000万円というところで検討しておりますけれども、業者につきましては、改めて入札等を行い決定をするような形になるかと思っております。

マンホールトイレにつきましては、80基で2億8,000万円ということですので、1基300万円程度の単価になるのではないかと考えております。

○後藤委員 商品化されていますよね。防災ビジネスとして大量生産されていると思うんです。価格的にどうかというのは、どういう選定方法をされているか。

○中尾危機管理局长 今回、事業費を算定するに当たっては、見積りを取った上で行っておりますけれども、実際に各業者を決める上は、複数者見積りを取って入札等をしながら決定していくというような形になろうかと思えます。

○後藤委員 一般競争入札や指名競争入札もありますけれども、冒頭言いましたように、防災ビジネス化というのは非常にあれですよ……。

○中尾危機管理局长 実際の入札については、物品管理調達課と協議をしてやりますけれども、基本的には入札という形になろうかと考えております。

○丸山委員 マンホールの配管工事を含めて、1基350万円なんです。高いと思われませんか。

調べたところ、仮設トイレ1個、20～30万円で買えるんです。

あまり変わらないはずなのに10倍も高くなることについては、少し疑問です。見積りの結果が300万円だからいいよというのは、民間的な感覚からすると、少し不自然に感じます。家庭で浄化槽をつけたトイレを造っても、200～300万円で終わるんです。これは下水に流すだけなのに、何か怪しく感じます。

トイレカーも1台1,000万円です。軽トラに2つの仮設トイレがついて1,000万円は少し高過ぎるような気がします。先ほど後藤委員が言ったとおり、防災ビジネスに巻き込まれて、高いものを買わされているような気がしてならないんです。

ほかの県も同じような形で用意されていると思うんですが、本当にこれでいいのでしょうか。仮設トイレの機能を買うんだったら30万円ぐらいで済むんです。そっちのほうが安く上がって、もっと整備できるんじゃないかとか、3億円近く使うんだったら、もっと多く整備できるよう

な気がするんですけども、精査した見積金額が正しい金額と認識されていますか。

○中尾危機管理局长 単純に仮設トイレと比較した場合に、金額が高いというところはあるかと思えます。ただ、マンホールトイレというのが、直接断水時でもプール等の水を利用して、直接下水道に流せるというところもありますので、一般の仮設トイレの汚物等がたまっただ後の処理を考えますと、利便性としてはかなり高いものだと考えております。

また、組立て式のトイレであり、パーティション等も組み立てできますので、平時は備蓄倉庫に保管しておいて、有事の際にはすぐに設置ができるという利点もあるかと思えます。

また、トイレカーにつきましても、大体280リットルの水をためることができて、50回分ぐらい利用できるということで、直接汚物等を処理する際に当たっても、運搬等が容易であるということも大きなメリットだと考えております。

また、他県で災害が起きたときに、こちらから応援で行く場合にも活用できますので、大きなメリットがあるものだと考えております。

○丸山委員 高いという認識のずれがかなりあるような気がしています。確かにこのトイレは避難所では必要だと思います。

見積りも我々は見えていないし、機能についても水がためられるということだけ、そこまで必要なか含めて検証したのか、本当にそれが必要なのかも分らないし、1基350万円近くかかるというのは、超高級トイレを造るようなイメージで考えてしまうものですから、この金額が正しいかどうかということについては、少し不自然だなと思っています。

○中尾危機管理局长 今回の1基300万円という価格でございますけれども、ここには貯水槽で

ありますとか、トイレ等を備蓄します防災倉庫、水源のプール等や雨水等の水源を運ぶ送水ポンプなども含めた金額となっております。

○丸山委員 それでも高いと思ってしまいます。トイレカーも1,000万円ですよ。キャンピングカーでも1,000万円出せば、ものすごいいいやつができるはずなんです。

公共入札だから高くなってしまっているような気がしてならないものですから、発注するに当たっては何かしらの工夫をしてもらわないと、このまますーっといっていいのか、非常に疑問だと感じてしまいます。

他県で、既に整備されたところがあると思います。その県が適切な金額だったのかという検証が必要です。

南海トラフ地震に備えて、いろいろな県がマンホールトイレやトイレカーを整備しようとするれば、本来は価格が下がらないといけないんです。後藤委員が言うように、それがずっとビジネスで通ってしまっている。これは少しいかなものなのかという認識を持ってほしいなと思っています。

○児玉危機管理統括監 御指摘いただきましてありがとうございます。

トイレカーについては都道府県では全国で3番目ということで、先進県の例は聞いているんですけれども、おっしゃるとおり、大量生産されていくと価格も下がっていくと思います。

マンホールトイレについても、他県も当然参考にさせていただきながら、執行段階できっちり精査をしながら、入札にも多くの業者が参加していただくことで競争性を上げて、価格が少しでも落ちるような形で執行させていただきたいと思っております。

○山口副委員長 入札で下がるかどうかという

ところを我々は判断しているわけではなく、予算が適正かどうかを審査しているわけです。この予算の積み上げが適切かどうかをきちんと説明していただかないと、入札した後には下がる予定なんで、この金額で大丈夫ですというのは、それは少し違うと思いますよ。

350万円というのは、マンホールトイレの本体だけじゃなくて、マンホールトイレをつけるための下水道管の整備も一緒に必要なんだということだと思えます。単純にマンホールの上にぺこっとつけばいいものじゃないということなんでしょうね。

そのあたりも含めて、今回の予算において、上物がこれだけの金額を想定していて、下水道工事にこのくらいかかるので、1基あたりこれくらいの金額で見積もっています。それが80基あるんで、この積算になるんですというような、積み上げの説明を丁寧にしていただけると助かるんですけれども。

○中尾危機管理局長 積算の内容でございますけれども、排水管設置につきまして、25か所分で9,000万円という算定をしております。

それから工事費として、備蓄倉庫と機材等を設置する工事として、単価が325万円の25基ということで8,100万円を計上しているところでございます。

備品として、手押しポンプが150万円の25基ということで3,700万円程度を積算しているところでございます。

それから仮設トイレとしまして、一式で4,700万円を計上しているところでございます。

○山口副委員長 分かりました。

ちなみに、マンホールトイレを設置する25施設以外の17施設について、備蓄トイレセットで対応することになります。設置基準みたいなも

のがあれば、教えてもらえますか。

○中尾危機管理局長 今回、整備をしない17施設につきましては、下水道が未整備というところ、下水道までの距離が長くて、物理的に工事が難航するというところもありまして、外しているところがございます。

○山口副委員長 「宮崎県東京ビル再整備事業」について、いろいろと説明いただいたかと思うんですけども、追加工事に係る費用として、結構いい額が上がっていると思います。入札とかはされていないと思いますので、この金額を予算計上するに当たって、金額が妥当だと判断した根拠みたいなものがあれば、教えていただきたいです。

○徳松財産総合管理課長 金額の妥当性の根拠ということですけども、まず、アスベストの処理の部分に関しまして、国土交通省が示している基準額という参考単価とアスベストのレベルに応じた参考単価と、この工事に対しての平米単価、これを比較したときに、大きな隔たりはないということを確認した上で、妥当な金額だと判断しておるところです。

ほかの追加工事につきましても、技術担当職員のほうが、単価表や最近の実績価格などと比較した上で、大きな違いはないというところでも確認しているところなんです。

○坂本委員 私も東京ビルについてお伺いします。資料17ページに主なスケジュールが記載してありますが、この点についてお伺いします。今年の10月に解体工事を行い、借地権の設定等をやった上で、新ビルの着工となるんですけども、ビルの仕様もほぼほぼ固まっていると理解していいのでしょうか。

○徳松財産総合管理課長 どういったところの仕様でしょうか。

○坂本委員 建物に何平米の部屋何室あるというところは理解できるんですけども、いろいろな設備のこととか、供用開始に向けて、入居料の設定とか、入居条件等々の細かいところが、今後の議会、委員会で提示されるという流れになるのか、それともここで終わりなのか、そこを教えてください。

○徳松財産総合管理課長 設計につきましては、昨年度の時点で基本設計ができております。現在、さらに詳しい設計が固まっている状態にあります。

あと、職員宿舎の入居料といったものは、これから我々の方で検討して決めてまいりますので、決定のタイミングで、御報告なり、御説明はさせていただきたいと思います。

○坂本委員 今度新しくできて、向こう40年、50年使われていくものだと思いますので、どういう形で運用されるか、あと、長い目で見たときに、時代の変動に堪え得るような中身ですね。冷暖房完備は当たり前だと思いますし、若い方だとシャワーやトイレも当たり前だと思いますので、そういったところが長く使えるように、やっていただけたらと思います。

○岩切委員 立体駐車場について確認させていただきたいんですが、総面積はどれくらいになることを想定されておられるのでしょうか。

○徳松財産総合管理課長 建設面積が1,500平米、延べ面積7,000~8,000平米ということで予定しております。

○岩切委員 契約金額並びにその面積をそれぞれ収容台数で割ると、1台当たり幾らとか、何平米とかいうのが出るんですけども、それは一般的な自走式立体駐車場の標準的な価格を相当に上回るように計算できます。その相当に上回る場所は、例えば太陽光パネルだとか、充

電設備だとか、一時的な避難場所となる設備が、それ相応の値段や面積を占有するというような理解をすればよろしいでしょうか。

○徳松財産総合管理課長 具体的な金額というのは御説明することができないんですけれども、太陽光発電の充電器や蓄電器といった設備というのは、それなりの額になると考えます。

○岩切委員 例えば先ほどのトイレカーは、1台350万円というものがインターネット上で出てくるんです。

それで、この契約金額についても、自走式駐車場は、1台当たり25平米が大きいほうだという話が出るので、6,000平米ぐらいで足りると思うんですが、それが7,000~8,000平米ということになるようであります。

そして、14億4,100万円というのは、1台当たり600万円なんです。車2台分のスペースで小さい軒家ができるぐらいの、そういう考えもできるんです。

いろいろな条件があって、高いか安いかは決まっていくので、この契約が適正か否かというようなことまでの結論は見いだせないんですけれども、1台当たりの面積や費用などが標準サイズより相当大きいし豪華なものですから、そのあたりを御説明をいただけると、安心して、この議案を承認できると思っています。何か説明できるものがあつたらお願いします。

○徳松財産総合管理課長 今すぐに説明できるという材料が手元にはございません。

○丸山委員 もう一回、マンホールトイレに戻りますけれども、先ほど25か所で配水管を設置するのに9,000万円という試算があるとおっしゃいましたが、それは間違いはないですか。

○中尾危機管理局長 排水管設置25か所で9,000万円でございます。

○丸山委員 1か所当たりどれくらいの配管を敷設する予定ですか。

○中尾危機管理局長 施設の条件によって、その距離等についてはまちまちですので、一概に幾らというところはありません。

○丸山委員 いろいろ調べてみますと、一般家庭における下水道工事の費用について、30メートルの敷設にかかる費用が45~60万円で済むと出ているんです。それを考えると、1か所で360万円かかるのはすごく高いような気がします。

いろいろとつなげることも含めて必要なのかもしれないかもしれませんが、かなり高いような気がしてならないものですから、この積算方法が本当に正しいかというところの根拠をもう少し示してもらわないと、私はなかなか承諾し得ません

一般の工事のときにこのくらいの金額でできますよと出ているものですから、そのあたりのことも精査されて、積算されたのでしょうか。

○中尾危機管理局長 地下配管の工事費につきましては、今年度の事業で、営繕課のほうで工事単価等を基に設計金額を出したものでございます。

○丸山委員 しかしながら、一般の考え方をすると、かなり高いという認識を持ってしまったものだから、それを説明できるものが十分ないと、入札によって下がるかもしれないからだけでは済まされない金額です。

トイレカーに関しても、1台1,000万円なんです。あまりにもかけ離れた金額にしか思えないものですから、防災ビジネスに翻弄されていそうな気がしてなりません。

○岩切委員 トイレカーについて、資料の写真は軽トラサイズですが、インターネット上で、同じようなものが350万円で出てきます。例えば、トラックサイズだと800万円とか出てくるんです

が、写真は軽トラサイズを載せたけれども、1,000万円するトラックサイズなんですよということはないですね。

○中尾危機管理局長 サイズにつきましては、軽トラックにしております。これにつきましては、4者見積りを取ったところ、400~1,000万円程度というところで幅があります。ちなみに、延岡市が今年度導入しておりますけれども、実績としまして600万円ということも聞いております。金額等については、精査をして、なるべく低い価格でできるような形で検討してまいりたいと考えてます。

○山口副委員長 先ほどトイレの話で、営繕課が算出したものを根拠に、今年度どこかでマンホールトイレの工事をしたということですか。それに基づく工事金額に基づいて、この試算金額が出ているということでもいいんですか。

○中尾危機管理局長 設計について、今年度の事業で実施したものでございます。その中で、営繕課のほうで工事費の算定がされたというところでございます。

○山口副委員長 理解が追いついていないんですが、営繕課のほうで何かしら工事をするに当たっての設計をしました。その工事金額の概算が何がしか出ていて、それに基づいて出しましたということでもいいんですか。

○中尾危機管理局長 地下配管につきましては、説明しましたとおり、営繕課のほうの工事単価に基づいて積算したものでございます。

それから、上部構造物であるマンホールトイレ等の既製品につきましては、見積額等に基づいて金額を算定したものでございます。

○山口副委員長 トイレについて、私は分かりました。

立体駐車場についてお伺いしたいんですが、

結構いい立地に造られると思うんですけども、例えば、有料駐車場にしてみたりとか、休日など、企業局が開いていないときとかに、お金を稼げるような仕組みにしてみたりというようなことは検討できないんですか。

プロポーザルの仕様書等を見ると、そのあたりは特段触れていないように感じるんですが、そういう検討はあり得るのか教えてください。

○徳松財産総合管理課長 立体駐車場の有料化についての御質問だと思うんですけども、まだ検討する前の段階なんですけども、現在の外来駐車場は無料ということになっておりますので、引き続き無料ということで最初はスタートいたします。私どもとしても、有料化というのは検討する余地、必要はあるんじゃないかと考えております。

○山口副委員長 有料化する場合、一般的には入場ゲートのようなものが必要だと思うんですが、当然そういうものは工事の段階でつけたほうが何かとやりやすいものもあると思いますし、無料にする方法っていくらでもあるじゃないですか。ゲートがついていても、3時間までなら無料とかよくある話だと思います。

検討していいと思うんですけども、あえてとまで言いませんが、これから考えるというのは、調整がつかないものがあるんですか。有料化するに当たっていろいろなハードルが庁内の中にはあるということでしょうか。

○徳松財産総合管理課長 ゲートありの設計ということで進めております。その上で最初から有料化するところまでは、決めていないというところであります。

○山口副委員長 分かりました。

○徳松財産総合管理課長 先ほどの岩切委員からの御質問で建設費用のことがございましたけ

れども、太陽光施設、電気施設以外での、建設費用が高くなる要素として、企業局南駐車場の敷地がある程度限られているということによって、基礎工事でのくいを打ち込む工事と、終わった後にくいを撤去する工事が加わっております。これにより、それなりの金額が加算されておりますので、それも建設費用が高い要因にはなっております。

くいの撤去については、自治学院があった時代のくいをまずは撤去するという工事が、一番最初に必要になってきますので、その工事も加わっております。

○濱砂委員 先ほどから聞いていると、マンホールトイレとトイレカー、それから立体駐車場、はっきり言って説明不足ですね。しっかりと算定基礎を持って説明をし直してください。みんな納得していません。県民の税金なので、議会の常任委員会で納得できないものを認めるわけにもいかないから、みんなが納得できるように説明をきちんとしていただきたい。

トイレカーにしても、350～1,000万円というかなりの開きがあるから、この1,000万円という積算の根拠は何なのかということも、明日まで期間がありますから、きちんと調べていただきたい。

委員長取り計らいをよろしく申し上げます。

○川添委員長 暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時16分再開

○川添委員長 それでは委員会を再開いたします。

先ほどのマンホールトイレ、それからトイレカー、そして駐車場についての詳細な説明を改めて求めたいと思います。

○山口副委員長 「南海トラフ地震等に備えた避難所環境改善事業」について、金額を今回提案いただいておりますけれども、詳細な裏づけとなる積み上げが分かる資料及び議案第7号の立体駐車場についての金額の根拠となるような、より丁寧な詳細な説明資料を改めて求め、資料の準備ができ次第改めて説明いただきたいと思います。対応は可能でしょうか。

○吉村総務部長 要請があった2件について、準備ができ次第、この場で御説明をさせていただきますと思います。

○川添委員長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、その他報告事項に関する説明を求めます。

委員の質疑は、執行部の説明が終了した後にお願いいたします。

○池北行政改革推進室長 委員会資料25ページをお開きください。

令和5年度内部統制評価報告書について御説明いたします。

まず、1の内部統制制度の概要です。

この制度は、地方自治法の改正に伴い令和2年度から導入されたもので、具体的には支払い事務の遅れや文書、備品等の紛失など、適正な事務執行の妨げとなるミスをリスクと呼んでおりますが、あらかじめ陥りやすいリスクとその対応策を各所属において見える化し、チェックし、評価し、対策を講じる体制をつくる。このことにより問題の早期発見や発生の未然防止に努め、適正な事務執行体制の構築を図るものです。

(1)の体制ですが、図に記載のとおり、知事が最高責任者の下、その下の青で記載しております推進部局として、副知事が統括責任者と

した内部統制推進会議を設置し、全庁的な取組を推進し、その下の各部局、各所属においては、リスク対応策に基づき事務を執行し、その運用状況等について、年2回の自己点検を行います。

各所属の自己点検結果の評価につきましては、図の左下にある検証部局として、庁内の共通業務を所管する会計課などによる検証を踏まえて、評価部局である、私ども行政改革推進室において評価結果を評価報告書として作成し、監査委員による審査、意見を頂いております。

評価報告書と監査委員からの意見は、議会へ提出することになっており、本日この場で御報告するものです。

26ページを御覧ください。

(2) 内部統制の評価方法についてでございます。内部統制を行う体制と業務レベルの内部統制の2つの側面から評価を行います。

まず、①の内部統制体制について、統制環境やリスクの評価と対応など、記載の6項目を対象として、体制の整備・運用に関する評価を行います。

②の業務レベルの内部統制の評価では、表に記載している上の段、収入や支出、契約などの財務に関する事務と、その下の段、文書の管理、情報の管理に関する事務の合計63項目を対象として、各所属において該当するリスクを選択した上で、リスク対応策に基づいて事務を執行し、自己点検に不備の発生状況を把握します。

評価部局では、各所属の自己点検結果や検証部局の検証内容を踏まえまして、発生した不備が記載の重大な不備や特に注意すべき不備に該当するかを判断します。

重大な不備とは、事務の執行、管理執行が適正に行われていないことにより、県民や県に大きな経済的、社会的不利益を生じさせる蓋然性

の高い不備や、もしくは実際に生じた不備のことを言い、また特に注意すべき不備につきましては、重大な不備が該当しないものの、県民等に大きな影響を与えるおそれがあるなど、重大な不備につながり得る不備となります。

重大な不備に該当するかどうかにつきましては、下の表に記載の重大な不備の基準により、量的重要性と質的重要性の2つの視点から、経済的不利益・社会的不利益の程度に踏まえて総合的に判断いたします。

これにより、重大な不備に該当すると判断した場合は、内部統制が有効に整備または運用されていないという評価をすることとなります。

続きまして、27ページを御覧ください。

ここからは、2番、令和5年度内部統制評価報告書の概要になります。

(1) の内部統制体制の評価では、先ほど申しました対象となる6つの項目について、適切に整備・運用されているため、有効と判断いたしました。

続いて、(2) の業務レベルの内部統制の評価では、リスクは発生していないものの、リスク対応策が適切に設定・実施されていない整備上の不備はございませんでした。

また、リスクが実際に発生、または顕在化した運用上の不備につきましては、81所属で157件発生しております。

具体的な例としましては、例えば、請負業者へ必要な通知を送付していなかったとかいう書類の未処理や、占有料や使用料の計算が誤っていたなど、徴収額の誤りなどのリスクが生じております。

このうち、今回、車検切れの公用車を使用した事案を重大な不備と判断しました。重大な不備と判断したのは、令和2年度の制度導入

以来、初めてとなります。

その理由につきましては、法令遵守は県の適正な事務執行に当たって根幹となるものであり、それが守られていなかったこと、また、前年度にも他の所属で車検切れ公用車の使用が発生し、内部統制において特に注意すべき不備と評価した上で、全庁的にその再発防止に取り組んでいたにも関わらず、再発したことを踏まえて判断したものです。

このほか、重大な不備につながり得る、特に注意すべき不備として、身体障害者手帳の認定誤りや要配慮個人情報の一時的紛失など、計5件を上げております。

その下になりますけれども、今回、公用車の管理に関する項目で重大な不備が生じたので、当該項目については、内部統制が有効に運用されていないと判断しております。また、その他の項目については、おおむね有効に運用されていると判断しております。

今回発生しました重大な不備に対する是正措置としましては、(3)にありますとおり、車検切れ公用車の使用の再発を受けまして、車検・法定点検一覧表の職員への回覧など、これまでの対応策を改めて徹底するとともに、新たに、車検期限が近くなった公用車を管理する所属の全職員に対して、財務会計システムにおいて通知を配信し、点検期限が更新されるまで継続してポップアップのメッセージが表示されるよう、チェック体制を強化したところでございます。

続いて、28ページを御覧ください。

3の監査委員による内部統制評価報告書の審査でございます。

審査の結果、おおむね相当であるとされましたが、今後、内部統制の実効性を高め、さらなる推進を図る上では、(1)～(3)の3つの事

項について、改善や再発防止策の対応が望まれるとの意見が付されたところでございます。

最後に、審査意見を踏まえた、4の今後の対応ですが、御意見を踏まえ、自治学院の研修を通して職員の制度理解を深めることにより、制度の適正な運用を図るとともに、全部局で発生頻度の高い事例やその改善策を共有し、リスクの早期発見や効果的な対応策の設定につなげるなど、再発防止に徹底してまいります。

なお、29ページ以降に評価報告書、監査委員からの審査意見書の全部をつけておりますので、御参照ください。

○中尾危機管理局长 常任委員会資料32ページを御覧ください。

令和6年8月8日の日向灘の地震についてであります。

まず、本地震の概要についてですが、8月8日の16時42分にマグニチュード7.1を記録し、日南市で震度6弱、宮崎市などで震度5強を観測しました。この地震により、宮崎港で0.5メートルなどの津波を観測しており、後ほど御説明いたしますが、8月8日19時15分には、初めてとなります南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が国から発令されたところであります。

今回の地震に伴い、ピーク時は県内66か所の避難所に計124名の方が避難されました。被害状況としましては、重傷者が2名、軽傷者が8名、住宅の半壊が2棟、一部破損が74棟となっております。

これに伴う県の対応についてですが、地震発生直後に災害対策本部を設置し、延べ4回の災害対策本部を開催して、応急対策業務に当たったところです。その後、8月16日に情報連絡本部に移行しておりますが、専門家から、日向灘地震の震源域において、プレートの割れ残りが

ある可能性が指摘されていることから、新たな地震の発生に備え、現在も体制を継続中でございます。

また、8月23日には、知事が日南市長とともに、特に被害の大きかった日南市内の施設や道路等を視察しております。

次に、33ページを御覧ください。

各部局で把握している被害状況についてでございます。

主なものとしては、総合政策部把握分として、私立学校、大学や宮崎空港ビルにおける建物被害、福祉保健部把握分として、日南市での水道の濁り及び断水や、県央・県南地区を中心に、医療機関での建物被害、社会福祉施設等における建物被害及び重傷者の発生、環境森林部把握分として、治山施設への土砂の流入の被害などが報告されております。

続きまして、34ページを御覧ください。

商工観光労働部把握分として、店舗等における商品や建物の被害、イベントやスポーツ合宿の中止、宿泊予約のキャンセル、農政水産部把握分として、農作物や農業用施設、水産関係施設等への被害、県土整備部把握分として、河川や港湾への被害などが報告されております。

続きまして、35ページを御覧ください。

病院局把握分として、県立日南病院での建物被害、教育委員会把握分として、県立学校及び公立小中学校、県武道館、県総合博物館、県立美術館での建物被害などが報告されております。

被害の報告は以上でございますが、今後の県民への周知、啓発につきまして、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意し、引き続き県民に対し、建物の確保や家具の固定、避難経路の確認、必要な物資の確認など、日頃の備えについて啓発を行っていく考え

でございます。

次に、36ページを御覧ください。

南海トラフ地震臨時情報について御説明いたします。

まず1の概要であります。南海トラフ地震臨時情報とは、静岡県駿河湾から日向灘にかけて存在する南海トラフ域において、南海トラフ地震の発生可能性が平時と比べて相対的に高まったとされる場合などに出されるものであり、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で、大規模な地震や異常な現象が観測された場合に発表されることとなっております。

次に2の情報の種類と住民の対応についてであります。

まず、情報の種類について、発表の流れとともに御説明いたします。

表の上の段にありますとおり、南海トラフの想定震源域等でマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合などにおいて、気象庁が南海トラフ地震臨時情報調査中を発表し、起こった現象について専門家による評価が行われます。

評価の結果、最短で発生から2時間後に、表の一番下の段にありますとおり、プレート境界のマグニチュード8以上の地震であれば巨大地震警戒、マグニチュード7以上の地震などの場合は巨大地震注意が発表されることとなります。なお、これらの条件に満たない場合は調査終了となります。

37ページを御覧ください。

住民の取るべき対応について、縦に時間軸を、横に発生事象をそれぞれ記載しております。

まず、表の左側の列、プレート境界でマグニチュード8以上の地震が発生し、巨大地震警戒が発表された場合、発表から1週間程度は日頃からの備えを再確認するとともに、市町村によっ

では、地震発生後の避難では間に合わない地域の住民や要配慮者について、あらかじめ避難を呼びかけることとしております。

そして、さらに1週間程度は、これから御説明します巨大地震注意の対応を取ることであります。

表の真ん中の列、今回のようにマグニチュード7以上の地震により巨大地震注意が発表された場合は、発表から1週間程度は日頃からの地震への備えを再確認するとともに、発災後はすぐに避難できる準備をすることとなっております。1週間経過後は、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行うこととなっております。

38ページを御覧ください。

3の県の対応についてであります。今回の臨時情報発表を受けて、県ホームページやSNS等を活用した情報提供及び呼びかけを行ったところです。

具体的には臨時情報の仕組みや知事メッセージによる県民への行動の呼びかけ等を行いました。

また、発表当日に、宮崎地方气象台と連携し、市町村向けの説明会を行ったほか、臨時情報に関する各種相談窓口の設置や、外国人向けの災害時多言語支援センターの設置を行ったところです。

最後に4、今後の対応についてであります。現在、国において臨時情報への対応等に関する検証が行われております。

具体的な検証項目として、平時からの臨時情報の周知・広報、臨時情報発表時の呼びかけの内容、自治体や事業者等における防災対応について、今後、アンケートや意見交換を行いなが

ら検証を行うこととなっております。

県としましては、国の検証結果を踏まえながら、県民に対し、より分かりやすい呼びかけの内容を整理するとともに、平時からの周知、啓発に努めてまいります。

続きまして、39ページを御覧ください。

令和6年台風第10号についてであります。

この台風は、8月29日午前6時の時点で935ヘクトパスカルを記録し、最大風速50メートルの勢力で、鹿児島県薩摩半島側から上陸し、九州を横断しました。

本県は、8月29日午前4時頃に暴風域入りし、8月30日午前0時頃に暴風域を抜けております。

この台風により、県内では、総降雨量が900ミリメートルを超える地域が出たほか、突風や竜巻による被害が多数発生しており、避難者はピーク時で、県内414か所に5,757人となりました。

また、被害状況としましては、重傷者が1名、軽傷者が38名、住宅の半壊が22棟、一部破損が1,161棟、床上・床下浸水が共に3棟ずつとなっております。

今回の台風に伴う県の対応についてですが、8月28日の午前8時に災害対策本部を設置し、延べ3回の災害対策本部会議を開催して、応急対策業務に当たったところです。なお、8月28日午後8時30分には、県内24市町村において、災害発生のおそれに基づく災害救助法のおそれ適用、また、9月2日午後5時30分には、宮崎市において、相当の被害の発生が見込まれたことに伴う災害救助法の本適用を行っております。

また、9月5日には、知事が宮崎市長らとともに、国に緊急要望を行いました。その後、9月13日からは災害対策室に移行しております。

なお、9月3日には、知事が特に被害の大きかった農業施設や道路等を視察しております。

次に、40ページを御覧ください。

各部局で把握している被害状況についてでございます。

主なものとしまして、総合政策部で私立学校における建物被害、福祉保健部で水道の断水や濁りの発生、宮崎市の医療機関を中心に医療機関での建物被害、社会福祉施設等における建物被害及び軽傷者の発生、環境森林部で林道施設や自然公園の被害などが報告されております。

41ページを御覧ください。

商工観光労働部で工場等での建物被害や土砂の流入、公園での遊歩道の被害、農政水産部で農作物や農業用施設、水産関係施設等への被害などが報告されております。

42ページを御覧ください。

県土整備部で道路や河川、海岸部の被害、企業局で発電所の取水口への土砂堆積やゴルフ場の被害などが報告されております。

43ページを御覧ください。

病院局で県立延岡病院での建物被害、教育委員会で県立高校及び公立小学校での被害などが報告されております。

次に、44ページを御覧ください。

災害救助法について御説明いたします。

今回の台風10号では、本県が暴風域に入る前日の8月28日に災害発生のおそれがある場合などを要件とする、おそれ適用を意向のあった24市町村に適用し、突風により半壊以上の家屋被害が一定規模見込まれた宮崎市に対し、本適用を8月29日付で適用しております。

このページには、本適用の対象となります住家被害に対する救助メニューを掲載しております。

まず、住家被害は、市町村が被災者からの申請に基づき、被害状況を調査し、被害認定を行

います。被害認定は、住家の経済的損害を、基礎、柱などの部位別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定いたします。

損害割合に応じ、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊の6つに区分され、この判定を基に罹災証明が交付され、それが各種被災者支援策の適用の判断材料となります。

一番上の項目の住宅の応急対策ですが、被災住家の被害拡大防止のための緊急修理として、ブルーシートやロープなどの資機材費及び業者の施工費が、1世帯当たり5万1,500円を上限として、準半壊以上の世帯に適用されます。

災害救助法は現金支給ではなく現物支給となっており、被災者への資機材の配布や自治体が被災住家の緊急修理を業者に発注し、修理を行うこととなります。

次の住宅の応急修理ですが、修理費用が半壊以上の世帯に1世帯当たり71万7,000円を上限として、準半壊の世帯に34万8,000円を上限として適用されます。この項目も、現物給付となっており、上限額の範囲内で自治体が被災住家の修理を業者に発注し、修理を行うこととなります。

一番下の応急仮設住宅の供与ですが、居住する住家がない被災者に対し、プレハブ等の建設型やアパート借り上げ等の賃貸型により住宅を供与するもので、建設型は記載額を上限として、賃貸型は地域の実情に応じて住宅の供与が行われることとなります。

次に45ページを御覧ください。その他のメニューでございます。

一番上の項目ですが、被服、寝具等の生活必需品の給与として、半壊以上の世帯に記載の金額を限度額として、衣類、毛布、什器などの現

物が給付されます。

その下の学用品の供与ですが、半壊以上の世帯に、記載の金額を限度額として、教科書やノート、鉛筆、体育着などの現物が給付されます。

一番下の項目の避難所の設置ですが、こちらについては、おそれ適用の場合も対象となるもので、避難所設置に要する光熱水費や消耗機材費などが対象経費となっております。

適用後、結果的に災害がなかった場合のいわゆる空振りであっても対象となることから、適用することにより、市町村が住民の早期避難を、財源を気にせずちゅうちょなく行うことができます。

また、宮崎市が現在行っておりますホテル避難の経費につきましても、上限はありますが、この項目で対象となっているところであります。

○羽田消防保安課長 常任委員会資料の46ページを御覧ください。

宮崎縣市町村消防広域化推進計画の改定についてであります。

初めに、1の宮崎縣市町村消防広域推進計画の概要についてであります。

国は、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防用車両、専門員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面で厳しさが指摘されることがあり、消防体制として必ずしも十分な体制でない場合があるため、市町村の消防の広域化に関する基本方針を定め、消防の広域化を推進しております。

県は、消防組織法において、国の指針に基づき、市町村の消防の広域化の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないことから、宮崎縣市町村消防広域化推進計画を策定し、県内の消防広域化に取り組んでいるところであります。

次に、2の本県の消防広域化に関する主な動きについてであります。

ここでは、これまでの主な動きを時系列にまとめられています。

平成18年7月に国において、市町村の消防の広域化に関する基本指針が策定され、これに基づき、県は宮崎縣市町村消防広域化推進計画を平成20年3月に策定し、広域化の在り方について各消防本部と協議を重ねてまいりました。

また、国の基本指針の改定に合わせて、平成25年度には、重点地域を指定して広域化の推進を目指す形で、平成30年度には、将来的な広域化につながる連携・協力の取組として、県域一による消防指令業務の共同運用化を目指す形で、改定時や改定後も引き続き協議を重ねてまいりました。

47ページを御覧ください。

3の国の基本指針改正の概要であります。

国は、平成30年度から全国的に広域化の進捗が鈍化していること、近い将来に発生が見込まれている大規模地震や新たな感染症等に備えた消防体制の確保の必要性が高まっていることに加えて、近年の広域化の事例では、多くの消防本部が広域化前に連携・協力の取組を実施していることを踏まえて、令和6年3月に基本指針の改正を行いました。

今回の改正で、県は、広域化において論点整理や消防本部間及び関係市町村間での合意形成において、地域の核となり広域化の検討を主導することに同意した消防本部を中心消防本部として推進計画に記載することが可能となりました。

また、将来の広域化の実現につながる消防の連携・協力の取組として、消防司令業務の共同運用化をはじめ、消防用車両や資機材等の共同

整備、訓練の定期的な共同実施など7つの類型が示されたところであります。

このため、県では、このような国の基本指針の改正を踏まえ、県の推進計画の改定について検討を進めているところであります。

最後に、4の計画改定のスケジュールについてであります。

令和6年3月に国の基本指針の一部改正が示され、6月に国から説明会が開催されました。

これを受けて、7～8月にかけて、全消防本部を個別に訪問し、消防の広域化や消防司令業務の共同運用等について意見交換を実施してまいりました。

今後は、国が示した7類型の取組について、実施の可能性を各消防本部と協議するなど、今年度中の県の計画改定を目指し取り組んでまいります。

○川添委員長 執行部の説明が終了しました。その他報告事項について質疑はございませんか。

○坂本委員 8月8日の日向灘の地震についてお伺いします。

資料には、実際に起きた被害を記載していただいております。今後の大きな地震に備えるときに、南海トラフ巨大地震についてもそうですけれども、津波に対しての警戒や対策が重要だという認識なんですけど、8月8日に津波注意報が発表されておりますけれども、この避難行動についての検証はどうだったのでしょうか。検証が行われているのか否か、また、これを公表する予定があるのか否か、教えてください。

○中尾危機管理局長 8月8日の地震の際に津波注意報が出たときの実際の行動等について、各市町村等の状況等はまだ把握しておりませんので、今後そういったところの行動の内容等も踏まえて、見直すべきところがあれば、見直し

ていきたいと考えております。

○坂本委員 私が言うまでもないんですけども、今回津波注意報で済んだものの、今後大きい地震が起きたときに津波警報という、より危険度の高い警報が発令されることも想定して備えていく、そういった事象に対しての教訓としてしっかり捉えていく必要があるのかなと思っております。

その中で1つ、9月13日に議会質問の中で、渋滞の問題が取り上げられ、県警本部長のほうから、県内19か所で1キロメートル以上の渋滞が起きたという答弁がありました。私も6月議会で取り上げさせていただきまして、これに対してテレビニュースでも取り上げられたんですけども、県のコメントということで、避難の仕方を一人一人が検証し、訓練の実施をお願いしたいという旨のことが放送されたんですが、これは危機管理統括官がコメントされた内容ですか。

○児玉危機管理統括監 私のコメントではないんですけども、車での避難は基本的には渋滞のおそれがあるとされていますので、津波注意報があったとき等は、車を使わずに避難するというのが原則だということが危機管理局のスタンスでございます。そういったことについては、今回の補正にもございましたけれども、啓発等をより強めていかないといけないかなと思っている次第でございます。

○坂本委員 議会質問の中でも取り上げさせてもらったんですが、自助・共助を進めていかなきゃいけないのは当然のことなんですけれども、一方で、行政が果たす役割である公助の部分についても、今回の8月8日のことを踏まえて、しっかり改善するところは改善していくべきだと思っております。

特に今回の渋滞の問題は、一人一人が気をつけても限界がある問題です。8月8日に起きたことを踏まえて、警察や道路管理者である県土整備部が、道路規制の問題だったり、標識の問題をどうしていくのか具体的に決めて、それから県民に示していく必要があると思うんです。

先ほどの防災計画の話とも関連するんですけども、そういったことを、それぞれの担当部局任せではなくて、主導的に発信・指示していく役割を危機管理局が担っていくべきではないかというのが私の意見です。その上で、それぞれの役割を果たしていくのは当然なんですけれども、先ほど申しあげましたように、本県内の事例、それから他県の直近のいろんな災害事例を踏まえた教訓、最新の知見については、日常的に情報収集に取り組んでいらっしゃるところがやらないと難しいと思います。

危機が迫っている可能性が高いわけですから、対策本部だけではなく、日常的に他部局も加えて、市町村に対しても、ぜひ、主導的な役割を担っていただきたいということを要望として申しあげたいと思います。

○児玉危機管理統括監 御指摘ありがとうございます。おっしゃられるとおり、災害が起こりますと、災害対策本部ということで、知事を筆頭に危機管理局のほうに、各部局からも二百数十名が集まって、関係機関との調整なり、各部局のリエゾンという形で、その災害対策本部で決まったことを、各部局で実際に実行していくという組織体制ができております。

ただ、ふだんの備えも非常に重要でございますので、市町村とも顔の見える関係づくりで、定期的に課長会議、担当者会議もやっておりますし、関係機関の方たちとも、いろんな形で会合を含めてやっております。そういった、特に

地域防災計画とか減災計画とか、そういったものをちょうど見直すタイミングといたしますか、国全体が南海トラフの地震の被害想定を見直すという形もございますので、そういった機会も捉えて、より組織としてといたしますか、県だけではなくて関係部局、全市町村、関係機関と連携していくような取組ということで、日頃からやっていきたいと思っております。

○黒岩委員 資料25ページの内部統制評価の件ですけれども、例えば、使い込みについて県内あちこちで散見はされるんですが、内部統制評価の目的の1つに、そういったところの発見まで想定された仕組みになっているのでしょうか。

○池北行政改革推進室長 おっしゃったように、内部統制につきましては、組織的に対応するリスクを洗い出し、対応していくという仕組みであります。使い込みができる体制になっていた、そういうことはリスクを防ぐような形にしてありますけれども、個人が故意的に何かやったときに、組織として対応できるかどうかという想定はされるものではありませんので、想定の中でやっていく、リスク管理という形になっております。

○黒岩委員 少し分かりづらかったんですけども、そこまでは想定はされていない仕組みかどうか。

自己評価だけでは少し甘いんじゃないかなという気がするんですけども、そのあたりはいかがでしょう。

○池北行政改革推進室長 自己評価を行った上で、共通所管部局というのがございまして、そこで評価をして、我々が最終的に評価することになります。その中で例えばそういうことも想定されるという話であれば、そこについてもリスク設定をしていくことになると思いま

すので、そういったところで対応していく形だ
など考えております。

○黒岩委員 一人で会計を持っていらっしゃる
とか、通帳と印鑑を両方とも持っていらっしゃる
とか、そういったところもチェックしていただ
いて、再発防止に努めていただきたいと思います
ますが、マスコミへの公表の基準というのは何
かあるのでしょうか。

○池北行政改革推進室長 特にございませ
ん。基本的には県民に影響を及ぼすもの、例
えば個人情報が出ていて影響があるとか、そ
ういったものに関しては記者発表といいま
すか、マスコミに上げるような形で対応し
ているということでございます。

○黒岩委員 分かりました。

次に、消防の広域化の件なんですけれど
も、過去の経緯を見ているとなかなか意思
統一が図られておらず難しいという話
です。例えば、司令業務を一本化しても、
本部からまたそれぞれのブロックで受
けるための司令室が要るじゃないか
とか、いろいろ議論されていらっしゃ
います。今回新たな改定をされるん
ですけれども、どういった項目を盛り
込む想定なのか、実現性があるのか
どうか、お聞かせいただきたいと思います。

○羽田消防保安課長 議員がおっしゃ
ったとおり、これまでの経緯があ
ってなかなか難しいんですけれど
も、平成31年以降に全国で広域化
した7地域のうちの5地域では、
中心消防本部をつくったり、7
つの類型を実施して広域化につ
なげていったということがあり
ます。今回、こういった指針が示
されましたので、中心消防本
部と7つの類型等について、各
消防本部と再度議論しながら、
何とか広域化につなげていき
たいと考えております。そういった
ことが同意さ

れば、今回の計画にも盛り込んで
いくという予定であります。

○黒岩委員 県内で非常備消防
だけで常備消防がないエリアが
ありますけれども、消防広域化
においては、そういったところ
まで想定されるのでしょうか。

○羽田消防保安課長 そのとお
りでございます。国の計画では、
非常備消防のところについては、
特に重点的というよう
なことで示されてお
ります。

○山口副委員長 内部評価
制度についてお伺い
したいんですが、制度の体制
を見ていると、審査がなされ
た後の監査委員からの評価
というのは、県庁職員に
どうやって周知されるかとい
うところが見えませんでした。
我々議会には報告されて、
そして公表されますが、
県庁職員さんたちには、
その評価がどうだったのか、
監査委員からの意見が
どうだったのかという
ところが、どう周知される
のか教えてもらえますか。

○池北行政改革推進室長 監査
委員の審査結果をどう周知
するかということなんです
けれども、全庁掲示板だ
ったり、各部長が集まる
内部統制の会議もござ
います。今回の重大な不
備を踏まえまして、そこ
でしっかりこういう事
例があったこととか、
重大な不備があった
こととか、監査委員
からこういう指摘があ
ったことなどを
含めまして、周知・
徹底を図っていく
という
ことで予定を
しております。

○山口副委員長 台風
のほうなんです
けれども、迅速に
いろいろ対応
いただいて、
事前に準備
をしていただ
いてありが
たかったん
ですが、
実際、災害
救助法が適
用されても、
今回の台風
だと、ほと
んどが一部
損壊になっ
てしまっ
て、なか
なか救え
なかつた、
あまり補助
金を出して
あげたり
できなかつ
たという
ところは、
市町村から

の課題感として出てきています。

そのあたりについて、県側としては、何か法的なものに対しての限界とか、こうであったほうがいいなというのを、今後国に求めていきたいとか、実際体験をして、考えがあれば教えていただきたいと思います。

○中尾危機管理局長 確におっしゃるとおり、今回の台風では、ほぼほぼ一部損壊ということで、なかなか対象になりにくいという状況になっているかと思います。

現時点でその一時判定を終わっている中では、宮崎市において、準半壊が47棟、半壊が20棟というところになっておりますが、ほぼほぼ一部損壊だということで考えております。

もともとこの制度というのが、床上浸水などの場合には評価が高まるような形になっていると思いますが、今回のような竜巻の場合にはなかなか評価が高くなりにくいというところもありますので、今後その適用の仕組み等について、必要などころに関しては、国への要望等も行っていきたいと考えております。

○山口副委員長 消防の広域化の推進計画についてなんですけれども、いろいろと計画を改定されるのはいいんですが、宮崎県の場合は、共同運用化の断念という経緯があるというのが非常に特徴的というか、ポイントなんだろうと思っています。どうして断念することになったのかはいろいろ聞いてはいますけれども、そのあたりをしっかりと改定に当たって記載していただきたい。

経緯のところ断念とだけ書かれていても、なぜそうなったのかというところがよくわからないので、どこの自治体が云々まで書けとは言いませんけれども、どういう理由で断念に至ったのかぐらいまではしっかりと記載をしていた

だけたらいいなと思うんですが、そのあたりはどのような考えでしょうか。

○羽田消防保安課長 共同化につきましては断念という形になったんですけれども、様々な理由がございます。財政的なものとか、人的な問題とかいろいろあるんですけれども、その理由につきましては、消防長会でも指摘を受けているところでありまして、今後、新たに計画を改定する上において、なぜうまくいかなかったのかという課題をしっかりと洗い出して、次になげていきたいと考えております。

○黒岩委員 資料45ページの災害救助法のところなんですけれども、避難所の設置のところ、「おそれ適用でも対象」とあります。日南市の例なんですけれども、先日の台風のときに、おにぎりなどの食事を避難された方が持ってこられるんですが、夏場で暑いものですから、2日目の夕方ぐらいになると持ってきた食料が食べれないというような事態もありました。市役所からは出さないのかと聞いたら、台風の場合は出さないんだという方針だそうです。

自治体でそういう基準はあるんですけれども、おそれ適用でも対象になりますよといったようなことは、市町村への周知は行き届いていたんでしょうか。

○中尾危機管理局長 おっしゃった食事の供与という部分については、炊き出しとその他による食品の供与ということになるかと思いますが、そこについては本適用の場合の対象ということになりますので、おそれ適用では対象項目ではないです。

○黒岩委員 承知しました。今回の適用云々というのは分かりましたけれども、また機会がありましたら、市町村の担当者会等でも、食事の提供の基準はどうなっているのかといったとこ

ろを一度確認していただきたいと思います。

市が避難指示を出しておきながら、食事は持てきなさいよと、台風の場合には事前に想定されるので、食事の準備はできるでしょうということもあるんですが、中にはコンビニにも全然食料がなくて持ってこれなかったとか、いろいろいらっしゃるものですから、そういったところを一度話題として取り上げていただきたいなと思います。要望しておきます。

○中尾危機管理局长 災害救助法はかなり複雑で、制度が細かいところもありますので、改めて市町村を対象に説明会を開催しようと思っています。その中で丁寧に説明していきたいと考えております。

○川添委員長 ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 その他で何かございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 ないようですので、以上をもちまして、総務部を終了いたします。

執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時3分休憩

午後3時14分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、宮崎国スポ・障スポ局長の概要説明を求めます。

○山下宮崎国スポ・障スポ局長 説明に入ります前に2点お礼を申し上げます。

まず、去る8月8日に実施いたしました庭球場改修工事安全祈願祭及び起工式におきましては、濱砂議長、そして川添委員長に御臨席を賜り、誠にありがとうございました。

この庭球場では、県総合運動公園内の既存の

コート24面を全て、全豪オープンが開催される会場と同等のハードコートへ改修、うち6面をインドアコートにすることとしておりまして、令和8年4月の全面供用開始に向けて整備を進めるもので、今回その工事の安全祈願祭と起工式を執り行ったところでございます。

また、9月4日に開催いたしました、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会の第1回総会におきましても、野崎副議長、川添委員長、ほか県議会議員の皆様方に御出席いただきました。重ねてお礼を申し上げます。

この実行委員会は、7月17日の日本スポーツ協会理事会におきまして、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の本県開催が正式に決定されたことを受けまして、開催基準要項の規定に基づき設置したものでございます。

総会におきましては、議事に加えまして、スポーツ庁の室伏長官から激励のビデオメッセージをいただきましたほか、市町村の代表としまして、日南市長から今後一体となって取り組んでいただくという意気込みをいただいたところでございます。

さらに、明日20日には、佐賀県で10月5日から開催されます第78回国スポに向けまして、宮崎県選手団の結団壮行式の開催を予定しております。

御臨席いただく濱砂議長、そして川添委員長におかれましては、本県選手団への激励のお言葉、温かなお見送りをいただきますようお願い申し上げます。

大会のイメージソングのほうもお披露目になりました。引き続き、令和9年の国スポ・障スポ開催に向けまして、機運醸成と準備を進めていきますとともに、天皇杯獲得に向けて競技力

の向上にしっかりと取り組んでまいりますので、皆様方の御理解、御協力、よろしくお願いたしたいと存じます。

それでは、本日御報告いたします項目について御説明いたします。

常任委員会資料の表紙にございます目次を御覧ください。

本日は、その他報告事項といたしまして、宮崎国スポ・障スポ開催決定等につきまして、先ほど述べましたとおり、本県での国スポ・障スポ開催が正式に決定されたことや、その会期について御報告いたします。

また、令和9年の本大会までに実施する当局の主なスケジュールにつきましても、併せて御説明いたします。

詳細につきましては、後ほど担当次長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 資料の2ページを御覧ください。

その他報告事項の宮崎国スポ・障スポ開催決定等についてでございます。

これは先ほど局長からも説明がありましたとおり、7月17日に開催されました日本スポーツ協会の理事会において、本県が令和9年の第81回国民スポーツ大会の開催地として正式に決定されたことを受けまして、その開催決定と会期について御報告するほか、令和9年度までの主なスケジュールを御説明させていただくものであります。

1の概要を御覧ください。本県による国スポの開催決定を受けまして、第26回全国障害者スポーツ大会の開催地としても決定いたしました。

国スポの会期は、令和9年9月26日～10月6日の11日間、障スポにつきましては、国スポ後3日間での開催であり、具体的な会期は後日ス

ポーツ庁から連絡があるということとなっております。なお、この本県開催に当たりましては、平成27年の2月議会におきまして、両大会の宮崎県開催招致に関する決議を全会一致で議決いただいております。今回の正式決定につながったものと考えております。

この場を借りまして、改めて県議会の皆様方の御理解、御支援に深く感謝申し上げます。

続きまして、2の大会までのスケジュールでございます。

表の右から4列目、令和6年度の赤囲みの開催決定が今回の正式決定に当たります。

今年度は佐賀県で国スポ・障スポが開催され、会期につきましては、下に書いてありますとおり、国スポが10月5日～15日の11日間、障スポが10月26日～28日の3日間となっております。今後、令和7年度の滋賀大会、令和8年度の青森大会を経まして、令和9年度の宮崎大会を迎えることとなります。

続きまして、3ページを御覧ください。

令和9年度までの主なスケジュールについてでございます。

まず、今年度ですけれども、本県開催の正式決定を受け、今月から企業協賛活動をスタートさせ、今後、企業訪問等を行うこととしております。

次に、11月2日～4日の3連休でございますが、宮崎市、延岡市、都城市で開催決定のイベントを実施いたします。

また、12月には県プールが完成し、3月にはプールのオープニングセレモニーを実施するほか、県山之口陸上競技場と投てき練習場が完成する予定です。

さらに現在、公式ポスターデザインを募集しておりますが、公式ポスターは、選考後、3月

の日本スポーツ協会理事会の承認を受けて完成となります。

令和7～8年度のスケジュールでございます。

令和7年4月には、陸上競技場のオープニングセレモニーを予定しております。また、令和7～8年度にかけまして、運営ボランティアや手話・要約筆記ボランティアなど、各種ボランティアの募集、研修等を通じた養成に取り組むほか、式典の実施計画、輸送実施計画などの策定を通じまして、より具体的な大会運営の検討を進めてまいります。

また、残る主要な施設のうち、令和7年度には県体育館のメインアリーナが、令和8年度には庭球場及び管理棟が完成する予定であります。

さらに、令和8～9年度にかけて、各市町村においてリハーサル大会を随時開催するなど、大会本番を想定した、より実践的な準備に取り組んでまいります。

最後に令和9年度でございますが、年度当初には、大会実施本部、記録本部などの各種実施本部を設置し、本大会運営に向けた実施体制を整備いたします。

その後、本大会までに公開競技、デモンストラションスポーツ、オープン競技等を県内各地で随時実施しまして、9～10月の間に、本大会を開催してまいります。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○後藤委員 まず、県民への機運醸成、市町村との連携についてです。

開催年度が近づいてきてリハーサル大会についても協力しているんですが、大会を成功に導きたい、機運を醸成したい、リハーサル大会の前にプレ大会を開催したい。気候の状況によっ

ては非常に心配だと、特に海での競技におきましては。ぜひ来年やりたいという方向で走っている自治体もあります。そういうときに、市町村の連携という意味で、やはり県が応援・支援すべきじゃないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 そういう意向もある程度聞いております。

競技団体や市町村を含めて、具体的にどういう形で開催するのか、それがどういう位置づけで、県が支援できるのかとかも含めて、市町村と連携を取りたいと考えております。

○後藤委員 国民スポーツ大会には、リハーサル大会というネーミングは使えないという、1つの決まり事があります。

ですから、1つの大会としてやっていく方向ですけれども、ぜひともいろいろとアドバイスをいただければありがたいです。

もう一点、医師会からは、大会にドクターや看護師を派遣しますという、ありがたいお言葉をいただいているんですが、スポーツナースという少し特殊な整形外科に特化した看護師がいらっしゃるということでした。看護師不足の中で、特別なスポーツナースといった看護師の養成が必要じゃないかと御指摘いただいたものですから、何かあれば御発言をお願いします。

○財部施設調整課長 医療救護委員会という委員会を設置しまして、毎年関係者と話し合いをしております。来年度以降、市町村に対して、医療救護従事者の需要調査を行っていくんですが、その流れの中で検討させていただきたいと思います。

○黒岩委員 資料3ページ、令和6年度の開催決定イベントの内容を教えてくださいと思います。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 11月2日～4日がちょうど3連休になります。この3連休でイベントを、宮崎市、延岡市、都城市で、市町村や競技団体等も含めて実施したいと考えております。

中身については、最終的な詰めをやっているところなんですけれども、宮崎県にゆかりのある有名アスリートをお呼びしたトークショーとか、大会イメージソングに合わせたダンスを今つくっている途中でございますが、そのダンスのお披露目とか、県の選手団のユニフォームを新しいユニフォームに変えましたので、選手によるファッションショーのようなものとか、国スポ・障スポを子供たちにも体験してもらえよう、そういった取組を考えているところでございます。

○黒岩委員 陸上競技場などは完成が結構前倒しと申しますか、オリンピックはギリギリなんですけれども、今回結構早い段階でも完成されるということでした。例えば、芝生部分についてはラグビーや当面は駄目ですよとか、国スポ開催までの使用について、制限はあるんですか。

○財部施設調整課長 施設によっては当然、議員がおっしゃったように、限定的な使用はあると思っております。

できたものについては、競技団体と打ち合わせしながらということになりますけれども、モニター的な使用ということについても検討はしていきたいと思っております。

○黒岩委員 先の話なんですけれども、大会期間中の小学校・中学校・高等学校の休みについては、何か検討されるのでしょうか。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 現在、大会の期間が決まったところであり、各競技ごとの期間について大詰めの段階で、今年度中にはし

たいと思っています。

大会においては、高校生に運営ボランティアとか、例えば表彰式のサポートとかをお願いするということになります。そして、小学生、中学生にも大会を見ていただきたいという、我々の思いもあります。

授業の時限の関係もございまして、そのあたりについては、教育委員会とも詰めていきたいと考えております。

○丸山委員 企業協賛の活動も9月から始めているということですが、どういう企業に協賛を依頼していて、どれくらいの協賛金を目標にされているのか教えてください。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 協賛金活動は、宮崎県と日本スポーツ協会との協定を9月頭に締結いたします。具体的に企業回りはまだしていないんですけれども、広くいろんな企業をお願いをしたいと思っております。

この協賛制度については2つございまして、現金によるものと、例えば自動車会社であったら車を提供してもらおうとか、競技の運営に関するものを提供してもらおうといった、物とお金の2本立てで協賛を募っていきたいと考えております。

先催催の状況を見ますと、県民からの募金と合わせて5億円ぐらいを集めておりますので、本県も合わせて5億円ぐらいを目標に活動を活発化していきたいと考えております。

○丸山委員 協賛企業関連でよくあるのは、飲料関係でこれを選ぶとこっちが駄目とか、いろんな縛りがあつたりとか、非常に簡単そうで簡単じゃないような気がします。そこについては上部団体と協議しながらやっていただきたいと思っております。

地元のほうで懸念されているのが、アーチェ

リー競技をやる予定にしていまして、屋外スポーツは仮設費用がかなりかかってしまうことです。最高750万円のうち3分の2までは補助しますよとか、そういうことを言われていますが、それ以上お金がかかる予定ですから、手を挙げなければよかったと思っているような市町村もあるらしいと聞いています。せっかく協賛企業を活用するのであれば、企業からの募金をうまく使って、少しでも市町村の負担が軽減されて、かつそれがレガシーとして残るような形に持っていけないと、もったいないなと思っています。

体育館でやる競技は仮設のスタンドとかはあまり要らないらしいんです。一方、屋外スポーツは、仮設に市町村が思った以上の費用がかかってしまっています。県が仮設も100%見てくれるんだよと聞いていたのに、少し違ったというぐらいの気持ちになっているらしいです。

協賛金をうまく活用して、手厚く支援ができることはできないのかなというのを、今から協議できれば、ひょっとしたらできる可能性があるのではないかと考えているのですが、どうなんでしょうか。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 協賛制度でいいですよと、委員が言われたような、大会の運営をしていく上で必要な物品、例えば、パソコン、車とかコピー機とかタブレットとか、そういう物も、情報関連企業あたりから現物をお貸しいただくなり、提供いただくなりして、大会運営に使うということもあり得るのかなと考えているところです。

そういう形で、協賛の物品なりを大会運営にうまく使っていくということが、負担の軽減につながるものと考えております。

○財部施設調整課長 先ほど委員から、物によっては県の補助が受けられないとか、補助率が下

がるものがあるという話がありましたが、アーチェリーについては、県内に競技施設がない特殊競技ということで、10分の10を県が補助して仮設物を造るということにしておりますが、おっしゃるように、その10分の10が認められているのは、競技に関係するものだけなんです。

ですので、観客席とかは仮設で造りますが、どこまで造るのかとか、そのあたりも相談に乗りながら進めていきたい。できるだけ我々としても市町村の負担は減るほうがいいと思っていますので、打合せをきちんとさせていただいて、できるだけ負担がないようなやり方ができないのか、協議させてもらいたいと思っております。

○丸山委員 先催県を見に行ったとき、かなりの仮設を造っていたらしく、仮設の観客席だけで1,000万円以上かかって、到底受けなければよかったということをおっしゃいました。屋外スポーツ、特殊スポーツはありそうな気がするものですから、そこは十分、市町村と協議を詰めていただきたいと思います。やらなければよかったと市町村がなってしまうと、本来はその後、そこで競技が普及してほしいのに、花火一発打ち上げて終わりにならないよう、5年後、10年後もそこから国スポ選手が輩出されて、競技力が維持できるような形に持って行ってほしいなという思いがありますので、そこを市町村とうまく協議していただくとありがたいと思っております。

○坂本委員 資料3ページのスケジュールについて教えてください。

令和7年度に式典実施計画や輸送実施計画等の策定というのがありますけれども、ここには式典と書いてありますが、競技の実施計画及び競技期間中の輸送計画等も含まれると理解してよろしいでしょうか。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 委員おつ

しゃるとおりでございます。ここはあくまで例を挙げただけですけれども、例えば交通規制の計画であるとか、宿泊の総合的な計画であるとか、そういうのも含めた計画を策定するということでございます。

○坂本委員 私だけではないと思うんですけれども、懸念としてあるのが、今回議会でも取り上げられましたけれども、宿泊、それから宮崎空港等の駐車場の問題です。実際に計画段階に入ってやってみると足りない、もうちょっと広げないといけないという問題が出てこないとも限らない話で、令和7年度で間に合うという踏み込みなのか、そこを確認させてください。

○財部施設調整課長 この輸送交通の調査というのは、令和4年度から段階的に行っておりまして、一番交通が逼迫するとか、参加者が増えるときは開会式だと予想しております。山之口町で行われる開会式ではどの程度の駐車場が必要なのかとか、そういった基礎的な調査については、今のところ終わっておりまして、駐車場管理者に対しても、3年後になるけれども使わせてほしいといったお願いをしているところでございます。

○山口副委員長 企業協賛を始められているということで、国スポと障スポのホームページを拝見したんです。募金というところと企業協賛があって、企業協賛と押すとエラーが出てくるんですが、これはまだオープンしていないということなんですか。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 協賛の基本的な考え方や要綱、申込用紙とかはできているんですけれども、まだホームページに掲載はしておりません。

○山口副委員長 募金とか企業協賛するに当たって、ふるさと納税の活用も可能性としてあ

るんだろうと思っています。

調べて出てきたんですが、佐賀県は企業版ふるさと納税をうまく活用されているようです。宮崎県においては、個人も企業版も含めて、ふるさと納税をどのように活用する予定があるのか教えてください。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 御存じのとおり、企業版ふるさと納税は、こういう事業に対してというのがあれば、県全体の事業に対してという方法もございます。協賛制度の説明しませんでしたけれども、その中で、国スポの開催に対して、企業版ふるさと納税をしたいという項目も設けております。企業版ふるさと納税の対象は、県外の企業ということでございますので、東京事務所をはじめとした県外事務所などとも連携しながら、企業版ふるさと納税もやっていただけるような取組を進めていきたいと考えています。

○山口副委員長 個人版ふるさと納税について、使い道のプランは宮崎県も4つか5つぐらい出されていますけれども、まだ国スポ・障スポは入っておりません。選べないという状態になっているのですが、そこにうまく入れていただくとか、個人のほうでも資金をしっかりと集めていくというところの検討をぜひお願いしたいと思います。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 検討したいと考えています。

○川添委員長 ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 ないようですので、以上をもちまして、宮崎国スポ・障スポ局を終了いたします。

す。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時40分休憩

午後3時44分再開

○川添委員長 それでは、委員会を再開します。
継続審議につきましては、明日午後1時からと
したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 ないようでしたら、以上で本日
の委員会は終了いたします。

午後3時46分散会

令和6年9月20日(金曜日)

午後0時56分開会

出席委員(8人)

委員 長	川 添 博
副委員 長	山 口 俊 樹
委員	丸 山 裕次郎
委員	濱 砂 守
委員	後 藤 哲 朗
委員	坂 本 康 郎
委員	岩 切 達 哉
委員	黒 岩 保 雄

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

総務部長	吉 村 達 也
危機管理統括監	児 玉 憲 明
総務部次長 (総務・市町村担当)	渡 邊 世津子
総務部次長 (財務担当)	串 間 俊 也
危機管理局長兼 危機管理課長	中 尾 慶一郎
総務課長	今 村 俊 久
人事課長	那 須 隆 輝
行政改革推進室長	池 北 斉
財政課長	池 田 幸 優
財産総合管理課長	徳 松 一 豊
税務課長	蛭 原 真 治
市町村課長	小 藺 真 二
総務事務センター課長	後 藤 道 洋
消防保安課長	羽 田 貴 一

事務局職員出席者

議事課主査	春 田 拓 志
議事課主任主事	上 園 祐 也

○川添委員長 それでは、委員会を再開いたします。

昨日に引き続きまして、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○中尾危機管理局長 御説明に先立ちまして1点御報告を申し上げます。

本日午前11時に松村防災担当大臣から、さきの台風10号による被害につきまして、激甚災害の指定見込みであることが発表されたところであります。これにより、農地、農道等の災害復旧に係る国庫補助率のかさ上げなどの特例措置が行われます。

また、椎葉村、美郷町につきましては、局地激甚災害指定を受けまして、別途、公共土木施設の国庫補助率のかさ上げが行われるところでございます。

それでは、改めまして、今回の「南海トラフ地震等に備えた避難所環境改善事業」のうち、マンホールトイレとトイレカーの整備内容について説明いたします。

まず、マンホールトイレですが、昨年度の2月補正でお認めいただきました、調査設計が先月完了しましたので、その設計内容に基づき工事を進めるための経費をお願いするものであります。

事業費の説明に入ります前に、資料3ページにマンホールトイレとトイレカーの設置イメー

ジをつけておりますので、こちらを先に説明させていただきます。

今回整備するマンホールトイレは、断水時においてもトイレが使用できることを大きな目的としたものであります。

トイレは、右下に写真がありますが、軽量で強固なパーティション式のものを選定しており、各施設に、車椅子の方でも利用可能な多目的用を1基、健常者用として女性用、男性用をそれぞれ1基、計3基を整備することとし、避難者の想定収容人員が1,000名を超える施設につきましては、女性用トイレを1基、もしくは2基増設し、合計で80基を整備いたします。

また、配水管の整備でございますけれども、左下の図、それからその上の図の水色で示している部分になりますけれども、各施設の既存の下水道管とは別に、マンホールトイレ用に最大延長で84メートル程度の配水管を新たに整備するものでございます。1施設につき、防臭機能付の蓋を3～5基、し尿を排水する際に使用する水門升2基などが必要となる特殊なものでございます。

また、写真でいきますとオレンジの部分になりますけれども、水源となります学校のプールや雨水タンクからマンホールトイレ用の水門マスまで、最大45メートルの距離を送水するための耐圧ホースがついた手動式の揚水ポンプを25施設で購入いたします。

また、その上でございますけれども、水源となるプールとマンホールトイレの設置箇所が遠い15施設につきましては、代替水源としまして、トイレの近くに雨水をためる、2個で容量2トンの貯留タンクを整備いたします。

また、今回整備いたします3～5基のトイレ

や揚水ポンプ、それから、2月補正で整備いたしました非常用発電機、スポットクーラー、テント等を平時に収納するため、災害発生時にも耐えられるよう基礎工事を行った上で、大型備蓄倉庫を設置いたします。

次に、トイレカーでございますが、一番右の写真にありますとおり、軽自動車の荷台部分に、家庭と同様のウォシュレット式のトイレ2部屋と手洗い場1室、50回分の処理能力がある280リットルの排水・便槽タンクを備えた機能を持つコンテナを取り付けるものでございます。被災後の悪路の走行を想定した四輪駆動車、冬に県内の山間部でも対応が可能な寒冷地仕様などを必要な性能として選定しており、今回、マンホールトイレの整備を行わない17施設を中心として運用するため、3台を導入することとしております。

このような整備内容を踏まえまして、1ページにお戻りください。1に事業費の内訳を示しております。

主な項目を説明いたします。トイレの経費が、1基あたり58万6,563円で、合計4,692万5,000円となります。業者からの見積額により積算をしているところでございます。

次に、配水管設置等の工事でございますが、先ほど申し上げたとおり、防臭蓋を各施設3～5個、水門升2基を備えた最長で84メートルの配水管を敷設する設置工事費が1施設あたり318万円で、合計7,950万円となります。

次に、容量2トンの雨水貯留タンク経費が、1施設あたり70万円で、合計1,050万円となります。

次に、それらの施工管理委託費が1,650万円となります。配水管工事費、雨水貯留タンク、

施工管理委託費は、通常の公共工事で用いる営繕課による概算工事費により積算をしているところであります。

次に、揚水ポンプ経費でございます。1施設当たり62万7,990円、合計が1,569万9,750円となります。

次に、耐圧ホース経費でございます。1施設当たり88万2,010円、合計が2,205万250円となります。

次に、備蓄倉庫経費が、1施設当たり210万円、合計が5,250万円となります。また、備蓄倉庫の設置工事費及び建築確認申請の経費といたしまして、1施設当たり115万円、合計が2,875万円となります。揚水ポンプ、耐圧ホース、備蓄倉庫は、業者からの見積額により積算をしているところであります。

これらの合計が2億8,014万5,000円となります。

また、トイレカーにつきましては、右下に価格比較表がございますが、その中で、災害対応用のトイレカーとして必要な基本性能に加え、悪路を走行可能な四輪駆動、真冬に県北でも対応可能な寒冷地仕様、予備電源などの機能を備えたB社の見積額により積算をしているところでございます。

なお、表の一番下に米印で記載しておりますが、今回、緊急防災・減災事業債を活用することとしており、起債額約2億1,000万円に対して70%の約1億4,000万円が交付税措置されません。

その下のマンホールトイレの特徴・利点であります。まず、マンホールトイレは15分で組み立て、設置が可能ですので、避難所に備蓄しておくことで、大規模災害発生時に道路が寸断さ

れたり、トラック等の輸送手段が確保できず仮設トイレが設置できない状況においても、迅速に環境を整えることが可能です。

また、仮設トイレと異なり段差がありませんので、高齢者や障がい者でも使いやすいという利点があります。さらに、下水管に直接排水するため、衛生的で処理量に制限がないという利点がございます。仮設トイレの場合、し尿の回収が必要であり、バキュームカーが手配できない場合は使用不可となるデメリットがあるところでございます。

次に、トイレカーの特徴・利点であります。

ドライバー1名で対応できますので、仮設トイレと異なり設置・撤去が容易という点、また、自走式のため、避難所までの移動であったり水の補給・汚物処理が容易であるという点が挙げられます。

さらに、他県が被災した際に、本県が広域応援を行う際に活用可能というメリットもあるところでございます。

4ページを御覧ください。こちらは、マンホールトイレなどの整備を行う施設の一覧でございます。左の表がマンホールトイレを整備する25施設、想定収容人数と整備するマンホールトイレの種類ごとの個数を記載しております。また、右の表が、マンホールトイレの整備を行わず、トイレカーで対応する17施設となります。

災害時におきましては、トイレの環境が悪いとトイレを我慢することになり、健康を害し、災害関連死を招く要因となります。

実際、能登半島発災後、危機管理統括監をはじめ私、当課の職員で輪島市に参りましたけれども、町なかに断水で使用ができなくなったトイレや避難所におきましてし尿処理ができず使

用不可となっている仮設トイレも多く見たところでございます。

熊本地震や能登半島地震でも改めて課題として浮き彫りになりました避難所の衛生環境の悪化を防ぎ、災害関連死を防ぐための環境整備を図りたいと考えております。

○徳松財産総合管理課長 議案第7号「工事請負契約の締結」に関しまして、「環境配慮型県庁立体駐車場整備事業」の事業費について、改めて御説明いたします。

初めに、事業の仕組みなんですけど、この事業は、県工事ではこれまでに前例のない建物屋上に太陽光パネルと公用車駐車スペースにEV充電設備等を設置する立体駐車場の建設ということで、民間のノウハウや技術力を最大限に生かしていくために設計・施工一体型の工事とし、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行っております。

本事業の当初予算積算額は14億9,240万円です。ありますことから、公募における発注上限額も、予算時と同額の14億9,240万円としております。

これに対しまして、選定された業者の提示額が14億4,100万円であり、この額を工事の契約金額として、本議会でお諮りしております。

この14億4,100万円は、業者の提示額でありますので、本日の資料では、県予算積算額14億9,240万円の内訳を説明いたします。

資料の5ページの1、事業費の内訳を御覧ください。左から2列目の区分、こちらの全体を一括して工事費としております。左から3列目の内容のところは工事の種類を記載しております。その右、3つ右隣りです。計の欄に記載のとおり、建設工事と電気設備工事で、工事費の多くを占めておまして、各工事費の合計が一

番下の14億9,240万円となっております。

右から2列目の財源のところ、こちらでの有利な起債を使えるように協議は進めてまいります。

右端、積算根拠のところは、業者による見積額により積算と記載しておりますが、本工事の特殊性から、立体駐車場建設の実績業者2社より見積りを取り、総額の安いほうを県の積算額として採用しております。

次に、2、環境配慮型県庁立体駐車場の特徴・特殊要因であります。

(1) 環境配慮型としておりますが、公用車の電動化を進めるために充電設備や太陽光発電設備等を設置しております。

(2) 特殊要因として、①旧自治学院の建物の既存地中杭を撤去する必要があること、また、敷地が狭小であるため、隣接する職員健康プラザの耐火改修工事が必要であること、②としまして、建設地は支持地盤層が深く、長い杭が必要であることが挙げられます。

上の内訳表では、色づけをしている箇所が該当する工事となります。

次の6ページを御覧ください。こちら、施設屋上からのイメージ図ですが、立体駐車場の6層目である屋上部分に太陽光パネルを設置するため、6階の6層目、こちらは駐車場として利用ができないこととなります。このため、一般的な立体駐車場建設に比べて、駐車台数に対する費用が割高になっております。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はございませんか。

危機管理局のほうから行きたいと思っております。

○黒岩委員 資料4ページのトイレカーについ

ですけれども、マンホールトイレを設置しない、またはできない施設に3台置くということですが、実際の運用としては、この3台が17施設を1日で回るようなことを想定されていらっしゃるのでしょうか。

○中尾危機管理局長 1台で全施設を回るといのはなかなか厳しいと思いますので、比較的収容人数の多いところを中心に、その周辺を回るような形で考えているところがございます。

○黒岩委員 ということは、1日ずっとそこにいるわけではなくて、ある程度、移動して回るといようなイメージなんですか。

○中尾危機管理局長 臨時的なトイレ等の整備状況も見まして、そのような運用をすることになろうかと思えます。

○児玉危機管理統括監 黒岩委員の御質問の補足でございますけれども、今、マンホールトイレとトイレカーの御説明だけしておりますが、今回の補正予算では、もともと一定程度備えてあった備蓄トイレを17施設分さらに買ひまして、多少、人数が多くても大丈夫なようにということで対応しているところがございます。

○坂本委員 マンホールトイレとトイレカー双方ですけれども、納期はどれぐらい考えていらっしゃるのか、教えてください。

○中尾危機管理局長 マンホールトイレにつきましては、繰越しという形で考えておりますけれども、工期が5か月程度かかるかと考えております。順調にいけば、来年度の4～5月ぐらいに完成するというところで考えております。

それから、トイレカーについても、特別の発注ということになりますので、入札準備、納期等を考えますと、来年度の5～6月といった時期になろうかと考えております。

○坂本委員 納期がかかると思うんですけれども、御承知のとおり、臨時情報が出て1週間は取りあえず何もなく通り過ぎましたが、いつ起こるか分からないということを発信されていますので、急がれるものだと思います。できる限り、納期を縮めていけるような努力をお願いしたいと思っています。

加えて、マンホールトイレについて、整備状況や施設内訳をつけていただいておりますけれども、日常使用はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。緊急時の使用だけなのか、日常使用も可としているのか教えてください。

○中尾危機管理局長 各避難所において、事前の避難訓練等をいたしますので、その際に組み立てを行ったり、災害発生時に迅速に対応できるような形で、通常でも訓練等の段階で使用することを考えております。

○坂本委員 私が知っているのは1か所だけなんですけれども、マンホールトイレを設置してある場所があります。そこが、何年も前に造られたところで、日常的に草がぼうぼう生えたり、木が茂っていて、本当にここが使えるのかという住民からのお声があったんです。

マンホールトイレ自体は、定期的な防災訓練等で使われ、その際に組み立てると思うんですけれども、環境整備についても気遣いいただけるといいのかなと思っています。

○丸山委員 排水管の工事費についてです。最大80メートルということなんですけれども、発注する工事によって違うと思いますが、やはり、これも高いような気がしています。積算の根拠として、1メートル幅で掘削して、それを何メートル掘ってという、そういう細かいことも正式な発注のときにはやって、パイプもつ

けるといった、細かく積算していく方式があります。営繕課の積算によると書いてあるものですが、本当にこれが正しいのか若干分からないところです。もっと具体的に見せてもらうことはできるのでしょうか。

○中尾危機管理局長 今回お示した数値につきましては、平均のものを掲載しておりますけれども、営繕課のほうで、全ての設置箇所について、1か所ずつパイプの延長の距離などを計算した上で、積算しているところでございます。

○丸山委員 25か所あるんですが、発注の在り方として、工法が近ければ、まとめることによって諸経費が下がったりすると考えられるんですが、交付金があるから、措置があるから高くてもいいんだという考えなのか、それとも多くの業者がやれるからいいというような発注の考え方なのか、どういう考え方でやろうとしているのでしょうか。

○中尾危機管理局長 発注の仕方については、営繕課で検討しておりますけれども、ある程度、エリアでまとめて発注するとか、コストがなるべく下がるような、もしくは納期が短くなるような方法等も踏まえて、今後、検討していくということになります。

○丸山委員 交付税とかがあっても、もとは税金ですので、少しでも安くできるような発注の在り方を検討いただきたいですし、見積りに関しても、これが正しいのかというところを、もう少し詳しくチェックしていただきたいと思っています。

あと、この貯水タンクは1か所に2つあって1個70万円です。基礎もついてというふうに書いてあるんですが、これも若干高いなというイメージを持ってしまいます。この貯水タンクは

何リットル入るのでしょうか。

○中尾危機管理局長 資料3ページ上のほうに写真をつけておりますけれども、プールがない施設に貯水タンクを2個設置をすることを考えておりまして、1個が1トンですので合計2個で2トンの貯水の能力があるものでございます。

○丸山委員 よく農業用で使われる大きなポリタンクがあるんですが、70万円もしません。まだ少し高いような気持ちもあるもんですから、本当にこの金額が正しいのかというのは……。

発注の在り方など、少しでも安くできる工面は、営繕課とはもう少し詰めていただかないと、このままいいですよというような金額ではないなと思っているところです。

○中尾危機管理局長 貯水タンクにつきましても、一定程度の耐久性があるものということで、算定をしておりますけれども、その製品と発注の仕方については、営繕課とも協議をしながら進めていきたいと考えております。

○丸山委員 ぜひ営繕課としっかり協議してもらって、設計をしっかりと密にさせていただいて、少しでも安くなるような形にしてください。

ビジネス化しすぎているイメージが今もまだあります。ある程度の積算を出してもらい、一つ一つ見てみましたが、高いという認識が拭われないと個人的に思っていますので、営繕課としっかりやっていただきたいと思います。

あと、トイレカーなんですけど、見積りを取って、B社の970万円程度の掛ける3台で3,000万円ということなんですけれども、昨日の説明では、延岡市のほうが600万円ぐらいだったという説明がありました。延岡市のものと仕様がどう違うのか、分かれば教えてください。

○中尾危機管理局長 延岡市のトイレカーとの違いでございますけれども、大きなところでは、延岡市の車は四輪駆動ではないということ、それから寒冷地仕様ではないということ、トイレを作動するためのバッテリーサイズが我々が想定しているものよりも容量が小さいといったところがございます。

○丸山委員 普通の車で考えたときに、軽トラックの場合は、四駆か否かでそこまで変わらないというような認識を持っているものですから、そんなに変わるのかなという思いがあります。1,000万円は高いなと思ってしまいます。

寒冷地仕様である東北とかも含めて、そのあたりの他県の調査はされたことはないのでしょうか。

○中尾危機管理局長 他県での導入部分の仕様の調査については行っておりません。

○丸山委員 競争性が働いていないように見えてしまいます。他県でもトイレカーを購入している可能性が高いと思っていますので、ぜひそれは調べていただいて、できるだけ競争性を持たせる形にしてもらいたいなと思っていますが、そのあたりはどうでしょうか。

○中尾危機管理局長 今回のトイレカーについては特別仕様ということの設置になりますけれども、委員おっしゃるとおり、他県の導入事例等も参考にしながら、なるべくコストが下げられるような形で調達したいと考えております。

○後藤委員 私もトイレカーについてですけれども、工事現場でリースされているトイレカーを見られたことがありますか。かなりいいんです。

ある都市では、災害協定でリース会社と提携したり、中古キャンピングカーを活用した、かなりグレードが高いトイレカーが出回っている

ということで、いかにコストを下げるか。早くすればいいというのもありますけれども、いろいろな分野に目をつけていただければありがたいという気がしています。

リース会社と提携して、災害があったときにはリースで配車してもらえとか、導入前にそういったほかの考えはなかったでしょうか。

○中尾危機管理局長 事前に協定を結ぶということも一つの選択肢としてはあると思いますけれども、大規模災害発生時、特に南海トラフ地震の場合は、同時多発的に各地で起きる可能性が高いので、迅速に調達できることを考えますと、独自に県で調達をしておくほうが望ましいと考えております。

また、耐久性の面でも、中古というところでは、安全面もございますので、新たに調達ということをお願いしたいと考えています。

○後藤委員 昨日、延岡市に確認しましたら、やはり高額だということで、グレードを下げていったという経緯があったようです。県の場合は、グレードを逆に上げるという考え方なんでしょうか。やはり、1,000万円というのがどうも……。

例えば、1台1,000万円であれば、3台ならもう少し安くないかとか、そういった交渉はよろしく願いいたします。

○丸山委員 資料4ページを見ますと、トイレカーが回る所は、よほどの悪路はないですね。普通の公道を走っていくわけですから、どういふことを想定してグレードを上げたという根拠としてよろしいでしょうか。

○中尾危機管理局長 大規模災害発生時には、主要な道路等が寸断されていることも考えられますし、迂回をせざるを得ないという場合もあ

りますので、そういった場合にも対応できるように、四駆であったほうが安全面の確保ができるということで考えております。

○丸山委員 四駆だったら確かに安全ではあると思っていますけれども、四駆ということまで上がってしまうのも非常に不思議な感じなんですよね。そのあたりは少し考えていただきたいと思います。

繰り返しになりますけれども、全国の自治体をもう少し調べていただいて、競争性が持てる体制をつくっていただきたいと、改めてお願いしておきます。

○岩切委員 昨日も申し上げましたように、いろいろなデータが出てきていて、特に日本経済新聞のほうに、とある企業のトイレカーが350万円で発売されたことが記事になっています。まさに、このものを販売しているということの記事としていらっしゃる。

もし二輪駆動車であったとしても、軽自動車ベースの価格差というのは知れております。だから、1,000万円という価格がどうにも納得がいかないと思います。

しかしながら、トイレカーを購入されることは大賛成でありまして、ぜひ進めてほしいんです。ただ、1台1,000万円で見積もっていますということへの疑義があることについて、御説明いただく範囲の中では、どうしても折り合いがつかないところです。ぜひ購入するという方向で、改めて仕様をチェックいただき、遠方より取り寄せることもあると思いますけれども、県内でもこういう車両を製造される場所は存在しますので、そういったところにも当たっていただいたり、より単価を安くしていただいて、導入予算は固定であっても台数が変わっていけ

ばありがたいなと思います。単価が下がったことで4台目も購入することができたとか、そういうふうになれば、逆にうれしいと思います。

このマンホールトイレ、トイレカーについては、皆さんが参考とされた情報と我々が知り得る範囲での数値との差がどうしても埋まらないとは思いますが、そういう思いを持っているということは、ぜひ認識しながら、今後発注いただきたいと思います。

トイレカー以外で、防災倉庫の単価が出ております。倉庫を購入する際には、その倉庫価格の50%もする設置料というのは一般的にはないです。200万円の倉庫を買って100万円の設置費用がかかるというのは、一般的にはありません。一般的には5~10%ですよ。

設置のための土地をならしたり、セメントを張ったり、特殊な価格に見合うほどの工事があつての倉庫設置になるんだろうと想像するんですけれども、25か所個別の見積りはないので、これ以上の議論は難しいかなと思います。そのあたりの単価設定というか見積りというか、積み上げる段階においてうまく納得させるような材料になりにくいなという感想は持ちます。

丸山委員もおっしゃったように、県民の税金を使っているという認識の中で、より精密な価格調査をいただけたらうれしいなと思います。

○中尾危機管理局長 御指摘にありますとおり、今回、予算を積算する上で、営繕課の工事でありますとか業者による見積額を取っているところでもありますけれども、実際の調達額は下がるような形で、調達する上では工夫していきたいと思っております。

○山口副委員長 トイレカーについてなんですけれども、今回3台ということで、私はむしろ

足りないというか、少し心配になるくらいの台数だと思っているんです。今後、必要によっては台数を増やすなり、場合によっては基礎自治体のほうに配備してもらえるように、いろいろな補助を出してみたりする形も必要なんじゃないかなとお話を伺って感じました。

台数的なところですが、今後さらに整備をしていかないといけないという形なのか、それとも最低限は確保できているので、しばらくは3台でいこうと思っていますという形なのか、そのあたりはどうなんですか。

○中尾危機管理局長 まさに南海トラフ地震が起きたときの被害想定につきましても、今後、津波想定等も踏まえまして、被害者数と避難者数を算定していきますので、そこも根拠にしながら、今後必要な数については検討していきたいと思っています。

なお、トイレカーにつきましても、全て緊急防災・減災事業債の対象にもなっておりますので、そういったところも踏まえた上で、今後、検討していきたいと考えております。

○濱砂委員 トイレカーなんですけど、南は日南高等学校、北は五ヶ瀬中等教育学校や高千穂高等学校まで広範囲に17施設を3台で回ることになります。平時は防災庁舎に設置ということなんですけど、有事のときに行くことも困難だろうと思うし、やりようがない。だから、3台ではどうしようもないんじゃないかというような気がするんです。

将来に向けて、各自治体に何台かずつ持たせるとか、そういう方向性がないと3台持っても持ち腐れになってしまう可能性も十分あるような気がするんですけれども、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○中尾危機管理局長 先ほど申し上げたとおり、避難住民の数等を踏まえますと、確かに3台で十分だということは、なかなか難しいかもしれませんが、発災直後は備蓄の簡易トイレを使うとか、そういったやり方もありますので、発災後7日間の状況等も総合的に勘案して、トイレカーの整備については、今後も検討してまいりたいと考えております。

○児玉危機管理統括監 補足でございますけれども、指定避難所は全体で約1,200施設ありまして、そのうち県有施設42施設のうち17施設をトイレカーで回るということでございます。それ以外の1,000以上の施設は、市町村で管理されていらっしゃると思いますので、指定避難所等の運営管理については、市町村との連携が非常に重要かなと思っています。市町村でもやはり必要性を感じているようで、市町村から、財政的な面もあってすぐには購入できないという話もいただいたりもしております。まずは県のほうで先頭を切って購入いたしますが、今後は、市町村も含めて導入を図っていかないといけません。

私も能登半島へ伺いましたけれども、断水により数か月間水が来ないということで、トイレは本当、悲惨な状況でございました。他県の自治体から応援のトイレカーがかなり来ていて、それで助かってはいましたが、向こうのほうに行かないとトイレはありませんよといった自治体もありました。

やはり県全体で、ある程度カバーしていくような方向も将来的にはあるのかなということで、そのあたりは市町村の方にも、トイレカーを導入しましたら体験していただいたりとか、こういった形での運用も含めて、研究・検討し

ていきたいと考えております。

○濱砂委員 トイレカーは3台だから、17施設で十分に使えるような状態にはならないだろうと思うんです。だから、将来的にトイレカーをどのように使っていくのかということも考えていかないと、3台では見本ぐらいにしかならないだろうと思います。まして、地震が来たときに、こんなに広範囲に動けるはずもないから、とりあえずはその3台は見本にして、各自治体と協議をしながら県全体に普及させていかないと、効果が出てこないと思いますよ。ぜひ将来に向けて検討を進めていただくよう、よろしく願いいたします。

○丸山委員 このマンホールトイレは、ふだんは備蓄倉庫に入れていて設置する、貯水タンクも倉庫の中に入れておくことになるんですね。どういうふうになるのでしょうか。

○中尾危機管理局长 貯留タンクにつきましては、災害が発生したときにすぐ使えるように、絶えず1トンの水を貯留して、外に設置をするということになります。それ以外のマンホール上の部分につきましては、組立て式になっておりますので、小さく畳んで防災倉庫に収納するというところでございます。

○丸山委員 1トンの貯留タンクをインターネットで見ますと、2万円で同等の水が入るものがあるんですよ。これが70万円って書いてあるもんですから、どういう仕様になっているのか。基礎もあるかもしれませんけれども、やはり70万円は高いような気がするんですよ。

○中尾危機管理局长 今回の事業の目的としましては、大規模災害発生時に断水が発生した場合でも、迅速に使えるということを第一の目的にしておりますので、耐久性だとか安全性、そ

ういったものを踏まえまして、いろいろな製品と比較しながら、なるべくコストが下がるような形で調達していきたいと考えております。

○丸山委員 確かに耐久性が必要だということも分かりますが、高過ぎると思っていますので、そういうことも考えてもらいたい。インターネットに出ている商品もある程度の耐久性はあるんだと思いますので、業者の言いなりになっていそうな気がしてしまいます。そのあたりを含めて、営繕課ともう一回打合せをして、できるだけ安くできるものは安くしてもらおう、民間レベルの発想を頭の中に入れて考えてもらわないと。今回の金額が最高レベルであって、同じ機能であれば、下がる分にはいいと思っていますので、改めて、営繕課とはもう一回詰めていただくようお願いしたいと思います。

○吉村総務部長 繰り返し、予算単価について高過ぎるんじゃないかという御指摘をいただいております。今、お出ししている資料は、あくまでも予算を見積もる際に、業者から取った資料となっております。

整備をするのは、あくまでも公共施設ですし、公共設備になります。安ければいいというものではなく、公共施設ですので、御承知のとおり品質が第一です。あと、安心・安全がしっかり担保されているものでないといけないということが大前提で、それが求めでもあろうかと考えております。

したがいまして、まずその点を十分確認した上で、見積り等も精査をした上で、丸山委員のほうから繰り返しありましたが、入札時にはしっかりと競争性が担保されるような形を取れるよう、準備はしていきたいと考えております。この点につきましては、後ほど、説明いたしま

す立体駐車場についても同様のことだと考えております。

○丸山委員 部長の言われたとおり、発注のときにはしっかりと精査をして進めていただくようお願いしておきます。

○山口副委員長 マンホールトイレのところなんですけれども、プールの水がたまっていることが基本的な大前提となつての活用というのが、今回の仕様になっているかと思ひます。お話を伺うと、高校とかは、常にプールの水をためていることを確認されているということなので一安心はしているんですけれども、学校現場も非常にコスト面で厳しくなつてきたりですとか、プール自体も老朽化が進んできたりにして、小中学校だと民間にプールの授業を委託している事態も結構出てきている中で、プールの在り方というものが、今後問われてくる可能性もあろうかと思ひます。

プールに水がたまっているというところについては、学校側ともしっかりと協議していただいて、有事の際に水がありませんでしたというようなことがないように、設置するに当たっても、学校運営者ともぜひ話をしっかりとさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○中尾危機管理局長 学校のプールでございますけれども、消防法の中で、プールは消防水利ということで、年中水をためておくようにということで指定がされておりますので、この点につきまして、また学校とも実際に確認をしながら進めていきたいと考えております。

○坂本委員 先ほど、濱砂委員も触れられたところで、今回、マンホールトイレが整備されなところは、トイレカー3台では恐らく網羅で

きないと思ひます。常設のトイレが使えない場合の話ですけれども、ここについては、用意されている簡易トイレ等で対応する。多くの避難所や各家庭も対象になるんですけれども、簡易トイレで出された、し尿の処理について、危機管理局のほうでどのように想定されているのでしょうか。結構、重要な問題だと思ひていて、1日、2日の話だと耐え得ると思ひますが、それ以上長くなつたときのし尿の処理というのをどのようにイメージされているのか。もし考えがあつたら教えてください。

○中尾危機管理局長 基本的には、簡易トイレの汚物の場合は燃えるごみで処理ができると考えておりますけれども、大量に出ることになりますので、その点については、今後、計画等をつくる中で、きちんとマニュアル等整備していきたいと考えております。

○坂本委員 今回、下水管に直接つなぐマンホールトイレを整備されるということで、今後、計画を作成されるときに、例えば、し尿処理も含めた施設・設備というか、そういったものもあり得るのかなと思ひたもんですから、お伺ひしました。

○丸山委員 マンホールトイレが設置されるところは、津波浸水区域から見たときに、避難所ですから大丈夫だと思ひているんですが、どんな地域だと見ていけばいいのでしょうか。

○中尾危機管理局長 確かに津波の浸水地域に一部指定されているところがございまして、今回、対象とします災害につきましては、地震のみならず台風等も対象にしておりますので、いろいろなパターンでの災害時に活用するというところで考えているところでございまして。

○黒岩委員 昨日もお聞きしたんですけれど

も、マンホールトイレの下水道の接続について、市との協議が済んでいるのか、問題ないのかというところです。通常、下水道を使用する場合には有料になるんですけども、そこらあたりはどうなるのか、緊急ですから免除になるのか、そういったところを何か議論をされていらっしゃるのでしょうか。

○中尾危機管理局長 昨日も申し上げましたけれども、現時点では、細かいところの協議については、まだ整理しておりませんので、その部分につきましては、今後、各市町村と確認してまいりたいと考えております。

○黒岩委員 そこはよろしくお願ひしたいと思います。

それともう一点、先ほど来、いろいろ話が出ておりますが、今回は8月8日の地震を受けて、短期間の間に予算を組まれて提案していただいているというところで、確かに他県の例を調べていない部分とか、そういったものはあるかと思っています。

一方で、寒冷地仕様などフル装備で出ていますけれども、本当に寒冷地仕様の機能が要るのかどうか、他県への派遣とかを想定されて、そういう機能が必要だと思われるところもあるかもしれませんけれども、そういった機能や見積り業者についても、入札まで時間がありますので、さらに精査を進めていただきたいなと思います。

○吉村総務部長 いろいろ御意見をいただいたところです。いつ起こるか分からない地震に備えての準備になりますので、どうしても金額が高くなります。高いほど安全が確保できるのかという視点もありますし、金額をかければかけるほど安全は担保されるのではないかという見

方も一方ではあるかと思えます。

ただ、瀆砂委員から御意見ありましたように、有効に活用できなければ、トイレカーを3台、3,000万円かけて整備しても無駄になってしまいますので、きちんと運用ができるように、場合によっては、後藤委員から御意見いただきました、リース等も含めて、今後の活用は広く検討していく必要があると思っております。

あわせて、マンホールトイレについても3億円近くかけます。山口副委員長からあったように、プールの水がたまっていなくて使えなかったということがあれば、元の木阿弥になりますので、そういう周りの環境整備も含めて、しっかり対応していきたいと考えております。

○川添委員長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、立体駐車場の件につきまして、質疑はございませんか。

○岩切委員 太陽光発電設備で、発電量の見通しを教えてください。

○徳松財産総合管理課長 太陽光パネルは100キロワットアワー以上になっております。蓄電池は13キロワットアワー以上です。充電設備としましては、仕様上では100台分ということになっています。仕様上の最大出力は6キロワットアワーとしております。

○岩切委員 EV充電設備は、何台分御用意される予定でしょうか。

○徳松財産総合管理課長 仕様上、100台分ということで提案を受けております。

○岩切委員 コンセントが100本並ぶということでしょうか。

○徳松財産総合管理課長 100台分設置することになります。100台分なんですけれども、そ

これは提案時でありまして、詳しく設計を固めていく中で、充電設備の数は変更はあり得ると思っております。ただ、後づけでも充電設備はつけられるように100台は見込んでおるということになります。

○岩切委員 確認なんですけれども、EV車が駐車するスペースが100台分じゃなくて、コンセントが100本並ぶわけですね。

○徳松財産総合管理課長 コンセント100台分ということになっております。

○岩切委員 100キロワットアワーの太陽光発電設備とか100台分のEV充電設備に対して2億2,000万円ですかね。公共施設という部長の話もあったんだけど、一般論からすると相当に高いんです。EV充電設備1基でいくらかぐらいのものと理解して、積み上げられていますか。

○徳松財産総合管理課長 委員会資料5ページの電気設備工事のところですが、EV充電設備、太陽光発電設備ということで2億2,000万円ということになっております。この中でEV充電設備が100台分なんですけれども、1基あたりがおおよそ100万円です。太陽光発電設備のほうでおおよそ1億円ということで考えております。

○岩切委員 一般的な自走式の立体駐車場ということで、240台に対しますと、設置1台単価が600万円になりますねっていうお話を昨日しました。一般的な自走式駐車場は、相場的には二百数十万円というものが見られるんですね。EV充電設備や太陽光発電設備の2億2,000万円を引いたり、昨日は、埋没杭の撤去工事が余計にかかりますというようなお話もありました。駐車場を設置する横に職員健康プラザがあるので、耐火改修を行うんだらうと思うんです

けれども、その費用を引いたとして、先ほど、1台単価600万円と申しましたのが、計算上は490万円になるんですね。費用の増加要因である発電設備だとか埋没杭を引いても、相場の大体倍近い駐車場になりそうなんですよ。

私が確認したかったのは、一時避難場所になるので、そういう状況も踏まえた環境設備が駐車場の中で行われるとか、そういうものまで含まれるのかなと思いましたが、特にそういう仕様はないようであります。

先ほどのマンホールトイレなどは、これから競争入札等で単価をどうしていくかという判断ができますけれども、こちらは既にこの価格で契約しようかという段階なので、その単価が県民の納得がいく数字だということを、ここで明らかにしないとイケません。ところが、なかなか理解し難い数字が出てしまっています。14億円かけて立体駐車場を造らなくちゃいけないこと自体は分かりましたということまで来ているんだけど、単価がここまで高くなるのはなぜだろうかということについての御説明がされていないんじゃないかと思うんです。

宮崎病院立体駐車場を設置しましたけれども、参考までに、単価とか台数、工事費など、検討の中で見たものはありませんか。

○徳松財産総合管理課長 県立宮崎病院の立体駐車場の単価は調べておまして、こちらが1台あたり300万円となっております。

先ほど、岩切委員がおっしゃいました1台あたり600万円という金額ですが、太陽光パネルをつけなかったと仮定すると、6層目には見込みで48台ぐらいの駐車スペースができますので、それから1台あたりの単価を割り出すと、おおよそ390万円という試算をしております。

一方で、県立宮崎病院の駐車場の単価300万円についてですけれども、これは平成29年度的设计になっております。これに建設物価指数の上昇率を加えますと380万円ぐらいになりまして、県立宮崎病院の立体駐車場の1台あたりの単価とは大きな違いはないと考えております。

○岩切委員 県立宮崎病院が300万円で今回は390万円という試算をしたということで、相当に単価が上がっていますので、公共工事として見合うと思いますが、現実には、先ほど申し上げましたように、240台に48台プラスしても約290台ですね。太陽光設備の代金を引いたとしても390万円まで下がりますよね。

もともと埋設杭があってもなくても杭は打たなくちゃならなかったでしょうから、これは、プラスマイナスゼロみたいな話ですよ。一つの企業組織をつくっての随意契約なもんだから、建設費というのはどうしても余計に慎重に見てしまうんです。

実は、太陽光というのは1キロワットアワーあたり26万円とかが相場らしいんです。そのあたりを見たり聞いたりしますと、品質のよいものという話がありましたけれど、高めだなと言わざるを得ないと思うんです。

駐車場って油臭い雰囲気がございますけれども、先ほど言いましたように、この場所は1次避難所にもなるんだということですから、そういうものを意識して使用していくんだとかいうものがあるのかなと思ったものですから、繰り返し伺っているところです。そのあたりはどうなんでしょうか。

○徳松財産総合管理課長 こちらの積算の上で、一時的な避難施設としての利用を含めた工事の増額というのが、お示しすることができな

いところであります。

また、杭に関しましては、繰り返しになりますけれども、地中に埋まっている杭をどれぐらい撤去する必要があるのかというのも、駐車場の設計によって違ってきますし、どれだけ長い杭を打ち込まないといけないかというのも、工事を始めないと分からないところがあるので、そこは金額としてお示しすることがなかなかできないというところになります。

○丸山委員 ちなみに、県庁の近くにある公用車のうち、EV車は何台なんでしょうか。

○徳松財産総合管理課長 本庁エリアで所管する電動公用車というのは、現在12台ということになっています。

○丸山委員 今回、EV充電に対応するプラグを100台分設置するというのは、今後、100台に電動公用車が増えてくるという見込みを含めているのか。どういう根拠で100台となるのでしょうか。

○徳松財産総合管理課長 県の環境管理計画のほうでEV車を増やしていくという計画になっていまして、具体的な数字は出ていないんですけども、これから数年間をかけて、電動公用車を100台くらいまで増やしていくと見込んでおくということでの計画になっております。

○丸山委員 プラグの耐用年数が10年前後だと考えると、利用率がどれぐらい見込まれるのか、本当に100台あっていいのかというのも考えていかないと、先行投資し過ぎると、投資額に対しての稼働率が非常に少なくなってしまうので、もったいないような気がするんです。そのあたりの検討は、プロポーザルのときにはどんな協議をして、100台に決まった経緯があるんでしょうか。

○徳松財産総合管理課長 プロポーザルのときはこちらの仕様書上で100台ということで示しており、業者がそれを見込んだ設計で見積りをしております。

現在、業者と設計の打合せを進めていますが、コンセントだけは100台分はつけておいて、充電器の台数は落として、後で充電器を取りつけることができるようにするというで考えております。

本年度末で電動公用車が20台になる予定です。1年あたり何台増やすという計画はないんですけれども、伸び率からいくと、年間10台ぐらいずつは増やしていくことにはなるんじゃないかなと考えております。各所属がそれぞれ電動公用車を導入していくものなので、必ずしも見通しが立ったものではないということで御理解いただければと思います。

○丸山委員 ということは、100台分の充電器を必ず設置するのではなくて、ひょっとしたら50台かもしれないし、もっと少なくなるかもしれない。100台をどんと入れるかというのは、いつ判断するんですか。

○吉村総務部長 県庁舎域内に公用車が何台あるか、正確に知っているわけではないんですけども、公用車の中でも、電動化するのに適した公用車とそうじゃない公用車がございます。

財源のところに、脱炭素債と書いてありますが、これは期限がある起債となっております。ゼロカーボン社会というところもありますので、有利な起債が使えるうちに、蛍光灯のLED化とか庁舎の太陽光発電等と併せて、公用車のうち電動化しても問題ない、電動化すべきような公用車については、県の環境計画に沿って、なるべく早く整備したいと考えております。

○丸山委員 あと、この太陽光で発電した電気は充電器用にしか使わないのでしょうか。売電するとかよくありますよね。どのような計画と認識すればよろしいのでしょうか。

○徳松財産総合管理課長 電動車の充電以外に駐車場内の照明、エレベーターに供給するということになっております。

脱炭素債の適用条件として売電は対象外ということになっていきますので、そこはないということになります。自家消費ということで使ってもらいます。

○丸山委員 そうなると、環境管理計画ですので、EV車をできるだけ年次的に増やしていくことは、各部局と連携しながら環境森林部が進めていくということでもいいのでしょうか。

○吉村総務部長 環境管理計画の所管は環境森林部が持っていますけれども、いわゆる脱炭素の取組は、全ての部局共通でやっております。公用車につきましては、現存の公用車がまだ十分使えるうちに、すぐ更新する必要があるのかという側面もありますので、更新期が来たものについて、電動化できるものは随時やっていく。財源の期限もありますので、期限が迫っているようなものも含めて、更新については、予算の査定等も含めて、しっかり見ていきたいと考えております。

○丸山委員 充電器は100台も設置するという方向で決まったということでもいいんですか。

○徳松財産総合管理課長 100台設置はまだ決まっておりません。

○丸山委員 いつ決めるんですか。

○徳松財産総合管理課長 この議案を承認いただいた後に契約ということになりますが、契約と近いタイミングで、まもなく基礎設計が固

まってくるので、いずれかのタイミングで基礎設計の御説明はしたいと思っております。

○山口副委員長 今回の議案は、公募型プロポーザルの結果を受けて、それなりの金額なので、議会に議案として上げていただいているんだろうなと理解をしているところではあるんですが、公募型プロポーザルの結果については、説明の中で触れられていないように感じています。ホームページ等を見たのですが、1,700点ぐらい取られて、3社のうちから選ばれていました。1社は資格が失われたというような形だけの公表になっていて、ほかの提案と比較してどのあたりが評価されたのかとか、審査する方の所見であるとか、そういったものも一切情報として出てきていません。ほかの課がやっている公募型プロポーザルも似たようなものなんですけれども、そういうものなんでしょうか。

もう少し、ここを評価して選びましたよとか、その結果、この金額でも妥当性はもちろんあるし、こういうところを評価して提案しておりますみたいなども教えてもらったほうが、判断しやすいんですけれども、公募型プロポーザルの結果的なものについても少し触れてもらえますか。

○徳松財産総合管理課長 山口副委員長がおっしゃいましたように、この公募に対して3社の申込みがありまして、1社については資格が一部足りないところがありまして失格となり、2社で争いました。この立体駐車場の企画提案に関して言いますと、この2社の点数には大きな差がありませんで、僅差の結果だったということは申し上げたいと思います。

ただ、具体的にどこが違ったかということ、フラット式なのかそれ以外の方式なのかというところ

で、評価の点数が違ったのかなというところと、駐車場ゲートの有無というところで、点数の違いが生じたと考えております。

駐車場の仕様の違いで点数に差が生まれたと、私どもとしては理解しております。

○坂本委員 今の副委員長の話とも少し関連していきまして、大分前に議案として出てきたものが通ってここに来ていると勘違いしていたんですけれども、今年の2月に初めて出てきたんですよね。その後、今回、工事請負契約をやりませぬ、基本設計にこれからかかりますという状態でしょうか。

○徳松財産総合管理課長 今回のプロポーザルは6月に実施しておりまして、7月に業者を選定しております。その後、仮契約をしております。実質的には県と業者での基礎設計をつくるための協議はしております。今回、議案としてお認めいただいて正式な契約ということになります。事業自体も設計・施工一体型ということになりますので、契約してから設計も始めるというのが建前といたしますか、実際のところになります。

○坂本委員 先ほど、丸山委員や岩切委員が言われた充電設備のこともありますし、5階建てですけれども、エレベーターがつくのかつかないのかという話もあるし、震災被害時には一時的な避難場所となることを想定されているとありますが、普通の一般的な立体駐車場とどう違うのかとか、プロポーザルで選ばれた内容がよく見えないので、いろいろな質問が出ているのかなと思っております。

○徳松財産総合管理課長 昇降機に関しましては5階までということになっております。あと、先ほど、山口副委員長からもありましたとおり、

プロポーザルの結果が詳しく説明されていないということでこのような質問につながっているんだと理解しております。この公表の在り方については、今後、御説明する機会をつくるように検討してまいりたいと思います。

○川添委員長 ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 執行部のほうから、何かございますか。

○吉村総務部長 最後に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議案の詳細を説明する機会をいただきまして、誠にありがとうございます。本日、御説明した内容につきましては、本来であれば、昨日御質問をいただいた際に、当然答えるべき内容もたくさんあったところです。準備不足だという御指摘も受けたところです。おわびを申し上げます。今後、同じ指摘を繰り返し受けないように、しっかり対応させていただきたいと思います。

改めまして、今回の議案審議に当たりましては、本日、提出いたしました追加資料及び本日の説明を踏まえて、御審議いただければと思います。よろしく申し上げます。

○川添委員長 それでは、以上を持ちまして、総務部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時21分休憩

午後2時33分再開

○川添委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最

終日に行うこととなりますので、24日火曜日に行いたいと思います。開会時刻は午後1時ちょうどとしたいとありますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後2時34分散会

令和6年9月24日(木曜日)

午後0時59分開会

出席委員(8人)

委員	長	川添	博
副委員	長	山口	俊樹
委員		丸山	裕次郎
委員		濱砂	守
委員		後藤	哲朗
委員		坂本	康郎
委員		岩切	達哉
委員		黒岩	保雄

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主査	春田	拓志
議事課主任主事	上園	祐也

○川添委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に3名の傍聴の申出がございましたので、これを認めることといたします。

傍聴される皆様をお願いいたします。傍聴人は受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり、拍手をしたりすることはできません。

当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは本委員会に付託されました議案等の採決を行います。採決の前に、賛否も含め御意見ををお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時0分再開

○川添委員長 それでは、委員会を再開いたします。

一括採決とすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、議案第7号、議案第21号及び報告第1号につきましては、原案のとおり可決または承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 御異議なしと認めます。よって議案第1号、議案第7号、議案第21号及び報告第1号につきましては、原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第7号についてでございますが、この請願の取扱いも含め御意見を願います。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時9分再開

○川添委員長 それでは委員会を再開いたします。

請願第7号につきましては、採決との御意見でございますので、お諮りをいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、請願第7号の賛否をお諮りいたします。請願第7号について、採択

すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○川添委員長 挙手全員。よって請願第7号は採択とすることに決定いたしました。

ただいま、請願第7号が全会一致で採択となりましたが、この請願は意見書の提出を求める請願であります。

お手元に配付の私学助成の拡充・強化を求める意見書(案)につきまして、何か御意見はございませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時12分休憩

午後1時13分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

お諮りいたします。

この意見書につきまして、当委員会発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 御異議ございませんので、そのように決定いたします。

続きまして、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、先日もお伺いいたしましたが、改めて御要望等ございましたらお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時13分休憩

午後1時14分再開

○川添委員長 それでは、委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御

一任いただくことで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのようにいたします。

続きまして、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

総合政策及び行財政対策に関する調査については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

続きまして、10月22日火曜日から10月24日木曜日に予定されております県外調査につきまして、御意見、御要望等を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時14分休憩

午後1時16分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

県外調査の実施につきましては、日程表のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それではそのようにいたします。

続きまして、10月29日火曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時17分休憩

午後1時25分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

10月29日火曜日の閉会中の委員会につきまし

令和6年9月24日(木)

では、正副委員長に御一任いただくことで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それではそのようにいたします。

最後に、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 ないようですので、以上で委員会を閉会いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時25分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 川 添 博

令和6年9月定例会

総務政策常任委員会会議録

令和6年10月7日

場 所 第2委員会室

令和6年10月7日(月曜日)

午前11時42分開会

会議に付託された議案等

○議案第27号 令和6年度宮崎県一般会計補正
予算(第6号)

出席委員(8人)

委員	長	川添	博
副委員	長	山口	俊樹
委員		丸山	裕次郎
委員		濱砂	守
委員		後藤	哲朗
委員		坂本	康郎
委員		岩切	達哉
委員		黒岩	保雄

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

総務部長	吉村	達也
総務部次長 (総務・市町村担当)	渡邊	世津子
総務部次長 (財務担当)	申間	俊也
総務課長	今村	俊久
財政課長	池田	幸優
市町村課長	小藪	真二

事務局職員出席者

議事課主査	春田	拓志
議事課主任主事	上園	祐也

○川添委員長 ただいまから総務政策常任委員

会を開会いたします。

まず、委員席の一部変更についてであります。
委員席案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 よろしいですか。それでは、
そのように決定いたします。委員席案のとおり、
席の移動をお願いいたします。

次に、本日の委員会の日程についてでありま
すが、御覧の日程案のとおりでよろしいでしょ
うか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのように決定いた
します。

次に、本委員会に付託されました議案につい
て、部長の概要説明を求めます。

○吉村総務部長 それでは、本日御審議いただ
きます議案について、総務政策常任委員会資料
により、御説明いたします。

資料2 ページ目の目次をお願いいたします。

議案第27号は、「令和6年度宮崎県一般会計補
正予算(第6号)」であり、第50回衆議院議員総
選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の執
行に伴う経費を補正するものであります。

次のページをお願いします。

総務部の予算案の総括表になります。今回お
願いしております補正額は、表の補正額欄の一
番上にありますように8億6,831万7,000円の増
額で、この結果、総務部の補正後の一般会計と
特別会計を合わせた予算額は、右から3列目の
補正後の額の欄にありますように2,423億3,169
万円となります。

議案の詳細につきましては、市町村課長から
説明いたしますので、御審議のほど、よろしく
お願いいたします。

○川添委員長 次に、議案についての説明を求

めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○小園市町村課長 市町村課の9月補正(再追加)予算案につきまして、御説明いたします。

資料4ページを御覧ください。市町村課の補正額は表の一番上の左から3列目8億6,831万7,000円の増額でございます。その結果、表の右から3列目、補正後の額は23億5,703万9,000円となります。

5ページを御覧ください。今回増額する事項の一覧でございますが、その内容につきまして、6ページにより御説明します。

まず、1、補正の理由についてでございますが、冒頭、部長から御説明差し上げましたとおり、衆議院議員総選挙等を執行するためものでございます。

次に、2、選挙の概要であります。(1)の選挙の日程ですが、石破内閣総理大臣により、衆議院解散が10月9日水曜日、選挙の公示日が10月15日火曜日、選挙の期日が10月27日日曜日の日程で総選挙が行われることが表明されております。(2)の選挙をする人数につきましては、小選挙区が各選挙区1名で計3名、比例代表は九州選挙区で計20名であり、(3)の執行に要する経費については、全額国費となっております。

次に、3、補正予算額であります。大きく3つの区分に分かれております。表の2段目の臨時啓発費として201万円、次の選挙執行費として8億5,688万円、下から2段目の国民審査費として942万7,000円、合計8億6,831万7,000円を計上しております。

それぞれの概要を御説明いたします。

表の2段目の臨時啓発費につきましては、懸垂幕等の啓発用資材や街頭啓発関係の経費など

であります。次の選挙執行費としましては、まず、委員会事務費が1,729万5,000円で、内訳は、執行に要する人件費などあります。その下の、管理執行経費につきましては、まずは、市町村への交付金が5億8,123万4,000円で、内訳は、投票所・開票所経費、ポスター掲示場設置費などあります。次の公営負担金が2億1,441万1,000円で、内訳は、候補者が使用する選挙運動用自動車等に要する経費や政見放送経費などの選挙公営負担金であります。次の県経費が4,394万円で、内訳は、選挙公報等の印刷経費や選挙執行に要する事務費などあります。また、国民審査費につきましては、審査公報印刷に要する経費などあります。

最後に、4、その他であります。補正予算以外に投票用紙や選挙運動用資材等の作成など、早期発注が必要な予算4,252万9,000円を、別途、予備費で執行しております。このため、補正予算額に予備費を加えました総額は9億1,084万6,000円となります。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案について質疑はございませんか。

○後藤委員 選挙執行の概要についてお聞かせください。

当日の県内それぞれの選挙区の有権者数と、投票所数とポスター掲示板の箇所数もお示してください。

○小園市町村課長 まずは有権者数でございますが、9月1日時点で1区が約35万人、2区が約26万人、3区が約27万人、合計約88万人でございます。

今後、転入・転出等によりまして、若干の増減はございますが、大きな変動はないものと見込んでおります。合計88万人程度かと考えております。

また、投票場の設置数につきましては、1区が125か所、2区が274か所、3区が338か所、計737か所。掲示場につきましては、1区が771か所、2区が1,523か所、3区が1,414か所、合計3,708か所を考えております。

○後藤委員 都知事選は想定外の立候補者数でした。そういうときはどういう対応をされるんでしょうか。

○小藺市町村課長 現在、掲示板を8つに分けて、基本的には7人と選挙の掲示場ですという御案内を掲示する形にしておりますが、候補者が多いときには、まずは、この8枠まで活用できるような形で考えております。仮に8人を超えるような状況になりましたら、基本的には掲示場を追加設置する等により対応したいと考えてはおりますが、資材や作業人員の確保の状況等もございますので、他の方策を取らざるを得ない場合もあり得ると考えております。

これまでの実績等を踏まえまして、一定の対応可能な枠を用意しておりますが、適正かつ臨機応変に対応してまいりたいと考えております。

○後藤委員 最近の国政選挙の投票率の推移と、今回の選挙啓発の内訳、この2点について御説明をお願いします。

○小藺市町村課長 投票率につきましては、大変残念ではありますが、近年減少傾向にございまして、約50%の状況でございます。しかしながら、前回、前々回と若干持ち直してございまして、下げ止まりの状況も見受けられますことから、私どもといたしましても、市町村の選挙管理委員会等と連携し、各種啓発活動を行うことで、投票率の向上に努めたいと考えております。

そういった中で、御審議いただきます補正予算の啓発費の中身といたしましては、市町村で掲げます懸垂幕の作成や街頭啓発の経費などで

ございます。また、別途執行させていただきます予備費により、チラシやポスター、テレビCMなどの広報活動をさせていただきたいと考えておりますので、こういったところも含めまして投票率の向上に努めてまいりたいと思います。

○後藤委員 短い期間ですので大変ですが、ぜひ投票率向上のため御努力いただきたいと思います。

○山口副委員長 報道等を見ると、この時期に運動会や地区の文化祭などがあって、通常使っている投票場において、少し難しさがあるという声も聞こえてきているんですけども、そのあたりについて、県内においての状況や課題を把握されているものがあれば教えてください。

○小藺市町村課長 マスコミ報道等でも一部ございますとおおり、山口副委員長がおっしゃっていただいた関係などで、投票所や開票所で調整の御苦労があるというお話は聞いております。しかしながら、選挙管理委員会あるいは市町村におきましても、衆議院議員選挙につきましては、ある程度、急に決まるといったようなところでこれまでも取り組まさせてきていただいております。これまでの知識や経験を踏まえまして、会場の確保はもとより資材の確保も含めまして、期間内にできるような取組を行いますことで、適当に執行させていただきたいと考えております。

○山口副委員長 ちなみに文化祭などがかぶっていた場合は、協議をして、基本的には選挙側に御協力をいただくように主催者側と協議をするという方向性なんですか。それとも、投票場を別の会場で新たに準備する方向性で動くのか、そのあたりはどういう方向性なんでしょうか。

○小藺市町村課長 基本的には、有権者に混乱が生じないということが一番かと思っておりますので、

可能な限り、これまで投票に足を運んでいただいた場所でやることを優先したいと考えております。しかし、一方で実施される方の御事情、やらなければいけないこと、代えがきかないとかいったこともございますので、相手方との協議になる部分もあろうかと思っております。

仮に会場が変わることになりましたら、その旨を周知徹底をしっかりと図るということで、市町村選挙管理委員会には申し伝えておりますので、混乱しないよう進めてまいりたいと考えております。

○黒岩委員 今回の補正予算につきましては、短期間での予算編成が大変だったと思うんですが、この金額の積算根拠を教えてくださいたいと思います。

○小藺市町村課長 委員会資料6ページの中ほどに書かせていただいておりますが、2の(3)執行に要する経費の横に、米印で「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の基準に基づき国から交付」といったくだりがございます。この法律に基づきまして、基準単価というものが設けられておりますので、基本的にはこの基準単価で積算させていただきます。

ただ、実行に当たりましては、多少の増減が出てまいりますので、その枠の中で泳ぐことが可能とされておるところではございます。まずは、この総額の中で実施させていただき、その総額の積算につきましては、法律に基づく基準単価が用いられていると御理解いただければと存じます。

○黒岩委員 もう一点、今回の場合、市町村の首長選挙であったり補欠選挙もあるんですけれども、ここに係る人件費でありますとか、投票に係る経費といった共通部分については、どういう区分けをされるんでしょうか。

○小藺市町村課長 今回、同時にされる自治体におかれましては、この衆議院議員選挙に係るものということで一定程度、こちらのほうで予算対応することができるかと思っております。ただ、先ほど申し上げましたとおり、基準に関係したり、あるいは、純粹に市長選に関係する経費につきましては、各市町村で御負担いただくこととなりますので、そういった経費のすみ分けにつきましても適正に執行してまいりたいと考えております。

○丸山委員 今回、予備費と合わせてと書いてありますが、予備費を使わなければ全額国費できたのか、予備費の4,200万円程度は別の国費で補填されると理解してよろしいでしょうか。

○小藺市町村課長 国費の請求に関しましては、今回の補正額と予備費額を合わせて請求をさせていただこうと考えております。

ただ、これまでの実績を見ますと、候補者数等がある程度、余裕を持って積算させていただいていることもございまして、おおむねこの予算額よりは少ない金額となり、執行残も出てまいるような形になろうかと考えております。最終的には、予算の範囲内に収まるのかなという見立てはございますが、いずれにしましても、予備費も含めて国費で対応する予定です。

○川添委員長 よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 ないようですので、以上をもって総務部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午前11時59分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に賛否も含め、御意見があればお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午前11時59分再開

○川添委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。議案第27号について、原案のとおり可決することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第27号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告につきましては、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

正午休憩

正午再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 そのようにさせていただきます。

その他で何かございませんか。

それでは、以上をもって本日の委員会を閉会いたします。

正午閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 川 添 博

